

福井市中心市街地活性化基本計画

平成 19 年 11 月

(平成 19 年 11 月 30 日認定)

(平成 20 年 3 月 31 日 第 1 回変更)

(平成 21 年 3 月 27 日 第 2 回変更)

(平成 22 年 3 月 23 日 第 3 回変更)

(平成 22 年 11 月 12 日 第 4 回変更)

(平成 24 年 3 月 29 日 第 5 回変更)

(平成 25 年 3 月 29 日 第 6 回変更)

福井県福井市

目次

○基本計画の名称	1
○作成主体	1
○計画期間	1
1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	1
[1] 福井市の概要	1
[2] 中心市街地の概要	2
[3] 統計的なデータ等による客観的な把握・分析	5
[4] 地域住民のニーズ等の把握	17
[5] 中心市街地活性化に向けたこれまでの取り組みと評価	21
[6] 課題の整理	25
[7] 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	26
2. 中心市街地の位置及び区域	28
[1] 位置	28
[2] 区域	29
[3] 中心市街地要件に適合していることの説明	30
3. 中心市街地の活性化の目標	34
[1] 福井市中心市街地活性化の目標	34
[2] 数値目標	35
[3] 計画期間	47
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用 に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	48
[1] 市街地の整備改善の必要性	48
[2] 具体的事業の内容	49
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項	56
[1] 都市福利施設の整備の必要性	56
[2] 具体的事業の内容	57
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の 供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための 事業等に関する事項	60
[1] 街なか居住の推進の必要性	60
[2] 具体的事業の内容	61
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化 のための事業及び措置に関する事項	68
[1] 商業の活性化の必要性	68
[2] 具体的事業の内容	69

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項	91
〔1〕公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性	91
〔2〕具体的事業の内容	92
◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所	97
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	98
〔1〕市町村の推進体制の整備等	98
〔2〕中心市街地活性化協議会に関する事項	103
〔3〕基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進	109
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	121
〔1〕都市機能の集積の促進の考え方	121
〔2〕都市計画手法の活用	123
〔3〕都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等	126
〔4〕都市機能の集積のための事業等	131
11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項	132
〔1〕基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項	132
〔2〕都市計画との調和等	133
〔3〕その他の事項	134
12. 認定基準に適合していることの説明	135

- 基本計画の名称：福井市中心市街地活性化基本計画
- 作成主体：福井県福井市
- 計画期間：平成 19 年 11 月～平成 25 年 3 月（5 年 5 月）

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

〔1〕福井市の概要

福井市は、日本列島のほぼ中央の日本海側にあり、日本列島の「へそ」に位置している。九頭竜川、足羽川、日野川の三大河川の扇状地である福井平野は、今から 1500 年ほど前、この地にゆかりの深い継体(けいたい)天皇の治山治水事業により、一面の沼沢地が肥沃な平野に生まれ変わったと伝えられている。

その後、文化の発達に伴い北陸の要衝として栄え、中世には、市街地の南にある一乗谷に居を構えた朝倉氏が五代にわたり、越前国守護としてこの地を治め、小京都と呼ばれるほどの栄華を極めたといわれている。

現在の市の中心部は、室町時代のころ北ノ庄と呼ばれ、街づくりの始まりは柴田勝家の北ノ庄城築城が始まりといわれている。江戸時代に入り、徳川家康の二男である結城秀康が 68 万石の城主として慶長 5 年(1600)に任ぜられた。福井の地名については、北ノ庄から「福居」となり、3 代藩主忠昌のとき、「福井」と改められた。

幕末の藩主は、名君の誉れ高い松平慶永(春嶽)で、その時代には、橋本左内、由利公正、橘曙覧、笠原白翁ら多くの人材が輩出し活躍している。また、慶永は産業振興事業として織物を取り入れ、これが織物王国福井の礎となった。

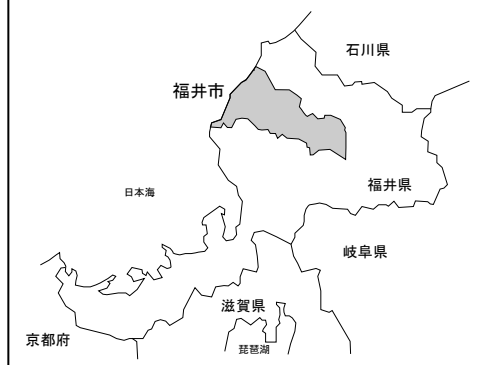
明治 22 年に市制が施行され福井市となり、鉄道の開通や織物産業等の興隆により政治・経済・文化の中心都市として発展してきた。

昭和 20 年 7 月の空襲、昭和 23 年の福井大震災と壊滅的な打撃を受け、さらに水害、風害と幾多の災害に見舞われたが、市民の不屈の精神によって不死鳥のように甦り、今日の「不死鳥のまち福井」を築き上げてきた。

平成 12 年には特例市に移行し、平成 18 年 2 月 1 日には、隣接する美山町、越廼村、清水町の 3 町村と合併し、総面積約 536.17 k m²、人口約 27 万人となり、県内人口約 33%を占める福井県の県都として重要な役割を担っている。

福井市は、全国各都市の「すみよさランキング(都市データパック 2006 年版東洋経済新報社)」で、安心度、利便性、快適度、富裕度、住居水準充実度の観点から総合 1 位に選ばれ、また、福井県の平均寿命は男女とも全国 2 位(平成 12 年)となっているなど、福井市は住みやすい環境であるといえる。

《福井市 位置図》



〔２〕 中心市街地の概要

（１） 中心市街地の概要

本市の中心市街地は、藩政時代からの歴史を有し、ＪＲ福井駅を中心として商業、業務、居住など多様な都市機能が集積し、多くの人やもの、情報が行き交う場として、独自の生活文化、伝統を育み、福井市の中心市街地としてだけでなく、圏域全体の発展に大きな役割を果たしてきた地域である。

特に、ＪＲやえちぜん鉄道、福井鉄道などの鉄道に加え、路線バス、すまいるバスなど多様な公共交通機関が結節し、市役所や県庁などの行政施設、金融機関の支店等の業務施設、百貨店や商店街等の商業施設、響のホール等の文化施設など、駅を中心として多くの都市機能が、徒歩圏域内に集積していることに特徴がある。



(2) 歴史的・文化的資源、景観資源、社会資本や産業資源等の既存ストック状況及びその有効活用等

①歴史的・文化的資源

福井城址、柴田神社などは、中心市街地が城下町として形成されたことを示す歴史的な資源である。

福井城址は、結城秀康が築城し、約 270 年間にわたり 松平家の繁栄の舞台となった名城跡である。4 層 5 階、高さ 37m に及ぶ天守閣があったが、現在は石垣と堀のみで、天守台下には福井という名の起こりになったと言われている「福の井」と呼ばれる井戸跡がある。御本丸緑地の内堀公園内には、幕末の福井藩の財政の立て直しをはかるなど活躍した福井ゆかりの偉人、三岡八郎（由利公正）、横井小楠の彫像が設置されているほか、福井城下に関する歴史が学べる解説板もあり、福井の歴史を身近に学ぶことができる。



柴田神社は、柴田勝家によって築かれた北の庄城跡であり、明治中期に建てられた柴田神社が鎮座し、一帯は北の庄城址公園となっている。公園内には柴田勝家・お市の方夫妻の銅像をはじめ、北の庄城の石垣跡や鬼瓦、復元井戸などが展示保存されている。

桜の花が咲く季節になると、これら福井の歴史を彩った戦国の勇士や武将達が鎧兜に身をかため、福井城址から足羽河原にかけて勇壮な時代絵巻を繰り広げる「ふくい春まつり」が開催されている。

さらに夏には、これまで福井市が戦災・震災・水害といった壊滅的な大災害に見舞われながらも、不死鳥(フェニックス)のように逞しく復興したのを記念して行われるようになった「フェニックス祭り」も中心市街地で繰り広げられている。

最近では、まちなか文化施設「響のホール」が整備され、音楽や演劇鑑賞、市民活動の発表など、新たな文化活動の場として活用されている。

福井市は、郷土の歴史や伝統文化を大切にし、人の交流により育んできた多様な文化を、産・学・官と市民が協働して、さらに高度に発展させていく“新しい文化を創造するまち”づくりを目指している。



【時代行列】



【フェニックスまつり】

②景観資源

福井の玄関口であるＪＲ福井駅周辺には、商業、業務施設などの都市的な景観に隣接して、市街地内を東西に流れる足羽川の水辺や「さくら名所 100 選」にも選定されている堤防の桜堤、足羽山の緑などの自然景観を形成し、これらが福井の中心市街地における景観の骨格を形成している。



これらの福井市の都市景観の整備の基本的な方向を明らかにし、市民と行政が協力してその目標の実現を図るための指針として、「福井市都市景観基本計画・1989」を策定した。また、平成３年には「福井市都市景観条例」を制定し、福井市全域を対象とする良好な都市景観形成のためのルールや制度を整えてきた。

その後、中心市街地内で、各地に残る貴重な歴史的資源を有機的に結び、人々の回遊と交流を促す「歴史のみち整備事業」や、来街者が楽しく安全・快適に回遊でき、道路と沿道建物との一体的な景観にも配慮した道路空間を整備する「賑わいの道づくり事業」などの関連事業を含め、景観づくりに取り組んできている。

さらに、平成１６年の「景観法」の制定や市町村合併による地域固有の景観資源が新たに加わったことにより、本年５月に「福井市景観基本計画」を策定した。中心市街地を含む福井都心地区は、景観形成重点地区として位置付けられ、「福井らしさを実感できる風格あるシンボル景観の創生」を目標として、景観資源の保全・活用に取り組んでいくこととしている。

③社会資本や産業資源

福井市の中心市街地は、戦災・震災などによって壊滅的な打撃を受けたが、土地区画整理事業の実施により、道路等の都市基盤が整えられ、これに伴って、市役所や県庁などをはじめとする行政機能や、事務所、商店街といった産業・商業機能、居住機能、更には病院・医院が立地し、多様な都市機能が集積している。

公共交通については、ＪＲ福井駅を中心として、えちぜん鉄道、福井鉄道など地方鉄道網が維持され、また京福バスやすまいるバスなど、郊外バス、市内バス、コミュニティバスの発着地点があり、中心市街地は公共交通の利便性の高い地域であるといえる。

[3] 統計的なデータ等による客観的な把握・分析

(1) 人口動態に関する状況

○人口は減少傾向にある

- ・ 中心市街地の人口の推移をみると、人口及び対市シェアとも減少傾向にある。人口は、平成2年に6,443人であったが、平成18年には4,474人となり、1,969人(30.6%)減少している。
- ・ 対市シェアは、2.5%(平成2年)から1.6%(平成18年)と0.9%減少している。(図1-1-1)

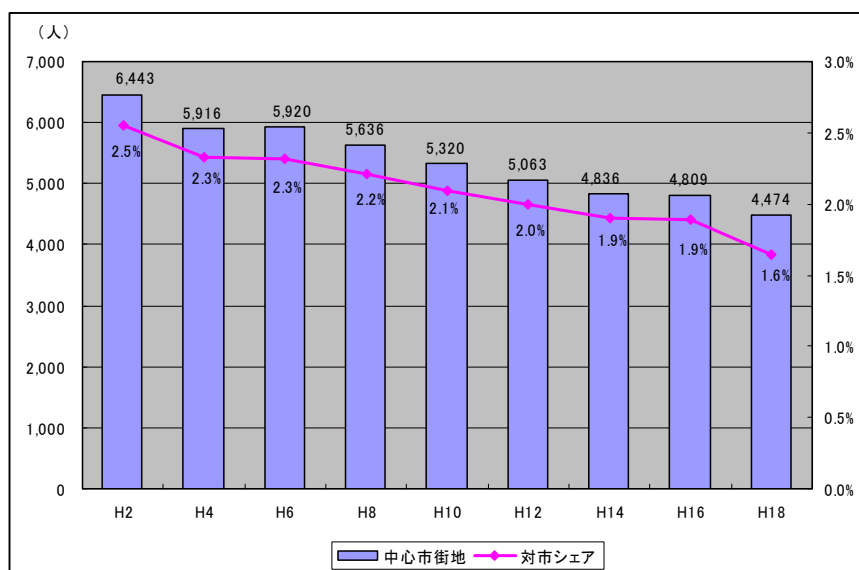


図 1-1-1 中心市街地人口の推移

資料：住民基本台帳

○世帯数は横ばい傾向にある

- ・ 中心市街地の世帯数は、横ばい傾向にある。平成18年度には減少に転じている。
- ・ 対市シェアは、2.7%(平成2年)から1.9%(平成18年)と0.8%減少している。(図1-1-2)

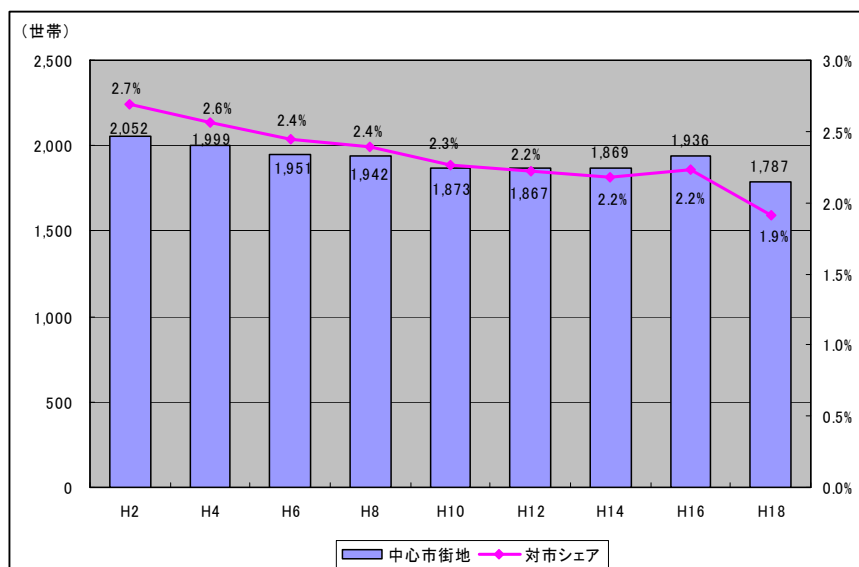


図 1-1-2 世帯数の推移

資料：住民基本台帳

○高齢人口は横ばいで推移し、その他の世代は減少している

- ・世代別人口の推移をみると、高齢人口以外では人口が減少し続け、特に生産年齢人口が平成10年と比較して、400人程度減少しており、これが人口減少に大きく影響を与えている(図1-1-3)。

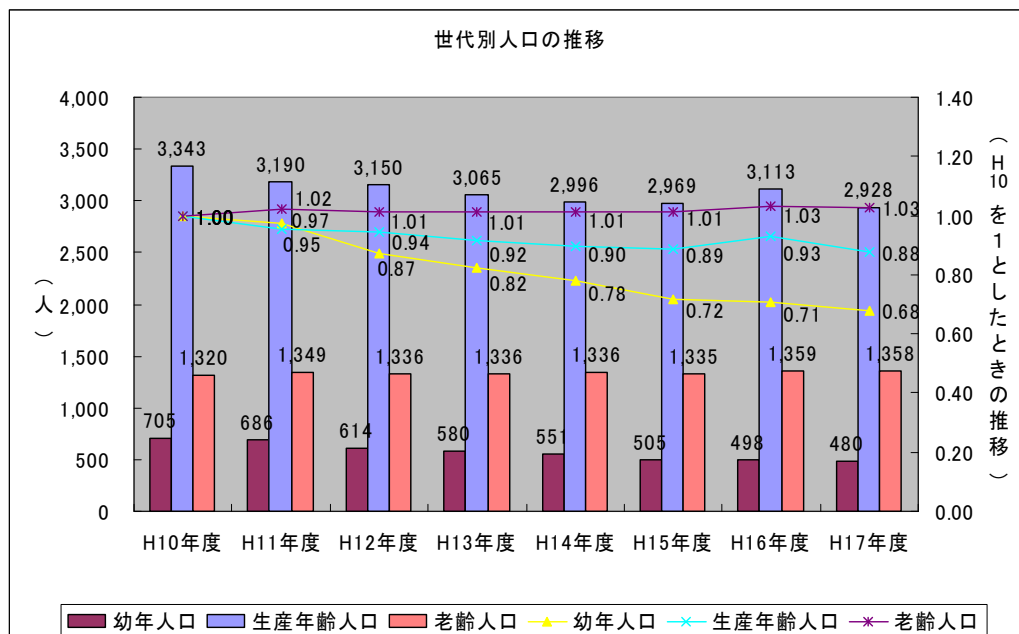


図1-1-3 中心市街地の世代別人口の推移

資料：住民基本台帳

《考察》

- ・人口は減少傾向にあり、幼年人口及び生産年齢人口の減少がその主な要因となっている。また、高齢人口はほぼ横ばい傾向で推移していること、平成18年に世帯数は減少しているものの近年横ばい傾向で推移していたことなどにより、ファミリー層が世帯分離により中心市街地外へ移転することにより人口が減少しているものと考えられる。
- ・今後は、中心市街地において人口増を図るため、居住ニーズに対応した取り組みを行う必要がある。

(2) 産業に関する状況

○中心市街地の事業所数、従業員数は減少している

- ・中心市街地における事業所数は、減少傾向にある。平成 16 年には 2,036 事業所となっており、平成 3 年の 3,325 事業所と比較して、1,289 事業所 (38.8%) 減少している。
- ・対市シェアにおいても 17.7% (平成 3 年) から 13.0% (平成 16 年) となり、4.7% 減少している。(図 1-2-1)

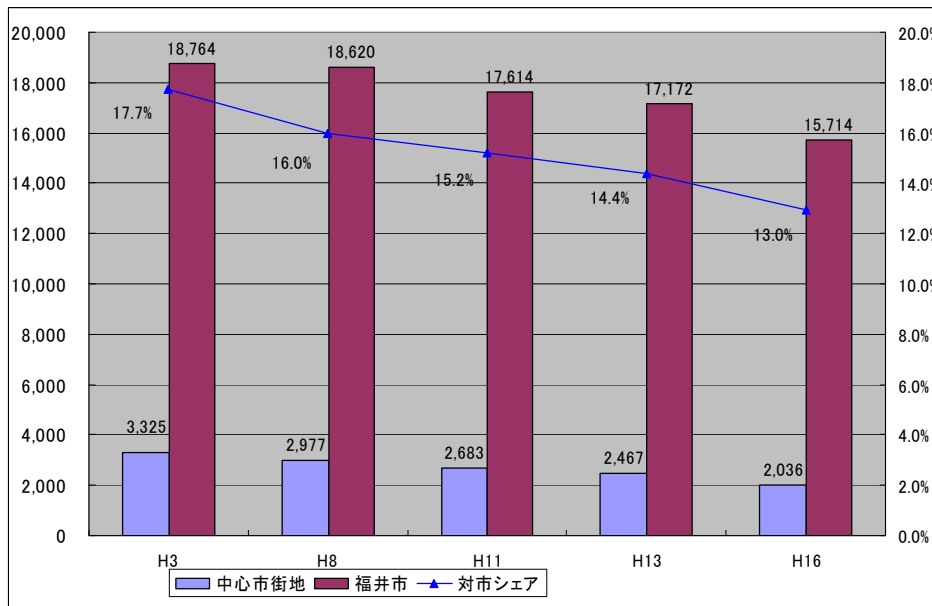


図 1-2-1 事業所数の推移

資料：事業所統計調査

- ・中心市街地における従業員数についても減少傾向にある。平成 16 年には 14,954 人となっており、平成 3 年の 23,704 人と比較して、8,750 人 (36.9%) 減少している。
- ・対市シェアにおいても 16.3% (平成 3 年) から 11.2% (平成 16 年) となり、5.1% 減少している。(図 1-2-2)

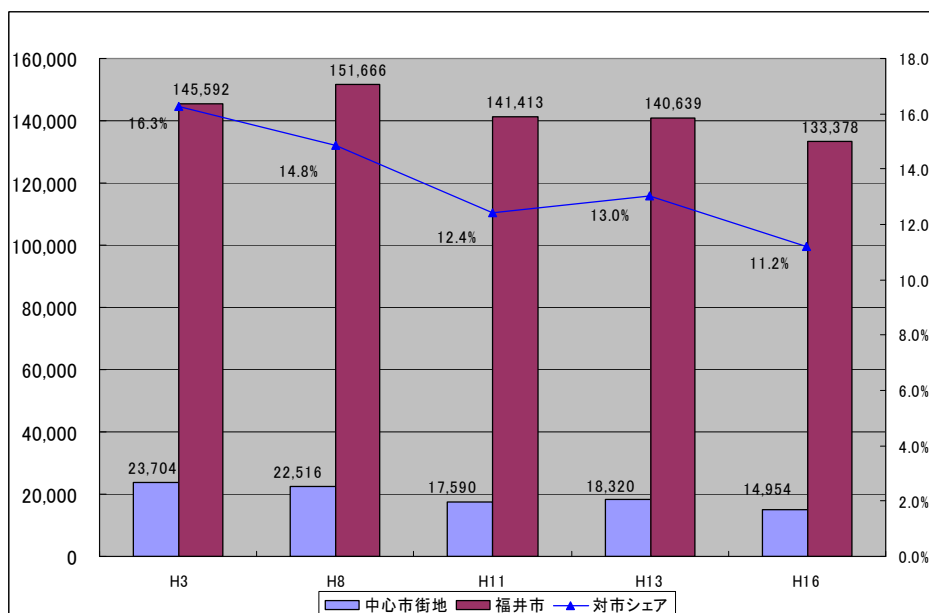


図 1-2-2 従業員数の推移

資料：事業所統計調査

○卸売・小売業、飲食店などの業種が減少している

- ・各業種の事業所数の推移をみると、卸売・小売業、飲食店が平成 16 年には平成 3 年と比較して 930 事業所(42.4%)減少し、中心市街地内の事業所数の減少に大きく影響を与えている。(図 1-2-3)
- ・各業種の従業員数の推移をみると、卸売・小売業、飲食店、金融・保険業の減少が顕著で、平成 16 年には平成 3 年と比較して、それぞれ 3,941 人(37.8%)、2,319 人(48.3%)減少した。(図 1-2-4)

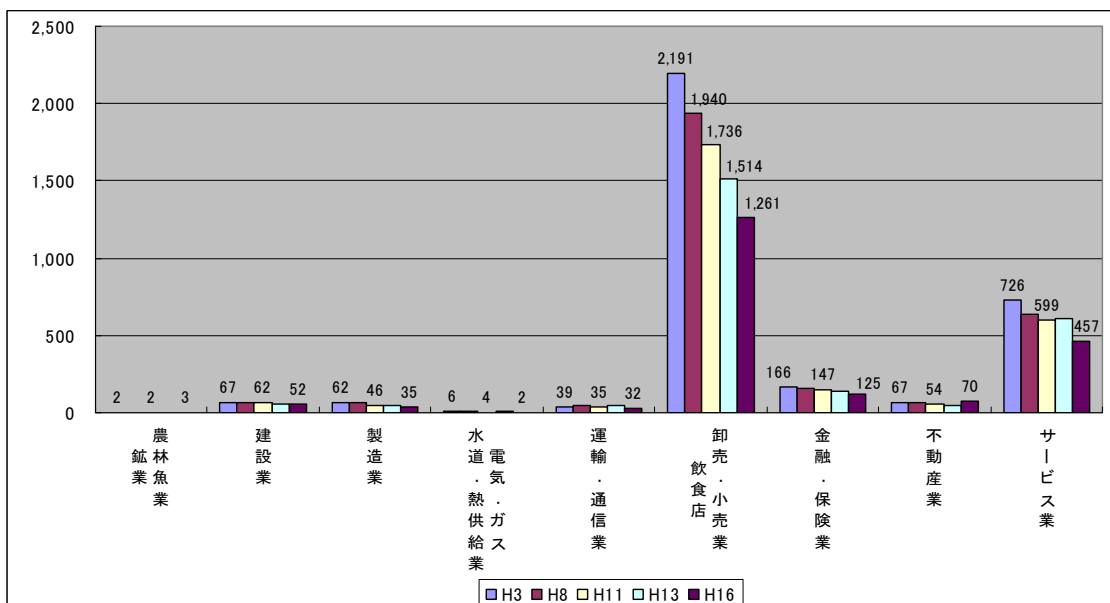


図 1-2-3 業種ごとの事業所数の推移（大分類）

資料：事業所統計調査

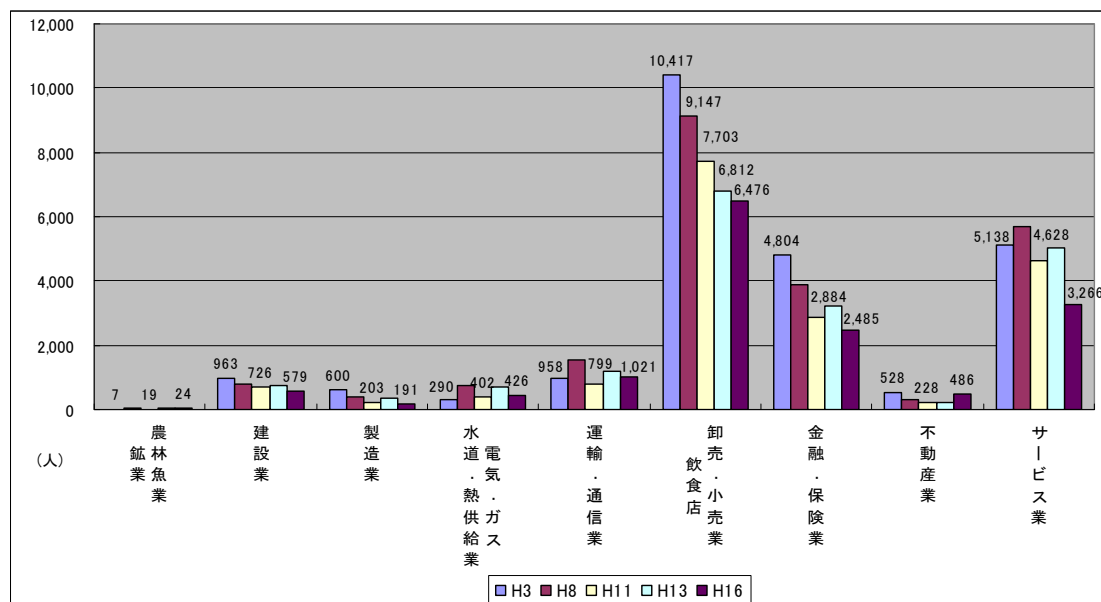


図 1-2-4 業種ごとの従業員数の推移（大分類）

資料：事業所統計調査

《考察》

- ・卸売・小売業・飲食店及び金融・保険業の減少が著しい。卸売・小売業・飲食店の減少は、中心市街地の商業の中心性を喪失させ、金融・保険業の減少は、中心市街地の経済の中心性を喪失することにつながる。
- ・また、中心市街地における事業所数、従業員数の減少は、賑わいの喪失、買い物などによる消費の減少につながってくる。
- ・今後、事業所数及び従業員数の増加に向け、民間投資が積極的に行われるような環境を整えていくことが必要である。

(3) 商業に関する状況

○中心市街地の商店数が減少している

- ・中心市街地の商店数は、減少し続けており平成 16 年には 360 店舗となり、平成 3 年の 633 店舗と比較して 273 店舗（43.1%）減少している。
- ・対市シェアにおいても、13.7%（平成 3 年）から 10.2%（平成 16 年）となり、3.5% 減少している。（図 1-3-1）

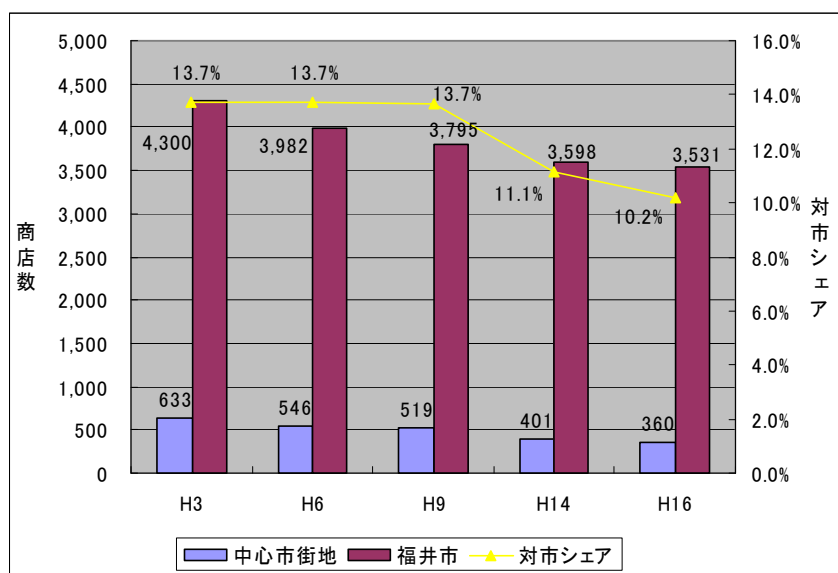


図 1-3-1 商店数の推移

資料：商業統計調査

○中心市街地の年間小売販売額が減少している

- ・中心市街地の年間小売販売額は減少し続けており、平成 16 年には 387 億円となり、平成 3 年の 690 億円と比較して 303 億円(43.9%)減少している。
- ・対市シェアにおいても、17.4% (平成 3 年) から 10.1% (平成 16 年) となり、7.3% 減少している。(図 1-3-2)

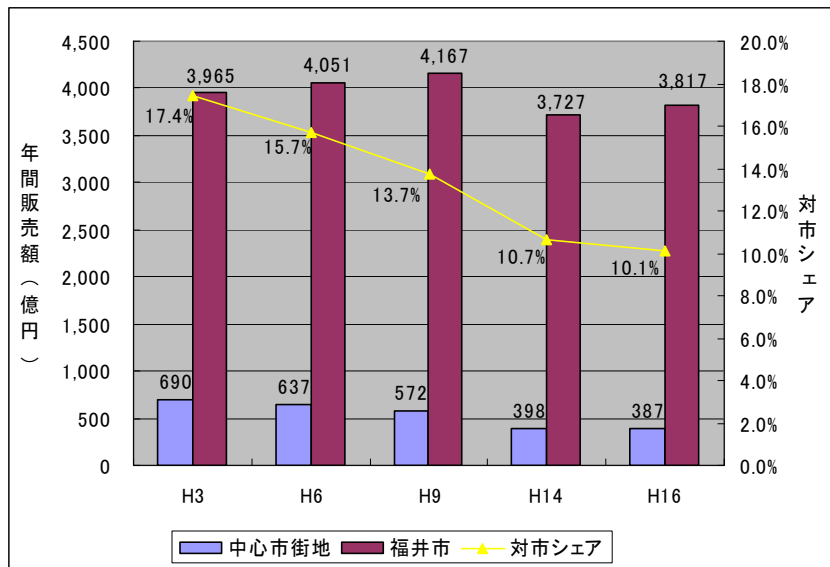


図 1-3-2 年間販売額の推移 資料：商業統計調査

○中心市街地の売り場面積が減少している

- ・福井市全体の売場面積は、大きく増加しているが、中心市街地の売場面積は減少し、平成 16 年には 52,443 m² となり、平成 3 年の 71,815 m² と比較して 19,372 m² (27.0%) 減少している。
- ・対市シェアにおいても、20.0% (平成 3 年) から 11.3% (平成 16 年) となり、8.7% 減少している。(図 1-3-3)

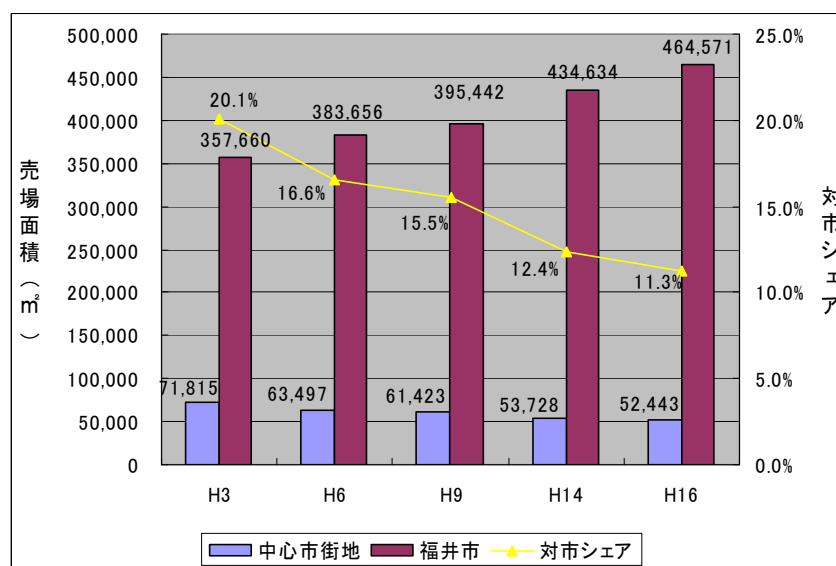


図 1-3-3 売場面積の推移 資料：商業統計調査

○空店舗数が増加している

- ・空店舗数（中央1丁目）は、平成13年12月に26店舗であったが、平成18年8月には69店舗となり、43店舗増加している。（図1-3-4）
- ・中央1丁目における店舗数は403店舗（平成18年度）あり、空店舗数は全体の17.1%を占めている。

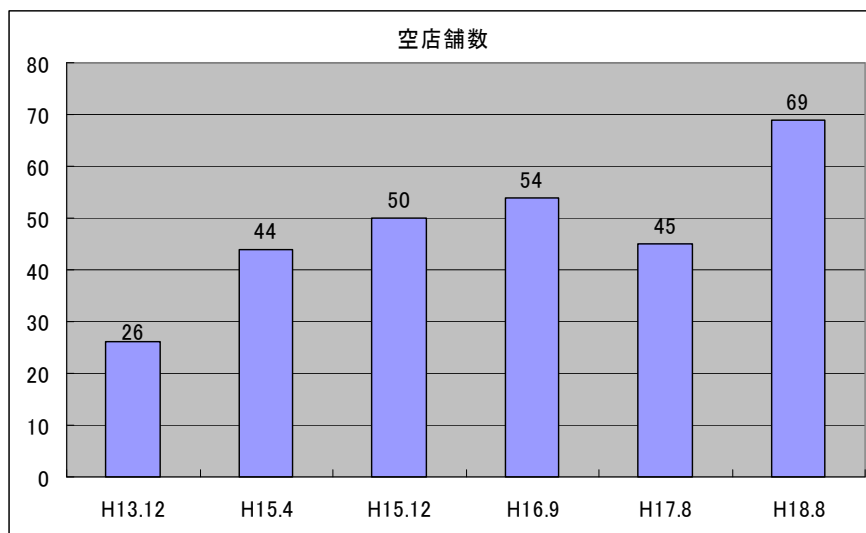


図1-3-4 空き店舗の状況（中央1丁目） 資料：まちづくり福井調査

○歩行者・自転車通行量は減少しているが、近年は横ばい傾向にある

- ・歩行者・自転車通行量（10地点合計）は、平成18年において43,440人であり、平成12年の67,435人と比較して23,995人(35.6%)減少している。大規模商業施設の生活創庫が閉店した平成14年に大きく落ち込んでいるが、それ以降は下げ止まりの傾向が見られる。また、平成17年度の数値については、福井西武改装やプリズム開業後間もない計測値であるため、特異値と考えられる。（図1-3-5）

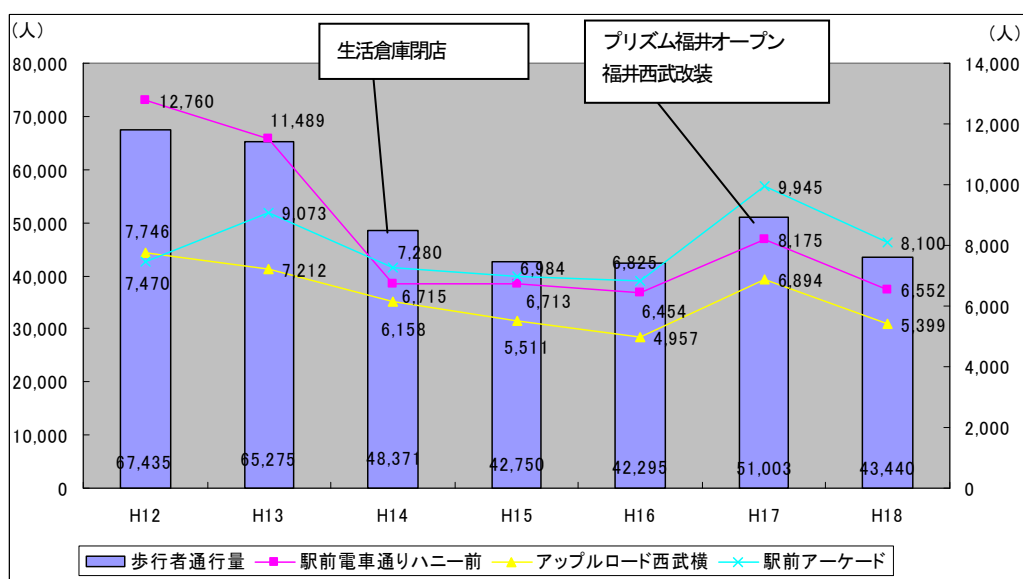
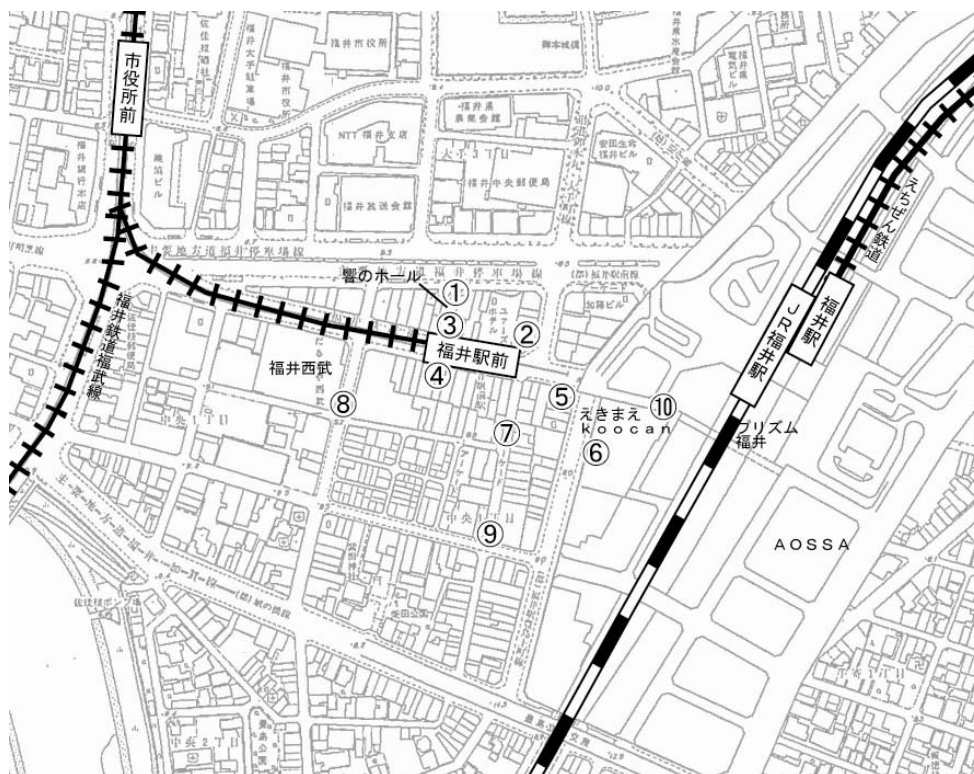


図1-3-5 歩行者通行量の推移 資料：まちづくり福井調査

《歩行者通行量の調査地点（10 地点）》



- | | |
|--------------|--------------|
| ① シンボルロード南側 | ⑥ 南通り旧生活創庫前 |
| ② ミスタードーナツ南側 | ⑦ ガレリア元町 |
| ③ 駅前電車通り北側 | ⑧ アップルロード西武横 |
| ④ 駅前電車通り南側 | ⑨ 北の庄通り |
| ⑤ 駅前電車通りハニー前 | ⑩ 駅前アーケード |

《考察》

- ・旧福井市中心市街地活性化基本計画の策定時（H11）と比較して、中心市街地における商店数、年間販売額、売場面積、歩行者通行量が減少し、空き店舗数が増加するなど商業を取り巻く環境が悪化している。一方で、福井市全体の売場面積は増加するなど商業施設の伸張がみられ、これが中心市街地に影響を与えていることも想定できる。
- ・福井市全体の年間販売額が減少し、既存大規模商業施設の閉店がみられるなど、商業施設が飽和状態であると考えられる。
- ・響のホールやA O S S A、プリズム福井など拠点となる施設がオープンし、歩行者通行量の減少に下げ止まりの傾向がみられるなど一定の効果も見られる。
- ・今後、個店の魅力向上・出店機会の創出など商業の魅力向上に取り組むことにより商業の活性化につなげていく必要がある。

(4) 低未利用地の状況

○低未利用地が増加しており、そのうち平面駐車場の増加が多い

- ・ 中心市街地における低未利用地は、平成 8 年の 7.5ha から平成 13 年には 10.6ha と増加している。(図 1-4-1)
- ・ 平面駐車場の数が増加してきており、平成 4 年には 318 箇所であったのに対し、平成 14 年には 434 箇所と、116 箇所増加している。特に面積が 100 m²未満及び 100～200 m²未満の平面駐車場が増加しており、それぞれ 43 箇所、42 箇所増加している。(図 1-4-2)

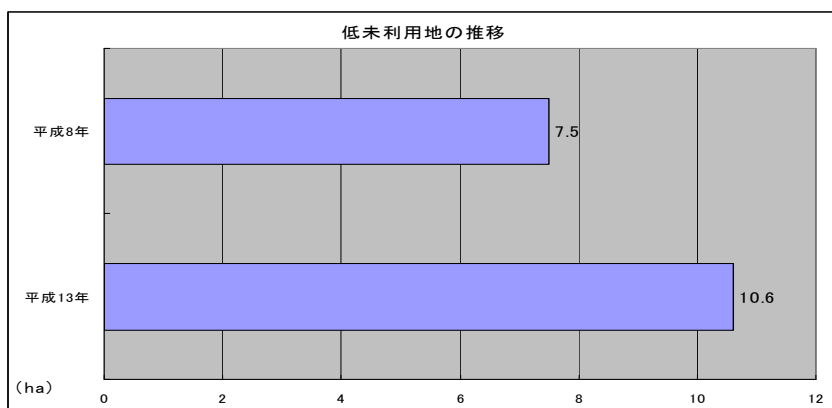


図 1-4-1 低未利用地の推移 資料：都市計画基礎調査

※低未利用地

平面駐車場、建物跡地、改変工事中の土地

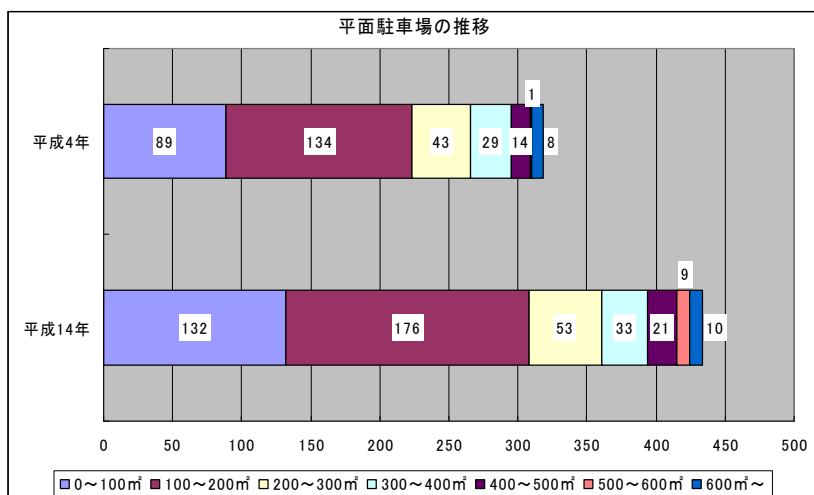


図 1-4-2 平面駐車場の推移 資料：福井市都心居住に関する研究報告書

《考察》

- ・ 低未利用地の増加は、平面駐車場の増加によるものと想定される。
- ・ 今後、低未利用地の利用を促進するための取り組みが必要である。

(5) 公共交通等の状況

○鉄道の乗車人員の推移について、平成 11 年の水準に回復してきている

- ・鉄道全体の利用状況をみると、平成 11 年度以降減少していたが、回復基調にあり、平成 18 年度には、平成 11 年の水準の 94.1%まで回復してきている。(図 1-5-1)

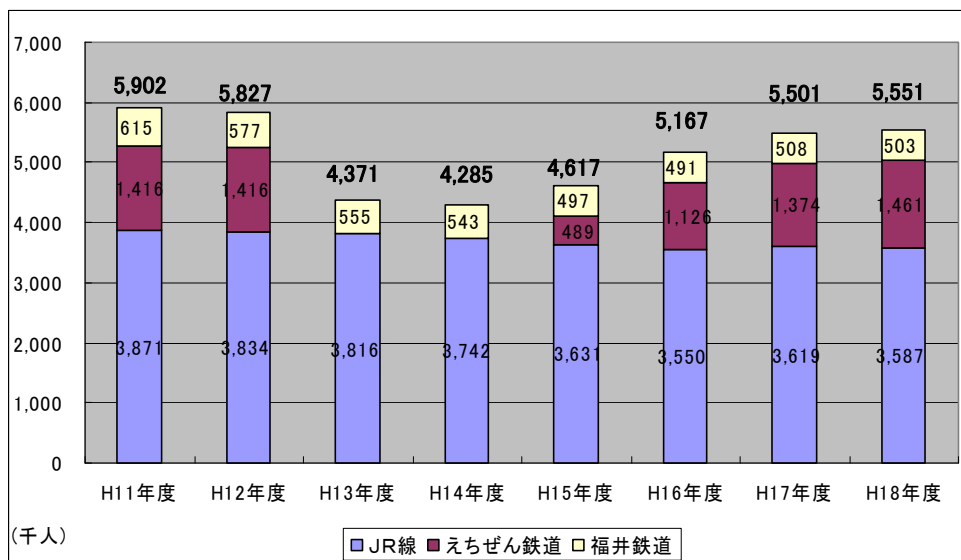


図 1-5-1 鉄道乗車人員の推移

○JRの乗車人員の推移について、下げ止まり傾向にある

- ・JRの利用状況をみると、平成 11 年度以降減少傾向にあったが、平成 16 年度以降、下げ止まりが見られる。(図 1-5-2)

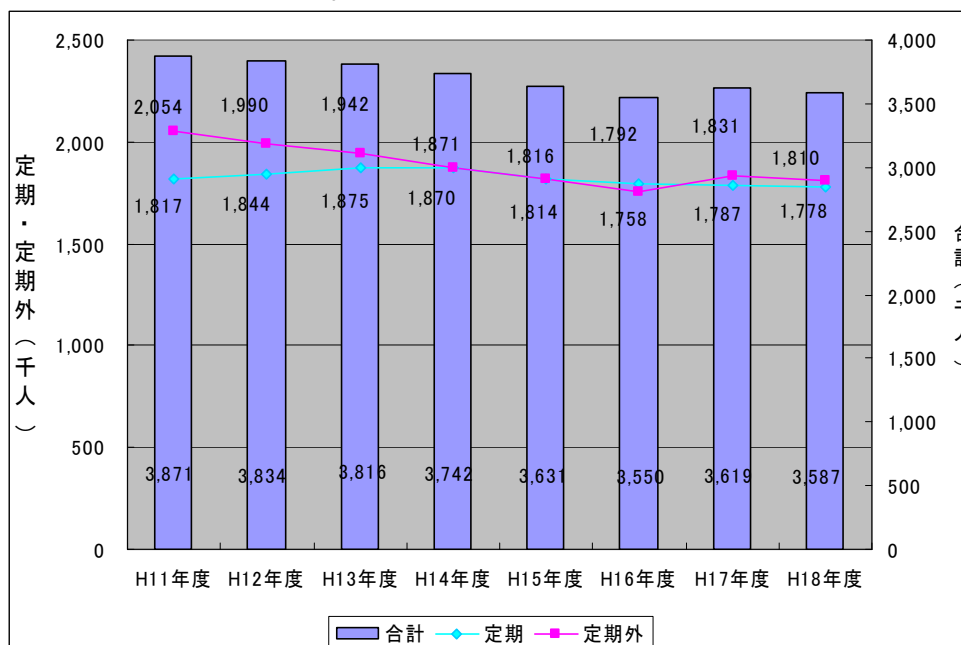


図 1-5-2 JR 福井駅乗車人員の推移

資料：JR調査

○えちぜん鉄道の乗車人員の推移について、京福電鉄廃止以前(H12)よりも増加している

- ・えちぜん鉄道の各駅の乗車人員の合計は、平成15年度以降回復してきており、平成18年度には、平成11年度の乗車数を上回った。(図1-5-3)

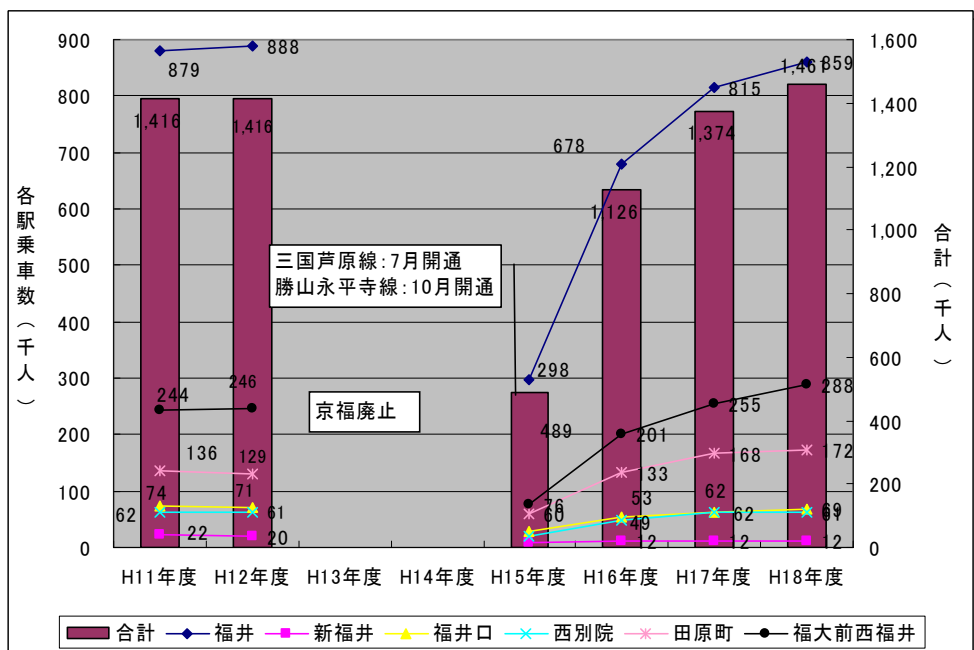


図1-5-3 えちぜん鉄道の乗車人員の推移 資料：えちぜん鉄道調査

○福井鉄道福武線の乗車人員の推移について、下げ止まり傾向にある

- ・福井鉄道福武線の乗車人員（市内路面区間）についても同様に、平成11年度以降減少していたが、平成16年度以降、下げ止まり傾向が見られる。(図1-5-4)

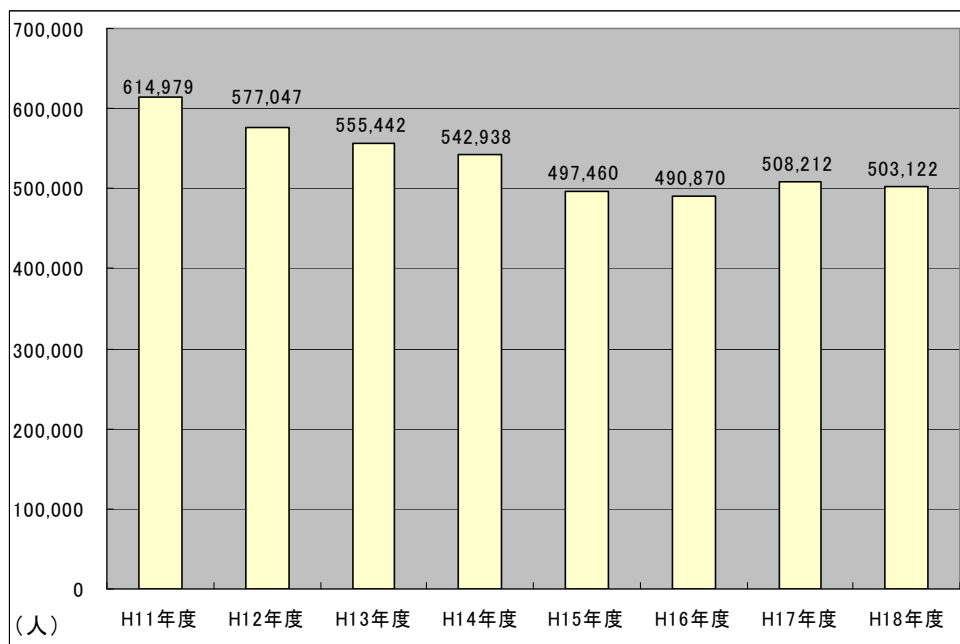


図1-5-4 福井鉄道乗車人員の推移 資料：福井鉄道調査

○すまいるバスの乗車数は、開業以来、総じて増加傾向にある

- ・すまいるバスの乗降者数については、平成12年度の運行開始以来、総じて増加傾向にある。(図1-5-5)

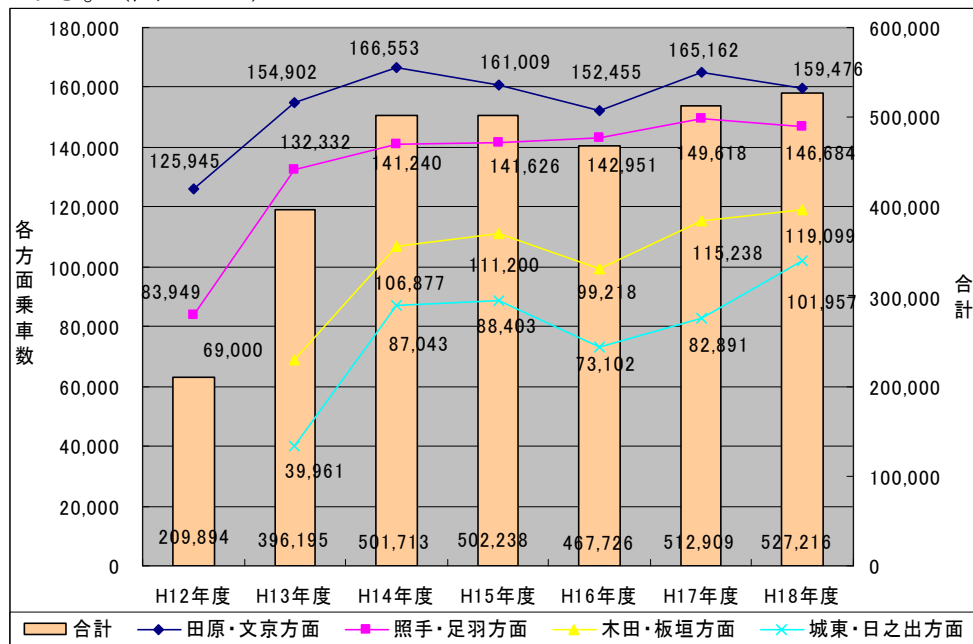


図1-5-5 コミュニティバスの乗降者数の推移 資料：まちづくり福井調査

《考察》

- ・各公共交通機関の乗車数等は、旧福井市中心市街地活性化基本計画の策定時（H11）と比較して、総じて減少している。しかしながら、近年は下げ止まり傾向がみられる。
- ・福井市全体と比較して、公共交通の利用度は高いものの、自動車利用による中心市街地への来街が中心となっている（103 ページ参照）。
- ・今後は、福井駅を中心とした交通結節機能の強化を図り、公共交通の利用者を増やしていくことが必要である。

[4] 地域住民のニーズ等の把握

(1) まちづくりフェア 中心市街地についてのアンケート(福井市調査)

◆調査の概要

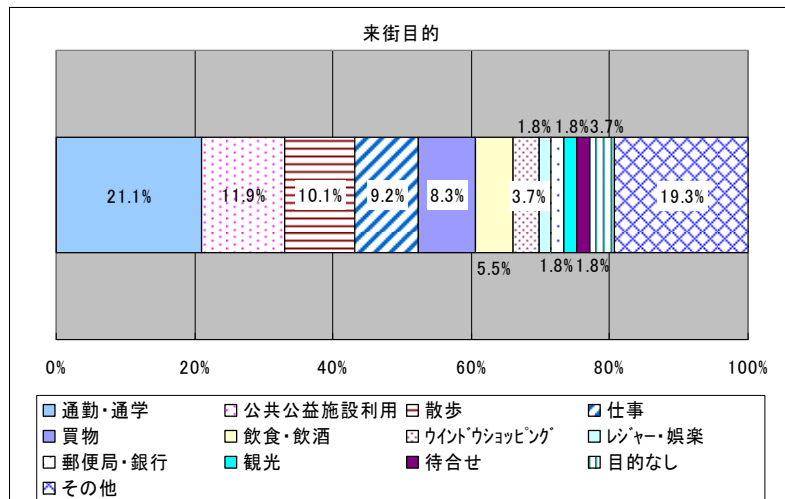
調査実施期間：平成 18 年 10 月 29 日

対象者・回収数：まちづくりフェア参加者 113 名

調査方式：アンケート方式

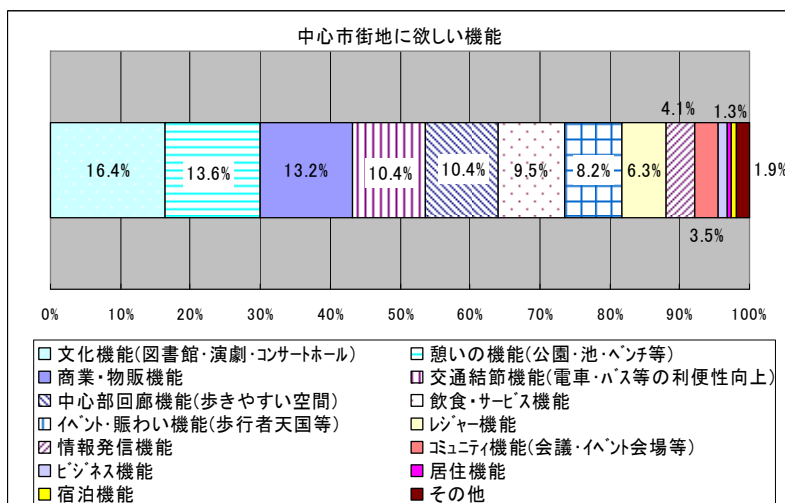
《 来街目的 》

- ・通勤・通学(21.1%) 目的が最も多く、次いで公共公益施設利用(11.9%)、散歩(10.1%)となっている(その他除く)。



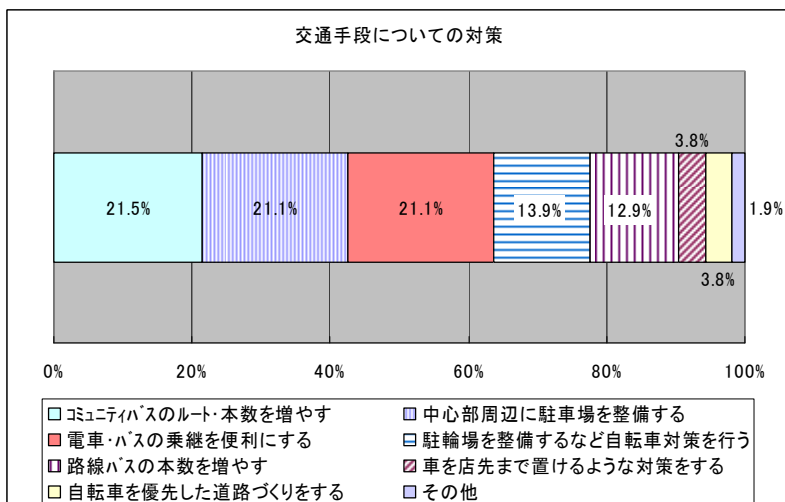
《 中心市街地に欲しい機能 》

- ・文化機能(図書館、演劇、コンサートホール)を欲しい機能とする意見が、最も多くなっている(16.4%)。
- ・次いで、憩いの機能(公園、池、ベンチ等)(13.6%)、商業・物販機能(13.2%)となっている。



《 交通手段についての対策 》

- ・コミュニティバスのルート・本数を増やす(21.5%)、周辺に駐車場を整備する(21.1%)、電車・バスの乗継ぎを便利にする(21.1%)の意見が多くなっている。



(2) 消費者購買動向調査（まちづくり福井(株)調査）

◆調査の概要

調査実施期間：平成 18 年 11 月 2、5 日

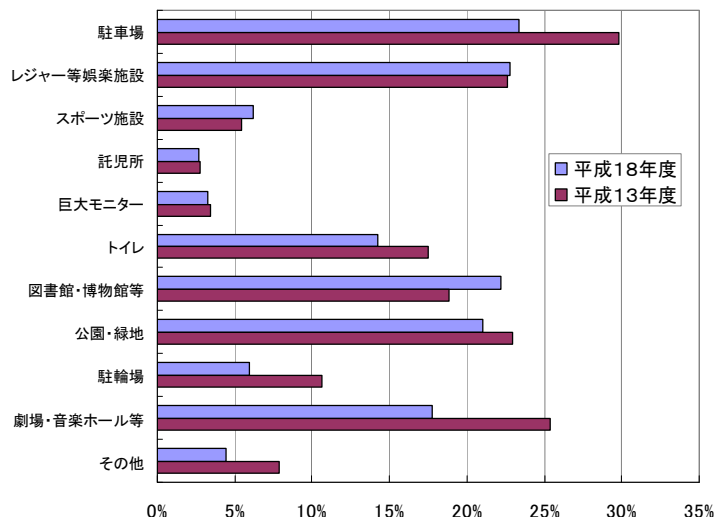
対象者：中心市街地来街者

回収数：336（配布数 1,800 回収率 18.6%）

調査方式：アンケート方式

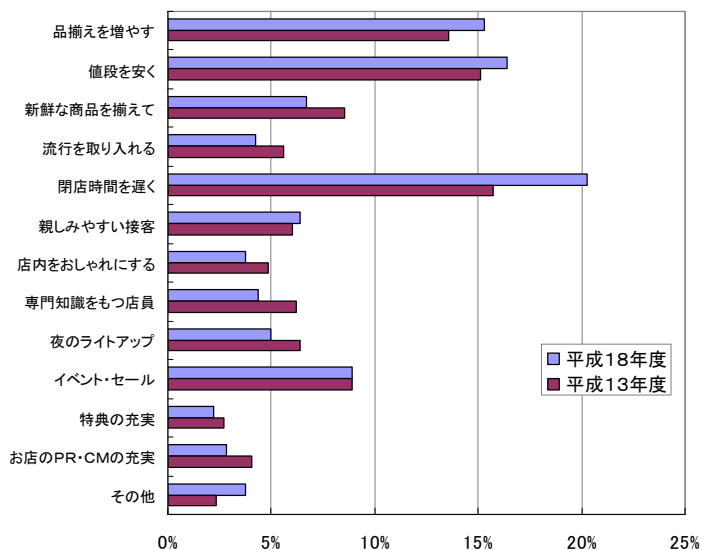
《駅前に欲しい施設》

- ・駐車場、娯楽施設、図書館・博物館等、公園・緑地が多くなっている。
- ・前回調査(H13)と比較すると、駐車場、演劇・音楽ホールが減少し、図書館・博物館等との意見が増えてきている。



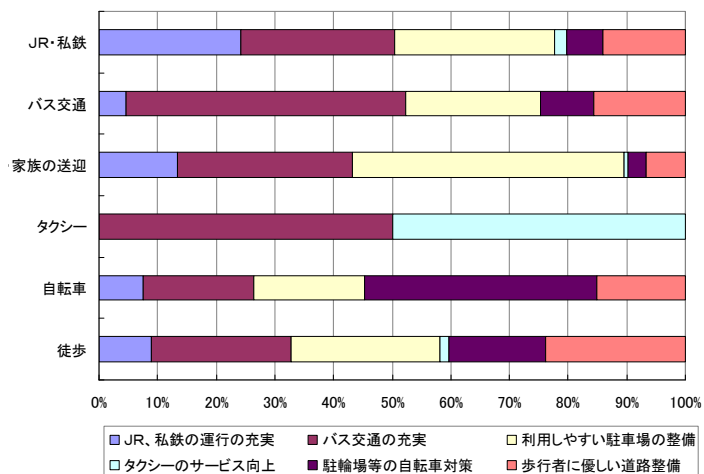
《駅前に対する希望》

- ・閉店時間の延長、値段を安くする、品揃えを増やすが多くなっている。
- ・また、これらの意見は、前回調査と比較して、その割合は多くなっている。
- ・前回調査(H13)と比較すると、特に閉店時間の延長の要望が多くなっている。



《駅前の交通に必要なもの》

- ・JR・私鉄、バス利用者をみると、公共交通機関を充実する必要があるとの意見が半数以上を占めている。
- ・自動車・家族の送迎利用者は、駐車場の整備との意見が最も多くなっているものの、公共交通機関を充実する必要があるとの意見も4割以上となっている。



(3) 県民アンケート調査（福井県調査）

◆調査の概要

調査実施期間：平成 18 年 10 月、12 月

対象者、回収数：県政マーケティング調査：1,099 人(回収率 55%)

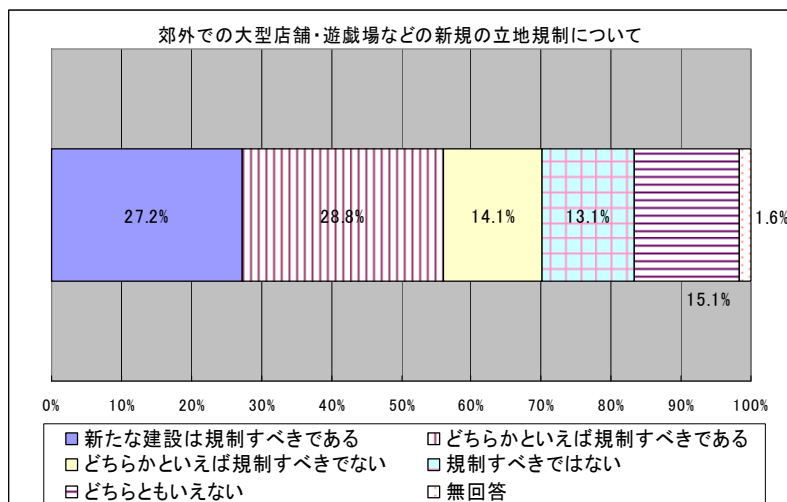
県内大学生アンケート調査：257 人

※両調査の合計値：本調査では福井市在住分を集計

調査方式：アンケート方式

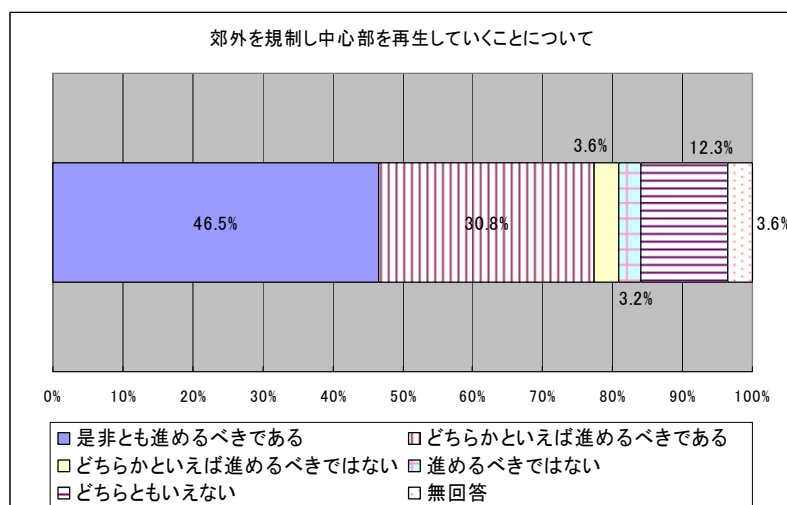
《郊外での大型店舗・遊技場などの新規の立地規制について》

- ・郊外での新規立地について、規制すべき、どちらかといえば規制すべきとの回答が 56.0%と過半数を超えている。
- ・一方で、規制すべきでない、どちらかといえば規制すべきでないとの回答が 27.2%とっている。



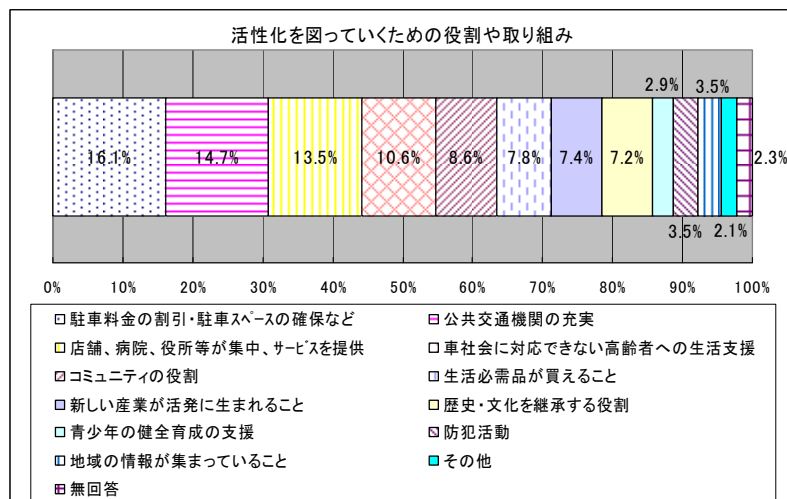
《中心部の再生について》

- ・郊外を規制し、中心部を再生することについて、進めるべき、どちらかといえば進めるべきとの回答が 77.2%と全体の 3/4 を超えている。
- ・一方で、進めるべきではない、どちらかといえば進めるべきではないとの回答が 6.8%となっている。



《活性化のための役割や取り組み》

- ・駐車料金、駐車スペースなどの駐車対策との回答が最も多くなっている(16.1%)。
- ・次いで、公共交通機関の充実(14.7%)、店舗・病院・役所等の集中によるまとまったサービスの提供(13.5%)となっている。



(4) 住まいとまちづくりに関するアンケート（福井商工会議所調査）

◆調査の概要

調査実施期間：平成 18 年 9 月 19 日～10 月 6 日

対象者：市内小学校 2、3 年生の保護者を中心とする子育て世代、独身、及び子育てを終えた企業勤務者

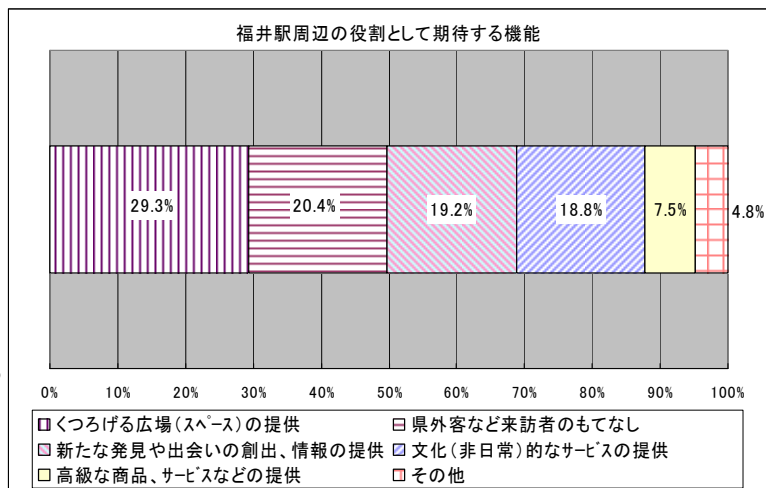
回収数：2,548（配布数 3,000 回収率 84.9%）

調査方式：アンケート方式

《福井駅周辺の役割として

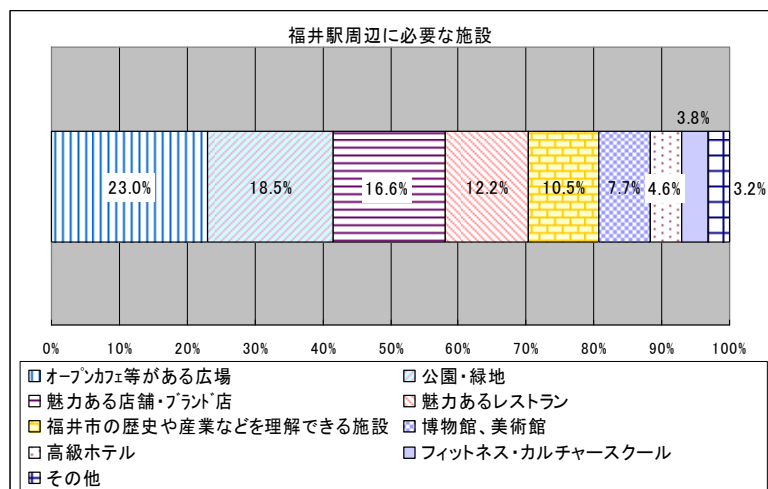
期待する機能》

- ・ 福井駅周辺の役割として期待される機能として、くつろぐことができる場(スペース)としての機能との回答が最も多く、29.3%となっている。
- ・ 次いで、県外客など来訪者のもてなし(20.4%)、新たな発見や出会いの創出・情報の提供(19.2%)となっている。



《福井駅周辺に必要な施設》

- ・ 福井駅周辺の役割として期待される機能から、必要と考える施設について、オープンカフェ等がある広場との回答が最も多く、23.0%となっている。
- ・ 次いで、公園・緑地(18.5%)、魅力ある店舗・ブランド店(16.6%)となっている。



〔5〕 中心市街地活性化に向けたこれまでの取り組みと評価

（１）これまでの取り組み

平成 11 年度策定した旧福井市中心市街地活性化基本計画では、新しい生活を提案する商品、情報との出会いを通して、消費活動そのものが新しい生活文化として花開くこと、文化活動や遊び、もてなしを通して充実した余暇生活を過ごせること、地域・圏域の産業発展につながるような新たなビジネスチャンスが得られること、ゆとり、便利さ、快適さを備えた生活の場として、また、新しい暮らし方を提案する場として、中心市街地を位置付けている。

また、こうした諸活動が展開されることによって中心市街地が形成されていくとしており、中心市街地を活性化していくためには、過去の歴史の中で培われてきた物的・質的ストックを踏まえつつ、中心市街地が将来においての新しい生活文化創造の場（舞台）となるよう、「出会い」、「暮らし」、「遊び」が彩るまちづくりを展開していくこととした。

《中心市街地活性化の理念》

出会い、暮らし、遊びが彩るまちづくり

出会い→

●人・もの・情報の出会いの場となり、様々な活動が展開され、新しい生活文化の発見ができるまちをつくる

暮らし→

●都心居住の場を提供し、ゆとりと創造性ある市民生活のあり方を提案・リードするまちをつくる

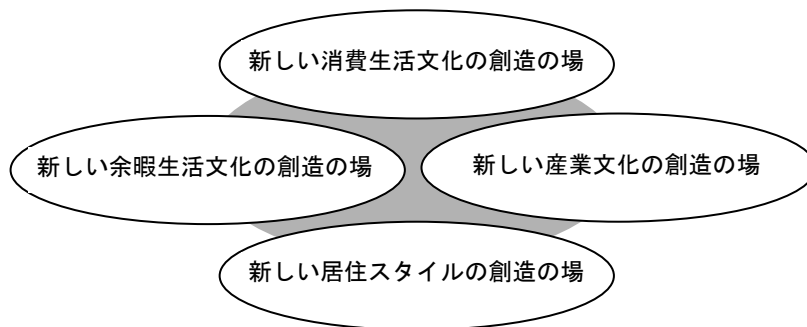
遊び→

●歴史と文化を大切にしながら、遊び、もてなし、憩う場となり、地域固有の文化が育まれるまちをつくる



《中心市街地活性化の将来的役割》

新しい福井の都市生活文化創造の場



（２）市街地の整備改善のための事業に関する取組みと評価

福井駅付近連続立体交差事業を契機に福井駅周辺を中心として、土地区画整理事業や市街地再開発事業などの市街地整備に取り組んできた。

福井駅付近連続立体交差事業は、既に北陸線の高架工事が完了したが、平成 18 年度には、北陸新幹線福井駅部の工事が認可され、現在工事中であり、同時に、えちぜん鉄道の高架化に向けて取り組んでいる。

拠点施設整備の面からみると、三の丸地区第一種市街地再開発事業では、住宅、病院、ケアハウス及び商業の施設を整備し、手寄地区第一種市街地再開発事業では、図書館、県民ホール、商業の施設などを整備してきた。福井駅西口中央地区第一種市街地再開発事業は、事業化に向けて関係者と協議中である。

鉄道事故により運行を停止していた京福電鉄は、福井市等の沿線自治体、民間団体、市民等の出資により、えちぜん鉄道として運行を再開するなど、中心市街地への来街環境の向上を図ってきた。

さらに、ＪＲ福井駅高架下の自転車駐車場や福井駅西口地下駐車場の整備、サイクルトレインの導入により、あらゆる手段で中心市街地に来やすい環境整備を進めるとともに、平成 13 年に実施したトランジットモール等の社会実験を受けて、平成 18 年には、福井鉄道が低床車両を導入するなど、中心市街地における交通環境の充実に努めてきた。

柴田公園整備事業により、「歴史のみち」の拠点施設として北の庄城址が完成した。

また、平成 16 年に発生した福井豪雨における都市河川の氾濫等の災害を教訓として、安全安心な市街地を構築するため、足羽川整備事業や幸橋整備事業など市街地の整備改善のための事業に取り組んできた。

《市街地の整備改善のための事業に関する取組みに対する評価》

市街地の整備改善のための事業に取り組むことにより都市交通の円滑化、交通結節機能の充実、東西一体となった市街地整備、さらに効率的な宅地への再編、広域的な拠点形成などの効果があった。

えちぜん鉄道は、京福電鉄の事故による運行停止前の乗車人員を上回るなど、公共交通機関の確保や、行政・市民・ＮＰＯとの協働による乗車人員の増加に向けた活動、サポーター組織による環境美化活動などにより、確実に効果を上げている。

また、ＪＲや福井鉄道についても、昼間時間帯の運行ダイヤの見直しなどにより、乗車人員は近年下げ止まりの傾向がみられるなど、公共交通の利用促進に向けた取組みが効果を上げているものと想定される。

これらの事業の実施により、東西市街地が一体化するなど、交通の円滑化が図られつつあるものの、まちづくりフェアにおける中心市街地についてのアンケート（P18）や消費者購買動向調査（P19）の交通手段についての対策や駅前の交通に必要なものをみると、駐車場の整備や電車・バスの便利な乗継ぎなどへの要望が多くなっている。

今後、本計画において、駅前広場の整備や公共交通の結節機能の強化など市街地の

整備改善事業や公共交通機関の利便性の増進に取り組んでいく。

また、柴田神社の整備を契機として、郷土歴史博物館、養浩館、福井城址などの歴史拠点施設と時代行列などのイベント及び地元商店街との連携を、より一層強化していくことにより、「歴史のみち」沿道の中心市街地及び周辺を含めた歴史を感じ歩きたくなるような環境を整えていく。

(3) 商業の活性化に向けた取組みと評価

商業施設が集積している中央1丁目地区を中心に、文化を楽しむ・創造する発表する場として「響のホール」を整備するとともに、地区の回遊性を高め、歩行者にも優しい都市空間を創出するため、賑わいの道づくり事業(道路の高質化、電線地中化)やアーケード整備等を実施するなど、来街者が楽しく安全・快適に回遊できるよう、道路と沿道建物との一体的な景観にも配慮した取組みを進めてきた。

また、中心市街地周辺からの身近な来街手段として、すまいるバス（コミュニティバス）を導入し、現在4路線で運行している。

この他、多くの来街機会を創出するためのイベントの開催、中心市街地の情報発信、空き店舗を活用したチャレンジショップ等の事業展開を行ってきた。

《商業の活性化に向けた取組みに対する評価》

商業施設の市街地周辺部への立地が進んでいることによって、中心市街地の魅力の相対的な低下につながっていることが考えられる。

しかし、響のホールは、年間8万人の利用があるなど一定の集客効果がみられる。また、道路やポケットパークの整備等市街地の整備改善のための事業の実施により、福井駅周辺や中央1丁目を中心に、公共空間の景観、回遊性等の魅力向上が図られてきた結果、これを契機とした、店舗改装等の魅力向上に向けた動きが一部店舗で見られている。一方で空き店舗数が増えるなど、商店街としての連続性が保てず、商店数の増加、歩行者通行量の増加などにつながっていない。

すまいるバスについては、一定時間間隔の運行やバスロケーションシステムの導入など利便性の向上に努めた結果が、利用者の増加につながっているものと思われる。

商業の活性化のための事業については、その一部に事業主体や実施時期が不明確な事業を掲載するなど、実効性の面で一部反省すべき点もあげられる。

今後、商店街や商工会議所、まちづくり福井等の協力を得ながら引き続き商業の活性化のための事業を行っていく。

(4) その他居住の促進や民間施設（事業所）立地促進に向けた取組みと評価

都心居住の推進を図るため、平成 13 年より福井大学と共同研究を行い、福井市居住推進プランを策定した。そのプランを基に平成 16 年に住宅整備のための福井市独自の支援事業として、ウララまちなか住まい事業を創設し、新たな住宅整備などに支援を行っている。この事業は単に中心市街地における居住推進だけでなく、中心市街地周辺の居住者が、中心市街地の商業を支えているという観点から、周辺地域の住宅整備についても支援の対象としている。

また、中心市街地での民間投資を誘発し、事業所等の施設立地を促進するため、県都活性化税制(民間建築物の固定資産税の優遇措置)や起業家支援セットメニュー（新たに起業する際に支援）を導入した。

《その他居住の促進や民間施設（事業所）立地促進に向けた取組みに対する評価》

中心市街地の人口や従業者数は、平成 11 年の旧福井市中心市街地活性化基本計画策定後から減少し続けている。

しかし、ウララまちなか住まい事業は、過去 3 年間で中心市街地の住宅 96 戸の支援実績があることや三の丸地区第一種市街地再開発事業、優良建築物等整備事業（浜町桜橋地区）での販売状況、入居状況などから中心市街地の居住ニーズがあることが明らかであり、本計画においても居住推進のための事業を位置づけていく。

また、ウララまちなか住まい事業においては、より居住人口の増加となるような見直しを検討しており、多様な居住ニーズに対応していく。

また、民間施設（事業所）の立地促進に向けた事業については、起業家支援セットメニューによって約 120 人程度（5 年間）の雇用創出を図った。従業員数の減少を抑えていくために、民間施設（事業所）の立地促進に向けた事業を引き続き行っていく。

〔6〕課題の整理

中心市街地の現状や、地域住民のニーズ、これまでの中心市街地活性化への取り組みや評価などを踏まえ、活性化に向けた課題を整理すると以下の通りである。

《交通環境の課題》

- ・中心市街地は公共交通機関が集積している特性を有しているが、依然として自動車交通に依存する状況が続いているなど、公共交通機関の集積が活かされていないため、更なる取り組みが必要である。
- ・ＪＲ福井駅の東西駅前広場が未整備であり、福井駅を中心とした交通結節機能の強化に向けて、早急な整備が求められる。

《居住環境の課題》

- ・福井市全体と比較して、中心市街地の人口の少子高齢化が進んでいるため、これに対応した取り組みが求められる。
- ・ファミリー層（幼年人口及び生産年齢人口）の減少により中心市街地の人口が減少している。世帯分離によるファミリー層をまちなかへ戻していくことが課題である。

《賑わいの創出に向けた課題》

- ・多くの文化施設が市街化調整区域や市街化区域周辺部に立地しているが、中心市街地に文化機能を望む意見も多い。今後、文化施設の再配置計画の策定など将来への対応が必要である。
- ・卸売・小売業・飲食店及び金融・保険業の従業員数の減少が著しい。今後、事業所数及び従業員数の増加に向け、民間投資が積極的に行われるような環境を整えていくことが課題である。
- ・閉店時間の延長や、値段、品揃えなど、アンケート調査で消費者の上位を占めている要望に対応できておらず、逆にさらに要望が増える結果となっている。これら、消費者の要望に配慮した対応が必要である。

《回遊性の向上に向けた課題》

- ・商業機能の充実により賑わいの回復を図っていくことが課題である。
- ・「歴史のみち」の拠点施設である柴田神社の整備や賑わいの道づくり事業による歩行空間の改善によりハードの整備は進んだが、遠方から観光客を訪れさせるような魅力の向上につなげていくことが課題である。
- ・今後は、足羽川や福井城址など福井固有の資源の魅力をさらに高め、イベント等によってそれぞれの資源が一体となった情報発信を行うなど、回遊性を高める取り組みを行い賑わいの回復を図っていくことが課題である。

《土地利用の課題》

- ・市街地周辺部で進めてきた土地区画整理事業の実施は、自動車交通の利便性の優位性から広域的に集客力のある大規模集客施設の立地が急激に進み、中心市街地やその他の商業集積地に大きな影響を与えることとなったため、このような商業集積に対応していく必要がある。

〔 7 〕 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

人口減少・少子高齢化社会の到来を迎え、多様な都市機能がコンパクトに集積され、過度に自動車に依存しない持続可能な都市へと転換し、交通弱者を含んだ、誰にとっても住みやすく、住みたくなる環境にやさしいまちづくりをすすめていく必要がある。

そこで、福井市の特性や課題の整理などを踏まえ、今後の中心市街地の活性化の基本方針を次のとおりとする。

①多様な手段で行動ができる交通体系の維持・強化を図る

J R 北陸線や越美北線、えちぜん鉄道、福井鉄道、バスなどの公共交通機関が集まっており、福井県嶺北地域一円から福井市中心部へ来ることができる立地特性を活かし、全国的に見直されてきている路面電車の利便性向上や、公共交通機関相互の利用促進、中心市街地商店街との連携、郊外部の駅などへのアクセス性の向上など、J R 福井駅を中心として、交通結節機能の強化を行い、交通弱者を含む誰もが来街しやすく、行動しやすい交通体系の維持・強化を図っていく。

②まちなか居住^{たの}を愉しむ定住を促進する

中心市街地の人口減少は、世帯分離が進み、いわゆるファミリー層が転出していることに起因している。ファミリー層が中心市街地で居住し続けることは、中心市街地における文化・風習を継承しコミュニティを維持するとともに、中心市街地での消費拡大にもつながっていくことから、これらファミリー層の居住ニーズに的確に対応する居住施策を進めることにより、中心市街地における居住人口の回復につなげていく。

また、足羽川や足羽山などの自然景観や、商業や、業務、文化機能などの都市の賑わいや、職住近接といった中心市街地ならではの魅力を活かし、転入者を増やすことにより、居住人口の回復につなげていく。

③にぎわい交流空間の形成を図る

中心市街地は、福井駅を中心として多様な都市機能が集積し、鉄道等の広域交通網が整備され、自動車だけでなく多様な交通手段で、広域からも多くの目的を持った人が集まることができる交通結節機能を有している。さらに将来の新幹線の福井開業など、中心市街地の拠点性・重要性は益々高まっていく。

この立地特性を活かし、繊維などの「地場産業」や「観光」、「なぜか長寿」、「食」などのキーワードに代表される福井らしさを加え、多くの人々が業務、買物、観光など多様な目的で交流する機会をつくり、そこから新たなビジネスチャンスが生まれる環境を整えることとする。

このため、A O S S Aや響のホールなどの既存の拠点施設の魅力向上はもとより、西口中央地区第一種市街地再開発事業による新たな拠点整備など、多様な目的に対応可能な拠点を「歩行者動線軸」を中心に形成するとともに、拠点間の連携を高め、これらの拠点が一体となって、中心市街地全体を交流拠点として機能させていくものとする。

また、中心市街地における新たな雇用を生み出すための支援についても引き続き行っていくこととする。

④福井駅を玄関口とする自然と歴史が調和した魅力ある都市環境を創出する

中心市街地やその周辺には、足羽川や足羽山などの自然や福井城址、北の庄城址、養浩館庭園など福井固有の歴史・文化がある。これら福井の持つ個性を活かし、景観の創出や、商店街の賑わいの再生、駅前広場におけるサイン誘導等の情報発信を合わせて行い、訪れる人が最初に福井をイメージする広域的な玄関口である福井駅を拠点として、歩いてみたくなる魅力ある都市環境を創出していく。

さらに夜間の来街者に対応するために、道路や公園など公共空間のライティングなどによる夜間景観の演出についても取り組んでいく。

また、福井の特性として挙げられる食について考える機会を設けるなど、中心市街地で食を通じたまちづくりに取り組んでいくとともに、「なぜか長寿」を感じることができるように、気軽にウォーキングができる環境整備等の健康に配慮した取組みを積極的に行っていく。

これらの特徴を活用することによって、魅力のある都市環境を創出し、来街者の回遊性向上につなげていく。

2. 中心市街地の位置及び区域

〔1〕位置

位置設定の考え方

J R福井駅周辺の西側に広がる市街地は、室町時代に北ノ庄城の築城により城下町として形成され、その後鉄道の開通や織物産業の興隆によって、政治・経済・文化の中心として発展してきた。しかし、過去の戦災や震災、水害などによってその市街地は壊滅的な打撃を受けたものの、戦災復興土地区画整理事業をはじめとした都市基盤整備を推進し、広域的な圏域を対象とする行政機能や商業・業務機能の集積が促進され、福井市の中心的な市街地として復興し、発展してきた。

今日では、市街地の復興を記念して始まったフェニックス祭りや、勇壮な時代絵巻を繰り広げるふくい春まつりの会場であり、最近では、響のホールや県民ホールが整備され、音楽や演劇鑑賞、市民活動の発表の場など、文化活動の場として県民、市民に活用されている。

さらに、福井駅付近連続立体交差事業による東西市街地の一体化や北陸新幹線福井駅部工事など次世代に向けた都市基盤整備が行われており、グローバル化時代の県都の玄関口として期待されている。

このようにJ R福井駅周辺の西側に広がる市街地は、福井県の県都としての重要な役割を担ってきた地域であり、今後とも重要な地域として期待されている地域である。

そこで、今回の基本計画においても中心市街地として位置付ける。

(位置図)



[2] 区域

区域設定の考え方

《区域》

J R 福井駅周辺の西側の市街地を中心に、多様な都市機能が集積する、商業地域を中心とした区域を中心市街地として設定する。

《区域設定の考え方》

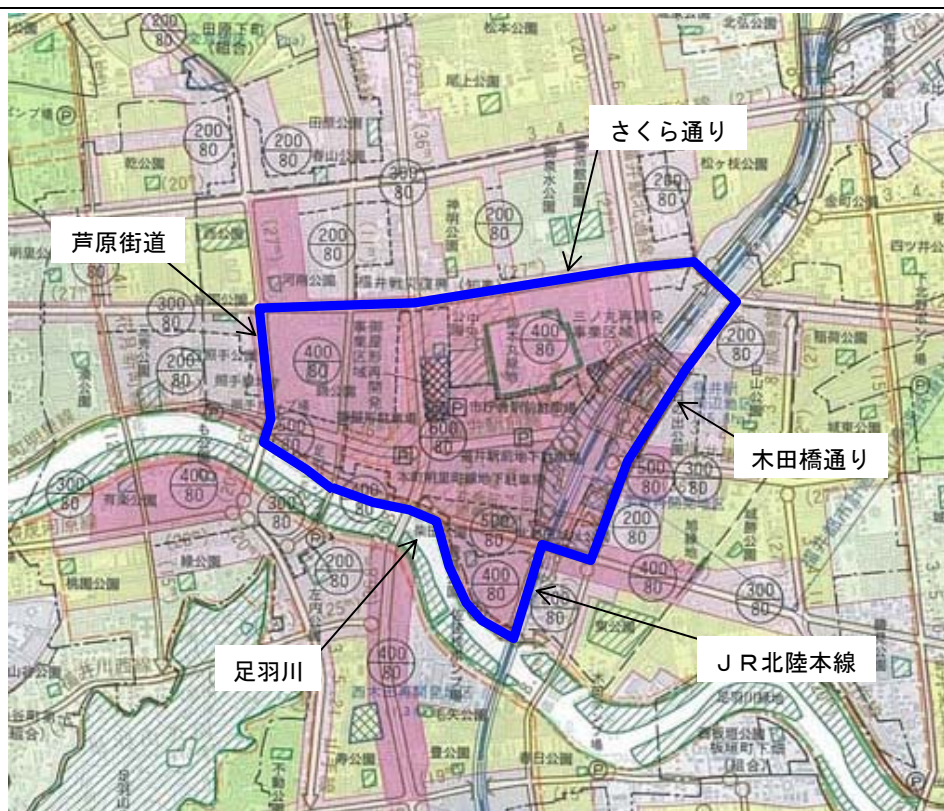
平成 11 年策定の福井市中心市街地活性化基本計画で設定された中心市街地において、これまで展開してきた活性化事業により社会基盤等のストックが蓄積してきており、また、主要な事業として福井駅周辺の事業(福井駅周辺土地区画整理事業、西口中央地区第一種市街地再開発事業)を継続して行っている。これらの事業により J R 福井駅を中心に交通結節機能を活かし、商業、業務、文化などの様々な都市機能を集約することで、来街者の増加など福井市及び福井県全体に大きな効果をもたらしていく。

以上から、旧中心市街地の範囲を引き続き本計画における中心市街地の範囲と定め、今後もここを中心に事業を集中的に取り組むことにより、中心市街地を活性化していく。

《中心市街地の境界となる部分》

- ・ 東側の境界は、木田橋通り ((都) 東口都心環状線、(都) 日之出比志口線)、J R 北陸本線
- ・ 南側の境界は、足羽川
- ・ 西側の境界は、芦原街道 ((主) 福井加賀線)
- ・ 北側の境界は、さくら通り ((県) 吉野福井線、(県) 殿下福井線)

(区域図)



中心市街地面積：105.4ha

〔3〕 中心市街地要件に適合していることの説明

要 件	説 明																				
第 1 号要件 当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること	・小売商業について、店舗数においては、福井市全体の 10.2%、売り場面積については 11.3%、年間販売額については 10.1%が集積している。																				
	<table><tr><td></td><td>中心市街地</td><td>福井市</td><td>対市シェア</td></tr><tr><td>店舗数</td><td>360</td><td>3,531</td><td>10.2%</td></tr><tr><td>売場面積(㎡)</td><td>52,443</td><td>464,571</td><td>11.3%</td></tr><tr><td>年間販売額(億円)</td><td>386.8</td><td>3,817.5</td><td>10.1%</td></tr></table>		中心市街地	福井市	対市シェア	店舗数	360	3,531	10.2%	売場面積(㎡)	52,443	464,571	11.3%	年間販売額(億円)	386.8	3,817.5	10.1%				
		中心市街地	福井市	対市シェア																	
	店舗数	360	3,531	10.2%																	
	売場面積(㎡)	52,443	464,571	11.3%																	
	年間販売額(億円)	386.8	3,817.5	10.1%																	
	資料：平成 16 年商業統計調査																				
	・各事業所について、福井市全体の 13.0%が集積し、従業員数は 11.2%が集積している。特に、金融・保険業については、市全体の 33.2%の事業所が集積し、また従業員数は 49.2%が集積しており、福井市における経済・金融の中心地といえる。																				
	<table><tr><td></td><td>中心市街地</td><td>福井市</td><td>対市シェア</td></tr><tr><td>事業所数(全体)</td><td>2,036</td><td>16,446</td><td>13.0%</td></tr><tr><td>従業者数(全体)</td><td>14,954</td><td>137,728</td><td>11.2%</td></tr><tr><td>事業所数(金融・保険業)</td><td>125</td><td>377</td><td>33.2%</td></tr><tr><td>従業員数(金融・保険業)</td><td>2,485</td><td>5,055</td><td>49.2%</td></tr></table>		中心市街地	福井市	対市シェア	事業所数(全体)	2,036	16,446	13.0%	従業者数(全体)	14,954	137,728	11.2%	事業所数(金融・保険業)	125	377	33.2%	従業員数(金融・保険業)	2,485	5,055	49.2%
		中心市街地	福井市	対市シェア																	
事業所数(全体)	2,036	16,446	13.0%																		
従業者数(全体)	14,954	137,728	11.2%																		
事業所数(金融・保険業)	125	377	33.2%																		
従業員数(金融・保険業)	2,485	5,055	49.2%																		
平成 16 年事業所統計調査																					
・福井市役所、福井県庁、響のホール、病院・医院など公共公益施設が中心市街地に立地している。																					
・福井城址や柴田公園など福井の歴史資源が集積している。																					
・福井市は嶺北北部（41 万人程度）を中心とした広い商圈を有しており、その中で中心市街地がその核として形成されている。																					
以上のとおり、福井市中心市街地は、一定の小売商業、各種事業所、公共公益施設が、市街化区域の約 2%という限られた区域の中に密度高く集積し、様々な都市活動が展開されている。 また、中心市街地を核として福井市における商圈、及び通勤圏が形成されていることから、福井市における中心としての役割を果たしている市街地といえる。																					

第2号要件

当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること

- ・小売商業について、平成16年は、平成9年と比較して商店数は30.6%、年間販売額は32.3%、売り場面積は14.6%減少している。

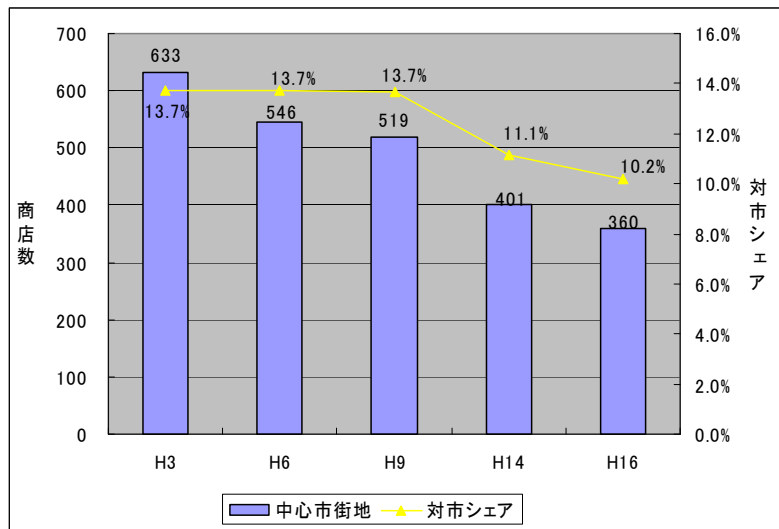


図 商店数の推移

資料：商業統計調査

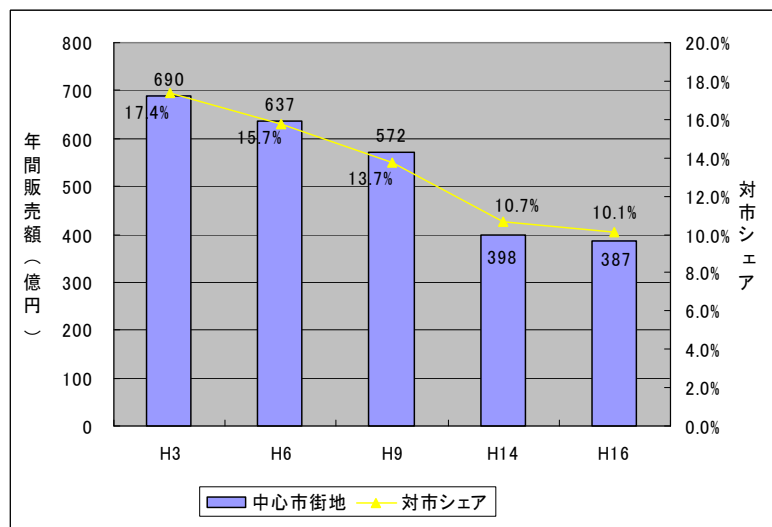


図 年間販売額の推移

資料：商業統計調査

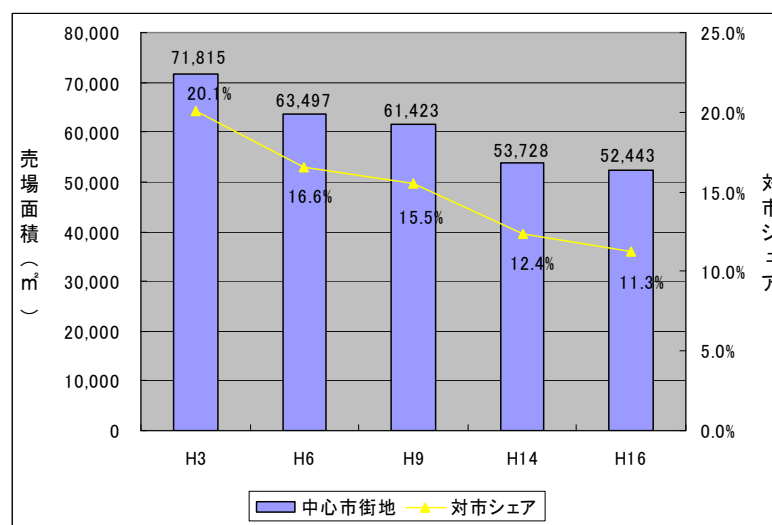


図 売場面積の推移

資料：商業統計調査

- ・事業所数について、平成 16 年は、平成 11 年と比較して 24.1% 減少している。

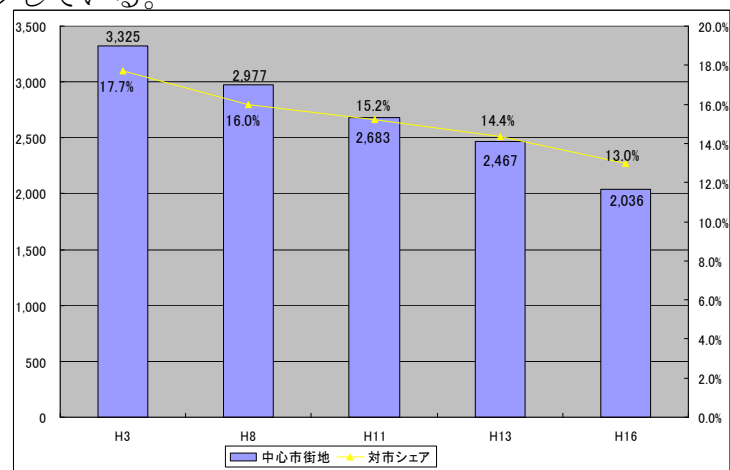


図 事業所数の推移

資料：事業所統計調査

- ・空き店舗数(中央 1 丁目)は 26 店舗(H13)から 69 店舗(H18)に増加している。

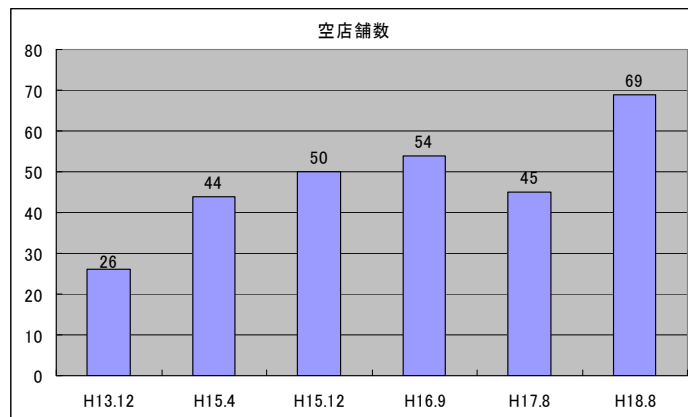


図 空き店舗数の推移

資料：まちづくり福井調査

- ・低未利用地については、平成 13 年には中心市街地に 10.6 h a あり、中心市街地面積に対して 10.1% 占めている。
- ・また、平成 8 年と比較すると 3.1 h a 増加している。

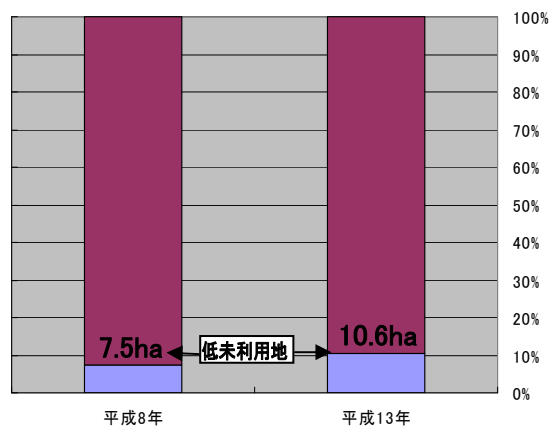


図 低未利用地の推移

資料：都市計画基礎調査

	以上のとおり、福井市中心市街地は商業等の都市活動などの面で衰退が見られ、今後のこの傾向が続いた場合、本市の機能的な都市活動の確保、経済活力の維持に支障が生じるおそれがある。
第 3 号要件 当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上と総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること	○当該地域を中心市街地に設定するにあたり、以下のように位置付けられている。 ①第 5 次福井市総合計画（平成 19 年改訂） 居住人口の減少、空店舗の増加などにより中心市街地の活力が失われてきている。そのため、県都の顔であり、政治、経済、文化の中心である中心市街地に、賑わいを取り戻すための都市機能の再構築に取り組むこととしている。 ②福井市都市計画マスタープラン（平成 12 年策定） J R 福井駅を中心とする中心市街地は、様々な手段でアクセスでき、既に中枢的・広域的な機能が集積している。これらを活用するとともに、歩ける舞台や装置を整え、にぎわい交流拠点として整備をすすめることとしている。 ○当該中心市街地は、福井市及び周辺市町の中心として形成され、都市機能の集積と公共交通の利便性が高いことの効果を周辺へ波及させ地域全体の活力向上につなげていく。 福井市の周辺市町の住民は、当該中心市街地を含む福井市での買い物機会が高く、福井市は、地域経済の活性化を牽引する重要な役割を担っているといえる。 当該中心市街地は、古くから道路、公園、交通機関等の都市基盤が整備され、県下有数の商業、業務機能の集積があり行政機関が集中している。近年、響のホール、県民ホール、図書館など文化機能も整備され、都市機能の集積がさらに進んでいる状況である。 また、フェニックスまつりや時代行列など、福井を代表する祭りや福井城址、足羽川など県内有数の歴史、文化資源を有しており、これらを目的に市内外から多くの人々が中心市街地へ来街している。 来街する手段として、J R 福井駅を中心に多くの公共交通機関があり、多様な手段によるアクセスが可能な利便性の高い地域である。 都市機能の集積と公共交通の利便性が高い中心市街地をさらに活性化させることは、その効果を周辺へ波及させ地域全体の活力向上につなげることができ、コンパクトなまちづくりを進め持続可能な都市の構築をする上では、効率的であり適切である。

3. 中心市街地の活性化の目標

〔1〕 福井市中心市街地活性化の目標

平成 11 年から取り組んできた「出会い、暮らし、遊びが彩るまちづくり」の理念や中心市街地活性化に関する基本的な方針を踏まえ、以下のような目標を掲げ、中心市街地の活性化を推進していく。

目標 1：訪れやすい環境をつくる（出会い）

J R や えちぜん 鉄道 など 多様な 公共交通 が 集まっている 特性を活かした 拠点施設を整備し、働く場や買い物する場としての魅力と利便性を高め、公共交通の利便性の向上や交通結節機能の強化を図ることにより、誰もが訪れやすい環境をつくっていく。

目標 2：居住する人を増やす（暮らし）

核家族化が進む中、世帯分離による中心市街地からの人口流出を抑え、新たな都心居住のニーズに対応するために、多様な都市機能や自然、歴史・文化資源が集積している中心市街地の特性を活かした居住環境を提供することによって、人口の増加を図っていく。

目標 3：歩いてみたくなる魅力を高める（遊び）

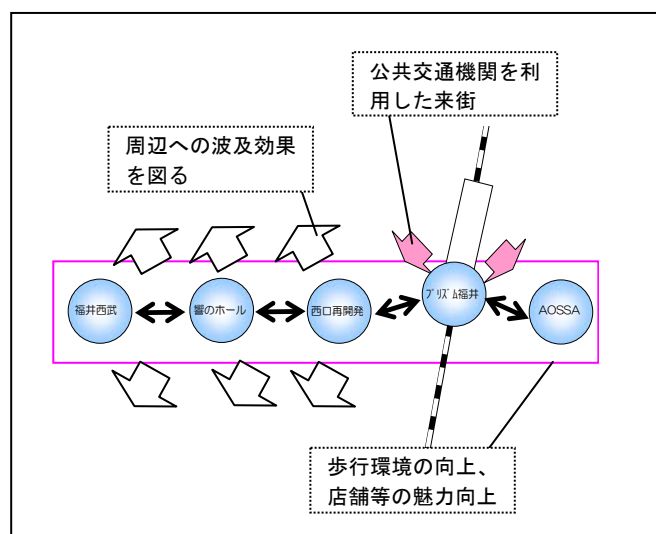
商店街が連携したイベントの実施、響のホール、県民ホールなどの文化施設やオープンスペースを活用した様々な文化活動の展開などの商業、業務、文化などの都市機能や、福井城址や足羽川などの歴史・自然資源を活かし、歩いてみたくなる魅力を高め、中心市街地の賑わいを創出していく。

特に、拠点となる商業施設や文化施設が立地集積している歩行者動線軸上の賑わいを重点的に創出し、その効果を中心市街地全体に波及させていく。

※歩行者動線軸の考え方

電車通り一帯は、福井西武、響のホール、プリズム福井、A O S S A といった主要な拠点施設をはじめとして、多様な機能が集積している。中心市街地を活性化させるためには、このエリアの活性化が重要であることから、電車通り一帯を「歩行者動線軸」として位置づけ、この軸の歩行環境の充実と、より一層の店舗等の魅力向上を図っていく。

さらにこの効果を周辺商業地へ波及させるために、景観の維持・向上による回遊性の向上を図っていく。



〔2〕数値目標

（1）評価指標設定の考え方

本計画では、中心市街地を活性化していくために設定した3つの目標に、それぞれ定量的な評価指標を設定する。

目標1「訪れやすい環境をつくる」に対応する評価指標

「訪れやすい環境をつくる」に対応する評価指標として、以下のような考え方から、**公共交通機関乗車数（鉄道1日平均）**を評価指標として設定する。

- ・公共交通機関の充実を図ることにより、訪れやすい環境を創出することを目標としていること
- ・中心市街地への来街者数としてある程度傾向が把握可能なこと
- ・交通事業者の調査により定期的に数値が把握可能なこと

※主に中心市街地エリア内の鉄道乗車数を把握する。バスについては、中心市街地において的確に把握できないため、指標から除外した。

目標2「居住する人を増やす」に対応する評価指標

「居住する人を増やす」に対応する評価指標として、以下のような考え方から、**居住人口**を評価指標として設定する。

- ・居住人口としての実数が最も端的な指標として理解されやすいこと
- ・住民基本台帳により福井市が継続して把握可能なこと

目標3「歩いてみたくなる魅力を高める」に対応する評価指標

「歩いてみたくなる魅力を高める」に対応する評価指標として、以下のような考え方から、**歩行者・自転車通行量（休日）**を評価指標として設定する。

- ・公共交通機関などを利用した来街者、中心市街地内の居住者、従業者などが中心市街地内を回遊することにより賑わい創出につなげることを目標としていること
- ・重点的に歩行者動線軸上の賑わいを創出することを目標としていること
- ・歩いてみたくなる魅力とは歩行者の通行量として把握することがわかりやすいと考えられること
- ・まちづくり福井が毎年定期的に観測を行っており数値的把握が可能なこと

(2) 評価指標に基づく数値目標の設定

①数値目標の設定

それぞれの評価指標に基づいて、数値目標を以下のように設定した。

表 評価指標について

目 標	目標 1 訪れやすい環境をつくる	目標 2 居住する人を増やす	目標 3 歩いてみたくなる魅力を高める
評価指標	公共交通機関乗車数 (鉄道 1 日平均) (市等調査)	居住人口 (住民基本台帳)	歩行者・自転車通行量 (休日) (株)まちづくり福井調査)
中心市街地の状況 (基準年の状況)	H18 : 13, 592 人/日	H18 : 4, 474 人	H18 : 43, 440 人/日
数値目標 (目標年次 : H24)	15, 300 人/日 (基準年の約 13%増)	5, 200 人 (基準年の約 16%増)	52, 500 人/日 (基準年の約 21%増)

②数値目標の考え方

【目標１ 訪れやすい環境をつくる】

◆評価指標：公共交通機関乗車数（鉄道１日平均）

京福鉄道の休止後のえちぜん鉄道による運行の実績は、平成 12 年の水準に回復しているものの、福井鉄道、JR の乗客数は依然として減少が続いているが、今後も公共交通の利便性を高める施策に継続的に取り組むことにより、目標年次である平成 24 年時点で旧計画策定時（平成 11 年）の公共交通機関乗車数 14,759 人/日を超える 15,300 人/日を数値目標とする。

《基準値》

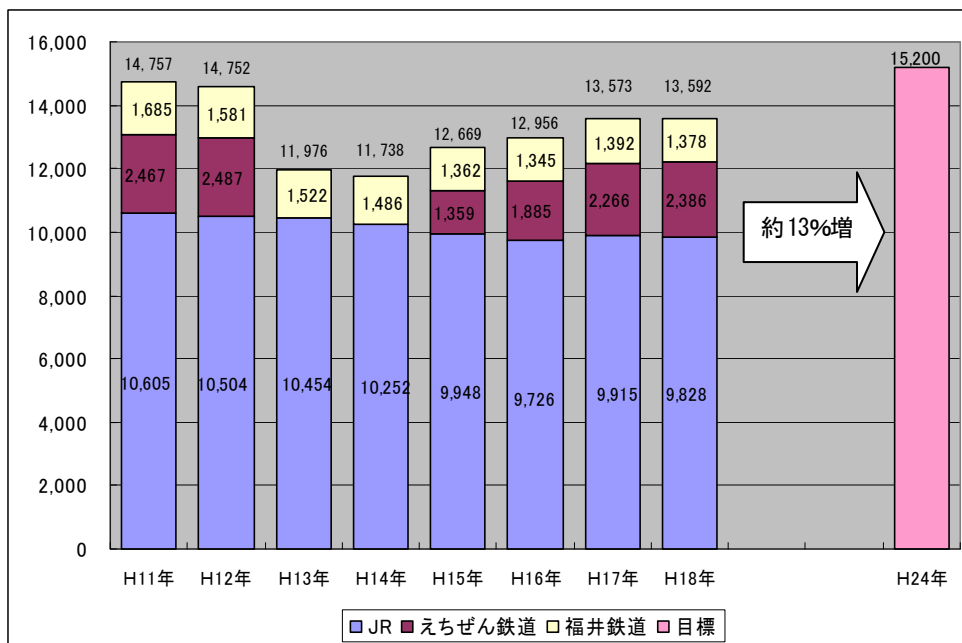
平成 18 年：13,592 人/日

※ JR：9,828 人/日（福井駅分）、えちぜん鉄道：2,386 人/日（福井駅、新福井駅分）、福井鉄道：1,378 人/日（市内路面区間）

《目標値》

平成 24 年：15,300 人/日（基準年の約 13% 増）

◆公共交通機関乗車数（鉄道１日平均）の動向と数値目標



※これまでの乗車数の動向から、新たな施策を展開しない場合、平成 19 年以降も平成 18 年度と同水準で推移すると仮定

◆鉄道利用者増加の見込み（対象となる活性化策等）

合計：1,680 人/日

- ①えちぜん鉄道新駅設置（2 駅）による中心市街地来街者の増加見込み 100 人/日
- ②えちぜん鉄道三国芦原線の LRT 化による利用者増加の見込み 420 人/日
- ③西口中央地区第一種市街地再開発事業の見込み 410 人/日
- ④A O S S A の見込み 620 人/日
- ⑤福井駅高架下利用による来街者増加の見込み 40 人/日
- ⑥その他の商業活性化事業等の取組みによる効果 90 人/日

〔数値設定の根拠〕

① えちぜん鉄道新駅設置（2 駅）による中心市街地来街者の増加見込み：100 人/日増

$$323 \text{ 人/日} (\times 1) \times 29.8\% (\times 2) \div 100 \text{ 人/日}$$

※1 新設 2 駅の 1 日当り想定乗車数

事業基本計画等変更認可申請書より
想定乗車数の算定については、新田塚
駅、福大前西福井駅の利用者を基に、半
径 500 m の市街化区域内の駅勢圏の
面積を参考に数値を推計している。

※2 えちぜん鉄道利用者の中心市街地
来街確率

$$2,386 \text{ 人/日 (福井駅、新福井駅)} \div 7,995 \text{ 人/日 (えちぜん鉄道全乗車人員)} \div 29.8\%$$

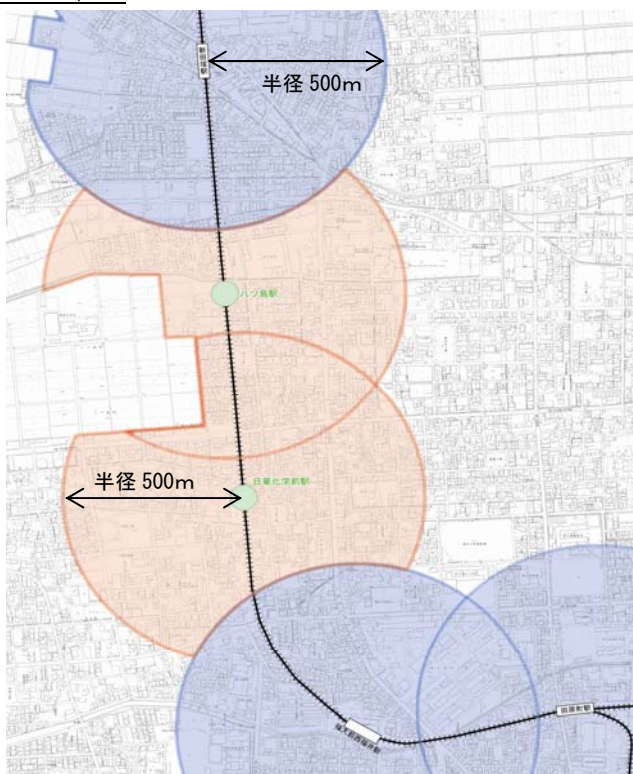


図 新駅及び隣接駅の駅勢圏

② えちぜん鉄道三国芦原線の LRT 化による乗車数増加の見込み：420 人/日増

1) えちぜん鉄道福井駅乗車数の増加

$$2,386 \text{ 人/日} (\times 1) \times 59.1\% (\text{三国芦原線利用率} \times 2) \times 0.15 (\text{利用者増加率} \times 3) \div 210 \text{ 人/日}$$

※1 えちぜん鉄道の福井駅、新福井駅の乗車人員

※2 現在えちぜん鉄道において、福井駅に乗り込んでくる系統が 2 系統あり、そのうち三国
芦原線を走る電車を LRT 化し、福井駅へ直接乗り入れることになるため、えちぜん鉄道
乗車数(福井駅乗車数)のうち三国芦原線の利用割合を掛け合わせることにした。

えちぜん鉄道全体の利用者数：2,918,449 人

三国芦原線の利用者数：1,725,860 人

三国芦原線の利用割合：1,725,860 人 $\div$ 2,918,449 人 $\div$ 59.1%

※3 利用者増加率：土佐電鉄において、LRT 及び高知駅前広場乗入れによって、乗車数が 15
～20%程度増加しており、福井市でも同様の取組みを行うことにより、乗
車数が 15%程度増加すると想定

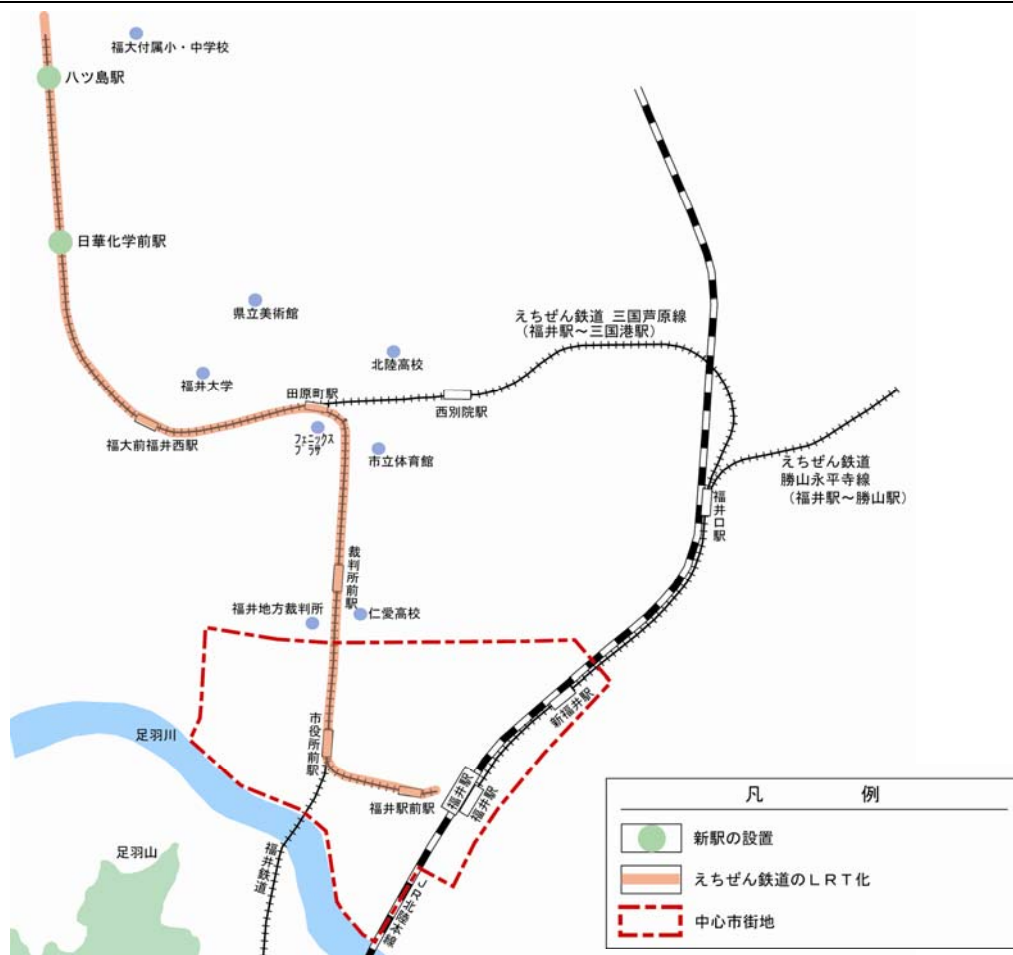
(土佐電鉄の乗車数増加については、「まちづくりと一体となった LRT
導入計画ガイダンス(国交省 都市・地域整備局)」参照)

2) 福井鉄道福井駅乗車数の増加

$$1,378 \text{ 人/年} (\times 1) \times 0.15 (\text{利用者増加率} \times 2) \div 210 \text{ 人/日}$$

※1 福井鉄道の市内路面区間の乗車人員

※2 上記のえちぜん鉄道福井駅乗車数の増加の「利用者増加率」の注釈参照



③西口中央地区第一種市街地再開発事業の見込み：410人/日増

$$3,850 \text{ 人/日 } (\text{※1}) \times 10.7\% (\text{※2}) \div 410 \text{ 人/日}$$

$$\text{※1 約 } 17,500 \text{ m}^2 (\text{※3}) \times 0.22 \text{ 人/m}^2 (\text{※4}) \div 3,850 \text{ 人/日}$$

※2 中心市街地への来街手段のうち公共交通機関(鉄軌道)を利用する割合(パーソントリップ調査)

上記調査では、7.6%であるが、①②の取り組みによって、公共交通機関(鉄軌道)を利用する割合が10.7%まで増えるものと想定

7.6%+えちぜん鉄道による増加割合+福井鉄道による増加割合

$$=7.6\%+\{(2,386(\text{H18 えちぜん鉄道利用実績})\div 13,592(\text{H18JR、えちぜん鉄道、福井鉄道利用実績})\times 59.1\%(\text{㉔-1}-※2 \text{より})\times 0.15(\text{㉔-1}-※3 \text{より})\}$$

$$+ \{1,378(\text{H18 福井鉄道利用実績}) \div 13,592 \times 0.15 (\text{②-1}-※3 \text{ より})\}$$

$$= 7.6\% + 1.6\% + 1.5\% = 10.7\%$$

※3 商業施設、ホテル（飲食店、宴会場等の部分(推計値)）、公共公益施設部分の床面積(住宅、ホテル客室部分除く) (事業推進計画報告書より)

※4 A O S S Aと同程度の集客力があると想定

$$5,827 \text{ 人/日 (A O S S A 入館者数実績値 ②参照)} \div 26,720 \text{ m}^2 \text{ (A O S S A 延床面積(駐車場除く))} = 0.22 \text{ 人/m}^2$$

④ A O S S A の見込み : 620 人/日増

$$5,827 \text{ 人/日} (\text{※1}) \times 10.7\% (\text{※2}) \div \underline{620 \text{ 人/日}}$$

※1 平成 19 年 4 月にオープンした A O S S A の平成 19 年 6 月の平均入館者数 (7、8 月分については学校の夏休みによる影響が加味されるため、6 月分のデータを採用した)

※2 ③-※2 参照

⑤ 福井駅高架下利用 (商業施設等) による来街者増加の見込み : 40 人/日増

$$690 \text{ m}^2 (\text{※1}) \times 740 \text{ 千円/m}^2 (\text{※2}) \div 4 \text{ 千円/人} (\text{※3}) \div 365 \text{ 日} \times 10.7\% (\text{※4}) \\ \div \underline{40 \text{ 人/日}}$$

※1 高架下利用での商業施設の延床面積

※2 $38,700,000 \text{ 千円} \div 52,443 \text{ m}^2 \div 740 \text{ 千円}$ (床面積当り販売額 (H16 商業統計調査))

※3 1 人当り買物金額 (中央値) (H18 消費者購買動向調査より)

※4 ③-※2 参照

⑥ その他の商業活性化事業等の取組みによる効果 : 90 人/日増

$$8,190 \text{ 人/日} (\text{※1}) \times 10\% (\text{※2}) \times 10.7\% \div \underline{90 \text{ 人/日増}}$$

※1 目標 3 の①～⑤までの合計

※2 響のホールの利用促進や福井駅前南通り商店街アーケード整備事業、賑わい創出事業、賑わいづくり支援事業など商業活性化等の取り組みを実施し、歩行者動線軸を中心に魅力の向上を図っていく。また、さくらの小径・浜町通り界隈の整備や浜町おもてなし空間づくり事業により歩きたくなる魅力を高めていく。

これら取組みの相乗効果により①～⑤までの事業効果に対して 10% 増を見込む。

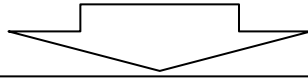
【目標2 居住する人を増やす】

◆評価指標：居住人口

居住人口は依然として減少を続けているが、今後の住宅戸数を増加させる取組みにより、目標年次である平成24年時点では、旧計画策定時(平成11年)の5,151人を超える5,200人を数値目標とする。

《基準値》

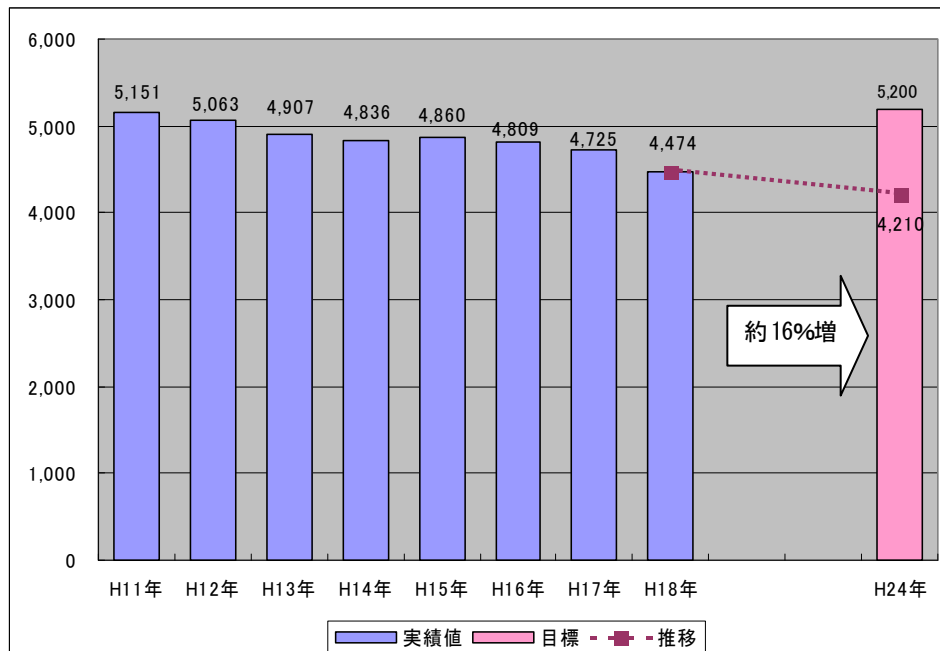
平成18年：4,474人



《目標値》

平成24年：5,200人（基準年の約16%増）

◆居住人口の動向と数値目標



※1 今後、追加の施策を打たなかった場合の平成24年の推計値と、目標値の差分を確保していく

：990人分増加させる必要がある

※2 推計値の算出方法：平成12年から平成18年の人口のトレンドを踏まえ、信用度の高い推計方法（2次関数）で推計をおこなった。

※3 目標達成のための施策として、必要な住宅戸数を確保していく

990人÷2.50人/世帯≒396戸必要

中心市街地平均世帯人員(H18)：2.50人/世帯(4,474人/1,787世帯)

◆住戸数増加の見込み（対象となる活性化策等）

合計 396 戸

①再開発事業、優良建築物等整備事業による住宅供給

229 戸

②ウララまちなか住まい事業による住宅供給

22 戸

③これまでの推移から想定される住宅着工戸数、ウララまちなか住まい事業の見直し等による住宅供給

145 戸

〔数値設定の根拠〕

①再開発事業（１地区）、優良建築物等整備事業（２地区）による住宅供給

229 戸供給

- 1) 西口中央地区第一種市街地再開発事業：130 戸（事業推進計画報告書より）
- 2) 中央１丁目（駅前南通り）地区優良建築物等整備事業：69 戸
- 3) 中央３丁目地区優良建築物等整備事業：30 戸

②ウララまちなか住まい事業による住宅供給：**22 戸供給**

11 戸×2 年間÷**22 戸**

※過去の実績について、年間平均 11 戸/年（３ヶ年で 33 戸 ①との重複分除く）

③これまでの推移から想定される住宅着工戸数(※)、中心市街地共同住宅誘導事業による住宅建設支援、福井市再開発専門家派遣事業、まちなか居住推進事業による住宅建設促進や福井空き家情報バンクの活用による住宅供給を推進し、併せて県都活性化税制による住宅開発の民間投資を誘導していくことにより、145 戸分の供給を目指していく。：**145 戸供給**

※過去 5 年間で 77 戸供給されている

【目標3 歩いてみたくなる魅力を高める】

◆評価指標：歩行者・自転車通行量（休日）

平成14年に中心市街地における中核的な商業施設である生活創庫が閉店したことにより、歩行者・自転車通行量が大きく減少した。今後、歩いてみたくなる魅力を高めるための取組みにより、平成29年度までに生活倉庫が閉店する前のレベル（65,000人）まで回復することを目指し、目標年次である平成24年時点では、52,500人を数値目標とする。

《基準値》

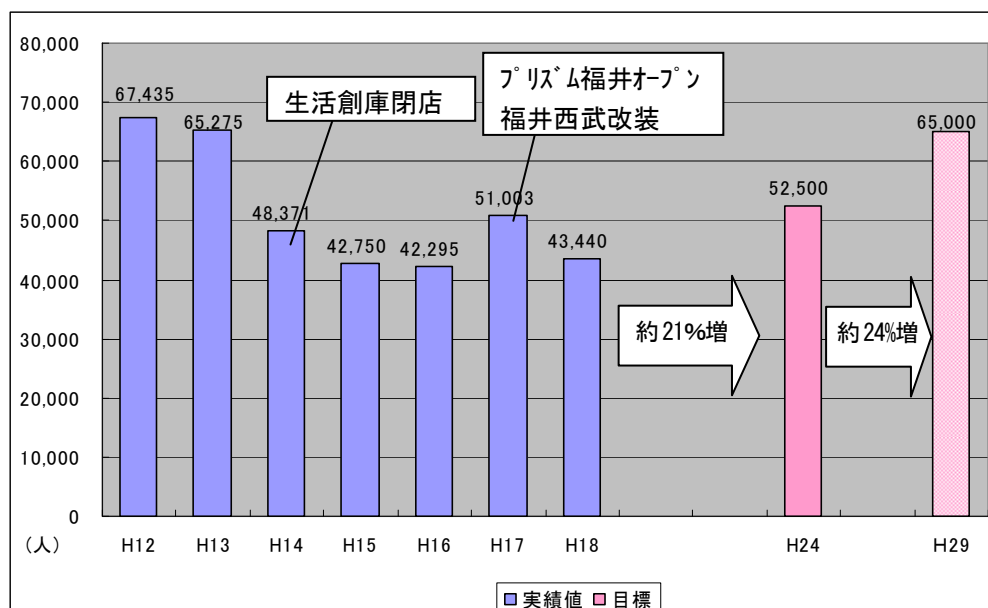
平成18年：43,440人/日

※10地点合計（調査地点は46ページ参照）

《目標値》

平成24年：52,500人/日（基準年の約21%増）

◆歩行者・自転車通行量の動向と数値目標



※平成15年以降下げ止まり傾向にあることから、新たな施策を展開しない場合、平成19年以降も、平成18年度と同水準で推移すると仮定。

なお、平成17年度の数値は、福井西武改装やプリズム開業後、間もない計測値であったため特異値と考えられる。

◆歩行者・自転車通行量増加の見込み（対象となる活性化策等） 合計：9,010人/日

- | | |
|-----------------------------|----------|
| ①西口中央地区第一種市街地再開発事業の見込み | 2,710人/日 |
| ②福井駅高架下利用（商業施設等）による来街者増加見込み | 390人/日 |
| ③公共交通機関に対する取組みによる来街者増加見込み | 2,080人/日 |
| ④居住者増分 | 1,280人/日 |
| ⑤A O S S Aの見込み | 1,730人/日 |
| ⑥その他の商業活性化等の取組みによる効果 | 820人/日 |

〔数値設定の根拠〕

①西口中央地区第一種市街地再開発事業：2,710 人/日

当事業の歩行者・自転車通行量増加の効果について、再開発事業による類似施設 A O S S A の各調査地点の増減率（オープン後の平成 19 年 5 月と、オープン前の平成 18 年 7 月を比較）を基準年に反映させて算出する。

1) 半径 150m 以内の各調査地点での歩行者・自転車通行量の増分

$$22,560 \text{ 人/日} (\times 1) \times 13.4\% (\times 2) \times 65.5\% (\times 3) \quad \div \quad \underline{2,000 \text{ 人/日増加}}$$

※1 当事業から半径 150m 以内の調査地点 (②⑤⑥⑦⑩) の合計値 (平成 18 年)

※2 A O S S A から半径 150m 以内の調査地点 (⑩) の通行量からの増減率。

※3 A O S S A と当事業の床面積を比較したときに、A O S S A が 26,000 m² 程度であるのに対して、当事業は 17,500 m² 程度（目標 1 参照）であることから、集客力について面積按分を行った。(17,500 ÷ 26,720 = 65.5%)

2) 半径 150m～300m 以内の各調査地点での歩行者・自転車通行量の増分

$$20,880 \text{ 人/日} (\times 1) \times 5.2\% (\times 2) \times 65.5\% (\times 3) \quad \div \quad \underline{710 \text{ 人/日増加}}$$

※1 当事業から半径 150m～300m 以内の調査地点 (①③④⑧⑨) の合計値 (平成 18 年)

※2 A O S S A から半径 150m～300m 以内の調査地点 (②⑤⑥⑦⑨) の通行量からの増減率。

※3 ① 1) ※3 参照

●アオッサの開業による効果

調査地点	H18.7	H19.5	増減	アオッサからの距離
①シンボルロード南側	2,164	2,278	114	300m 以上
②ミスタードーナツ前通り	3,224	3,363	139	150m～300m
③駅前電車通り北側	2,504	2,300	-204	300m 以上
④駅前電車通り南側	8,304	8,789	485	300m 以上
⑤駅前電車通りハニー前	6,552	8,252	1,700	150m～300m
⑥南通り旧生活創庫前	933	823	-110	150m～300m
⑦ガレリア元町	3,751	3,341	-410	150m～300m
⑧アップルロード西武横	5,399	4,767	-632	300m 以上
⑨北の庄通り	2,509	2,073	-436	150m～300m
⑩駅前アーケード	8,100	9,182	1,082	150m 以内
10地点 合計	43,440	45,168	1,728	

●距離別の増加率

	H18.7	H19.5	増加率	対象地点
150m 以内	8,100	9,182	13.4%	⑩
150m～300m	16,969	17,852	5.2%	②⑤⑥⑦⑨

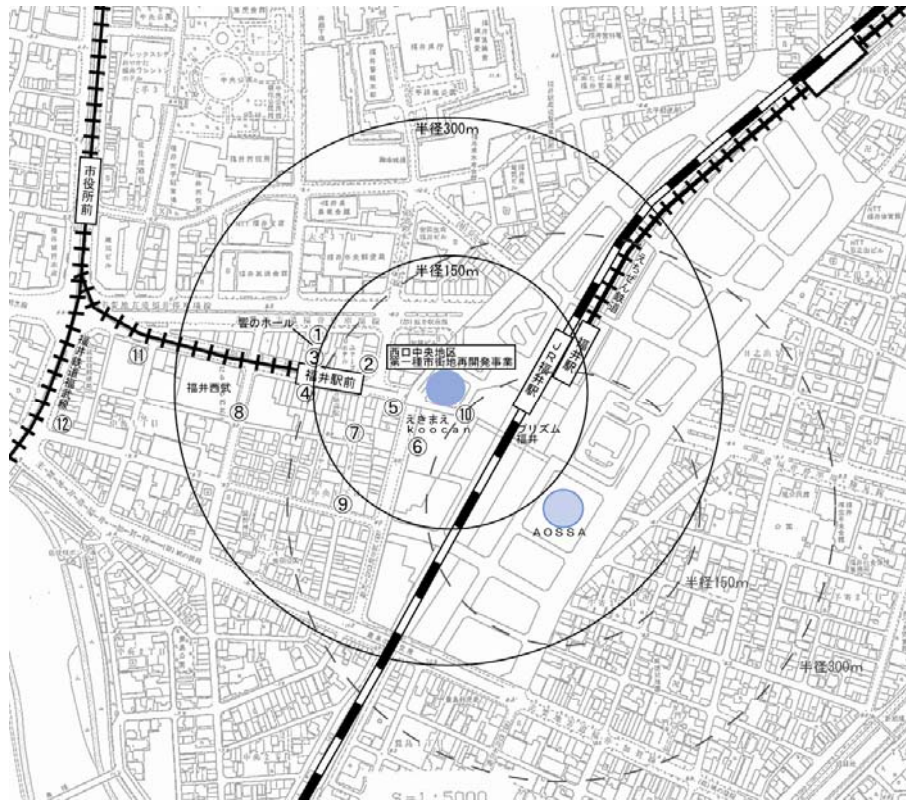


図 各調査地点と西口中央地区第一種市街地再開発事業、AOSSA からの距離

※半径 150m、300mの設定について

当事業から JR やえちぜん鉄道、福井鉄道の各駅(福井駅)までの距離が約 150m 以内
あること、また主要拠点施設である、福井西武、AOSSA、響のホール、プリズム福
井までの距離について、当事業から約 300m 以内に立地していることを踏まえ設定した。

※調査地点⑪⑫について

(3) フォローアップ (47 ページ) 参照

②福井駅高架下利用(商業施設等)による来街者増加の見込み：390 人/日増

1) 目標 1 において福井駅高架下への来街者のうち鉄道利用者について、調査地
点を往復 1 回は回遊すると想定する。

$$40 \text{ 人/日} (\text{※1}) \times 2 \text{ 地点} = \underline{80 \text{ 人/日増}}$$

※1 目標 1⑤より

2) 福井駅高架下への来街者のうち上記以外の利用者について、調査地点を最低 1
回は回遊すると想定する。

$$310 \text{ 人} (\text{※1}) \times 1 \text{ 地点} = \underline{310 \text{ 人/日増}}$$

※1 目標 1 ⑤において高架下利用(商業施設等) への来街者数のうち鉄道利用以外の数値

$$690 \text{ m}^2 (\text{※2}) \times 740 \text{ 千円/m}^2 (\text{※3}) \div 4 \text{ 千円/人} (\text{※4}) \div 365 \text{ 日} = 40 \text{ 人/日} \div 310 \text{ 人/日}$$

※2 高架下利用での商業施設の延床面積

※3 38,700,000 千円 $\div$ 52,443 $\text{m}^2 \div 740$ 千円(床面積当り販売額(H16 商業統計調査))

※4 1 人当り買物金額(中央値)(H18 消費者購買動向調査より)

③公共交通機関に対する取り組みによる来街者増加見込み：2,080 人/日

$$520 \text{ 人/日}(\text{※1}) \times 4 \text{ 地点}(\text{※2}) = \underline{2,080 \text{ 人/日}}$$

※1 目標 1 ①②の事業効果により増加した来街者が回遊するものと想定する。

※2 ※1 で来街した人々が、各調査地点のうち最低 2 地点を往復すると想定。

④居住者増分 1,280 人/日増

1) 目標 2 として実施する事業のうち、各調査地点に近い場所において、西口中央地区第一種市街地再開発事業や優良建築物等整備事業（中央 1 丁目、3 丁目）が実施される。これらの事業により居住者の半分か回遊するものと想定する。

$$573 \text{ 人} \times 1/2 \times 3 \text{ 地点} \div \underline{860 \text{ 人/日}}$$

※（目標 2 より）573 人（229 戸×2.5 人/世帯）の居住者が見込まれ、これらの人々の半分か各調査地点のうち最低 3 地点を通過すると想定。

2) 目標 2 として実施する事業のうち、上記以外の事業について、これらの事業により居住者の半分か回遊するものと想定する。

$$417 \text{ 人} \times 1/2 \times 2 \text{ 地点} \div \underline{420 \text{ 人/日}}$$

※（目標 2 より）417 人（167 戸×2.5 人/世帯）の居住者が見込まれ、これらの人々の半分か各調査地点のうち最低 2 地点を通過すると想定。

⑤A O S S A の見込分：1,730 人/日増

平成 19 年 5 月の歩行者・自転車通行量（A O S S A オープン後）は、平成 18 年 7 月の歩行者通行量（A O S S A オープン前）と比較して、約 1,730 人/日増加している。これは主に A O S S A オープンによる効果と想定されることから、A O S S A オープンによる歩行者通行量増分の見込み分とする。

⑥その他の商業活性化等の取り組みによる効果：820 人/日増

$$8,190 \text{ 人/日}(\text{※1}) \times 10\%(\text{※2}) \div \underline{820 \text{ 人/日増}}$$

※1 ①～⑤までの合計

※2 響のホールの利用促進や福井駅前南通り商店街アーケード整備事業、賑わい創出事業、賑わいづくり支援事業など商業活性化等の取り組みを実施し、歩行者動線軸を中心に魅力の向上を図っていく。また、さくらの小径・浜町通り界隈の整備や浜町おもてなし空間づくり事業により歩きたくなる魅力を高めていく。

これら取組みの相乗効果により①～⑤までの事業効果に対して 10%増を見込む。

(3) フォローアップ

それぞれの評価指標について、以下の方法で数値を把握する。事業の進捗状況及び数値目標の達成状況については、計画期間の中間年にあたる平成 21 年度末に福井市中心市街地活性化協議会に報告し、必要に応じて目標達成への措置を講じるものとする。

目標 1 訪れやすい環境をつくる

◆公共交通機関乗車数（鉄道 1 日平均）

中心市街地内に乗入れている各交通機関が毎年公表する乗車人員等を把握し、数値目標の達成状況を把握する。具体的には、J R 福井駅、福井鉄道市内路面区間、えちぜん鉄道福井駅及び新福井駅の各乗車人員を把握し、数値目標の達成状況を確認する。

目標 2 居住する人を増やす

◆居住人口

福井市が毎月更新し、公表している住民基本台帳に基づく人口により数値目標の達成状況を確認する。

目標 3 歩いてみたくなる魅力を高める

◆歩行者・自転車通行量（休日）

これまで毎年 2 回（7 月及び 10 月）まちづくり福井株式会社が実施している歩行者通行量調査より、歩行者通行量を把握、数値目標の達成状況を確認する。

調査地点⑪⑫は、平成 19 年度から調査を開始しているため、数値目標とは別に管理をしていく。

[3] 計画期間

基本計画の計画期間は、実施事業の効果が現れると考えられる平成 25 年 3 月までの 5 年 5 月とする。

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

〔1〕市街地の整備改善の必要性

【現状】

- ・福井駅周辺土地区画整理事業等により、福井市、福井県における広域的な拠点形成のための都市基盤整備を進めており、平成19年3月末現在の進捗率が約77%となっている。
- ・福井駅周辺土地区画整理事業にあわせて、手寄地区第一種市街地再開発事業(H19年4月19日オープン)、福井駅高架下利用促進事業、福井駅西口中央地区第一種市街地再開発事業(H18.12準備組合が発足)などの事業が進められている。
- ・福井駅付近連続立体交差事業によって、JR線が高架化され、東西の自動車等による交通環境が改善されつつあり、自動車、鉄道、バス、自転車、徒歩など多様な交通手段によるアクセシビリティが向上してきている。
- ・平成16年には福井豪雨が発生し、足羽川の決壊によって市街地が浸水し、市民生活に大きな被害をもたらした。

【市街地の整備改善に関する必要性】

- ・福井駅を中心に土地区画整理事業や市街地再開発事業などを着実に実施することによって、福井市、福井県の中心として、広域的な集客機能、福井のイメージを伝える機能(「なぜか長寿」、福井の食、観光情報)、市民・県民の文化活動の場、その他公共公益的な機能などを集積する「受け皿」を形成していく必要がある。
- ・誰もが来街しやすい環境を形成していくために、道路環境の向上を図っていく必要がある。
- ・公共空間と民有空間の連携による景観の維持向上など回遊を促す取り組みが必要である。
- ・安全・安心に来街・居住するために、河川改修など浸水対策を行っていく必要がある。

【市街地の整備改善に関する事業展開】

現状及び必要性を踏まえ、以下の事業展開を図る。

- ・土地区画整理事業など都市基盤整備の着実な実施
- ・道路の高質化
- ・公共及び民有空間の連携した景観整備による回遊性の向上
- ・下水道関連施設の整備、足羽川の改修

【フォローアップの考え方】

- ・事業の進捗状況について定期的に調査を行い、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。

〔2〕 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 さくらの小径・浜町通り 界限整備事業（地域生活基盤施設・高質空間形成施設） ●事業内容 さくらの小径（市道中央 1-311 号線）・浜町通り（市道中央 1-308、310、312、316 号線）界限において、緑地、道路修景、電線類ソフト地中化、ガス灯設置等の整備を行う。 ●実施時期 H19 年度～H24 年度	福井市	【位置付け】 地区の歴史と、足羽山、足羽川を臨む景観を活かし、高級感あるおもてなしの空間として整備することで、地区の活性化を図る。 【必要性】 本市の「福井市歴史のみち整備計画」による整備事業の一貫として中心市街地における歩行者の回遊性の向上を図ることは、歩いてみたくなる魅力を高めることを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） ●実施時期 H19 年度～ H24 年度	
●事業名 市道中央 1-329 号線整備事業（道路） ●事業内容 市道中央 1-329 号線の道路舗装の一部高質化を行う。 ●実施時期 H20 年度	福井市	【位置付け】 中央地区内の道路について賑わいの道づくり事業の指定路線以外の道路について整備効果を高めるために改修を行う。 【必要性】 このことにより歩行者の安全・快適な回遊性をさらに効果的にすることができ、歩いてみたくなる魅力を高めることを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置 まちづくり交付金 ●実施時期 H20 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 福井駅西口中央地区第一種市街地再開発事業 ●事業内容 周辺地区との連携機能、駅前広場の補完機能、まちなか居住機能等の整備を市街地再開発事業で行なう。 ●実施時期 H19 年度～H24 年度	福井駅西口中央地区市街地再開発準備組合	【位置付け】 県都の玄関口にふさわしい「にぎわい交流拠点」を形成していくことにより交流人口の増大を図っていく。 【必要性】 交通結節機能の充実や都市機能の集中的配置、シンボル性のある景観の創出を図るなど、集客力のある拠点施設として整備することから、訪れやすい環境をつくることや歩いてみたくなる魅力を高めることを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置 社会資本整備総合交付金 (市街地再開発事業等) ●実施時期 H19 年度～ H24 年度	
●事業名 JR 福井駅南側自転車駐車場整備事業 ●事業内容 JR 福井駅の南側に自転車駐車場を整備する。 ●実施時期 H22 年度～H26 年度	福井市	【位置付け】 放置自転車のない快適な歩行空間を創出することにより回遊性の向上を図る。 【必要性】 放置自転車のない歩きやすい環境を整えることは、歩いてみたくなる魅力を高めることを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業(福井中心市街地地区)) ●実施時期 H22 年度～ H26 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>事業名：福井駅西口中央地区市有施設等整備事業</u> <u>事業内容：再開発ビルにおけるボランティアセンター、観光関連施設、屋根付き広場などの整備</u> <u>実施時期：平成 24 年度～平成 26 年度</u>	福井市	<u>【位置付け】</u> <u>県都の玄関口にふさわしい「賑わい交流の拠点」を形成していくことにより交流人口の増大を図る。</u> <u>【必要性】</u> <u>交通結節機能の充実や都市機能の集中配置、シンボル性のある景観の創出を図るなど、集客力のある拠点として整備することから、訪れやすい環境をつくることを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</u>	<u>支援措置の内容</u> <u>社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（福井中心市街地地区））</u> <u>実施時期</u> <u>H24 年度～</u> <u>H26 年度</u>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 福井駅付近連続立体交差事業 ●事業内容 鉄道により分断されている中心市街地の状況を改善するため鉄道を高架化する。 ●実施時期 H4 年度～H28 年度	福井県	【位置付け】 J R 北陸線とえちぜん鉄道により東西に分断されている中心市街地において、東西交通の円滑化や東西市街地の均衡ある発展を図るため、鉄道の高架化や関連道路の整備を行う。 【必要性】 鉄道の高架化や関連道路の整備によって東西交通の円滑化を図ることは、訪れやすい環境をつくることを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置 社会資本整備総合交付金 (道路事業(街路)) ●実施時期 H4 年度～ H28 年度	
●事業名 福井駅周辺土地区画整理事業 ●事業内容 東口都心環状線・福井駅北通り線・北の庄線等道路整備と西口広場、東口広場、自由通路等の整備等 ●実施時期 H4 年度～H30 年度	福井市	【位置付け】 鉄道による市街地の分断が解消し、東西一体となった都市整備をすることにより、駅周辺の効率的な土地利用や、交通渋滞の解消、駅前広場整備による交通結節機能強化を図る。 【必要性】 鉄道の高架化と併せて、効率的な土地利用や駅前広場の整備による交通結節機能の強化を図ることは、訪れやすい環境をつくることを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置 社会資本整備総合交付金 (道路事業(区画)) ●実施時期 H3 年度～ H25 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 幸橋整備事業 ●事業内容 橋梁整備延長：570m、幅員：36m ●実施時期 H14 年度～H21 年度	福井県	【位置付け】 交通環境の改善（右折車両の交通円滑化）を図り、交通渋滞を解消する。また、桁下高を確保することにより、洪水等災害から中心市街地を守る。 【必要性】 交通環境の改善や洪水災害から市街地を守ることは、安全・安心に来街・居住することは、訪れやすい環境をつくることを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置 街路事業（連続立体交差関連公共施設整備事業） ●実施時期 H14 年度～H21 年度	
●事業名 一般県道殿下福井線電線共同溝整備事業 ●事業内容 福井市照手～福井市順化 L＝500m ●実施時期 H13 年度～H19 年度	福井県	【位置付け】 都市景観への配慮や、震災・台風時等での電柱倒壊の被害の拡大を防ぎ、道路交通の円滑化を図る。 【必要性】 美しい景観形成と道路交通の円滑化を図ることは、歩いてみたくなる魅力を高めることを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置 道路事業 ●実施時期 H13 年度～H19 年度	
●事業名 河川激甚災害対策特別緊急事業 ●事業内容 河床掘削、低水護岸、堤防強化、特殊堤強化、破堤部復旧、橋梁架替 ●実施時期 H16 年度～H20 年度	福井県	【位置付け】 平成16年7月の福井豪雨により甚大な被害が発生した足羽川の再度災害防止と治水安全度の向上を図る。 【必要性】 安全な市街地を形成し、災害から市民生活を守ることは、訪れやすい環境をつくることを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置 河川事業 ●実施時期 H16 年度～H20 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 公共下水道事業合流地区改善事業 ●事業内容 合流式下水道区域における雨水排除能力の増強施設の整備、未処理水放流の水質改善施設の整備 ●実施時期 H17 年度～	福井市	【位置付け】 管渠整備に併せてポンプ場の改築更新を実施することで駅周辺区画整理区域を含む中心市街地の浸水防除を図る。 【必要性】 安全な市街地を形成し、災害から市民生活を守ることは、訪れやすい環境をつくることや居住する人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置 社会資本整備総合交付金 （下水道事業、都市水環境整備下水道事業） ●実施時期 H17 年度～	
●事業名 泉橋（市道中央 3-272 号線）架け替え事業 ●事業内容 福井市中央 2 丁目外 L = 1 4 0 m ●実施時期 H17 年度～H20 年度	福井県 福井市	【位置付け】 河川激甚災害対策特別緊急事業と併せて市道中央 3-272 号線を整備することにより、市街地へのアクセス向上を図り、安全で安心な地域づくりを構築する。 【必要性】 市街地へのアクセス向上を図るとともに、安全な市街地を形成し、災害から市民生活を守ることは、訪れやすい環境をつくることや居住する人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置 道路事業 ●実施時期 H19 年度～ H20 年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 福井駅高架下利用促進事業 ●事業内容 8ブロックを利用して多目的広場等を整備する。 ●実施時期 H21 年度	福井市	【位置付け】 福井の玄関口であることから利便性が高く、生活拠点や交流拠点として施設整備を行うことにより、福井駅周辺の賑わいの創出と施設相互の連携を図り相乗効果を高め、中心市街地の回遊性を高めることができる。 【必要性】 高架下の利用を促進することにより賑わいを創出することは、訪れやすい環境をつくることや歩いてみたくなる魅力を高めることを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		今後、都市再生整備計画を変更
●事業名 御廊下橋復元整備事業 ●事業内容 御廊下橋の復元 ●実施時期 H19 年度	福井県 福井市	【位置付け】 御廊下橋を往時の姿に復元整備し、歴史的遺産である福井城址を、市民の憩いの場とする。 【必要性】 歴史遺産を活かしたまちなかの魅力の向上を図ることは、歩いてみたくなる魅力を高めることを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置 宝くじ助成金 ●実施時期 H19 年度	

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

〔1〕都市福利施設の整備の必要性

【現状】

- ・ 中心市街地では平成 16 年に、響のホールが供用され様々な文化活動の展開により、多くの入館者が見られ、中心市街地における賑わいの創出、文化の集積に資してきた。
- ・ 平成 19 年 4 月には A O S S A (図書館、県民ホール) がオープンし、中心市街地において文化機能の集積、賑わい創出を図っている。
- ・ 商業、居住機能の集積が市街地周辺部で進んでおり、併せて病院や文化施設、スポーツ施設などの公共公益施設についても市街地周辺部での立地が見られる。
- ・ 養浩館や国際交流会館、郷土歴史博物館などの文化施設は、中心市街地周辺部に立地している。
- ・ 中心市街地内に低未利用地が点在しており、平成 13 年には低未利用地が中心市街地全体の 10% 程度に上っている（福井駅周辺土地区画整理事業による影響も想定される）。

【都市福利施設に関する必要性】

- ・ 都市福利施設の整備は、中心市街地における市民の文化活動の場としての受け皿となり、福井市全体の文化水準を高めていくとともに、中心市街地の賑わい創出につながることから、西口中央地区第一種市街地再開発事業により県都の玄関口にふさわしい広域交流機能の強化や、響のホール、A O S S A の利用促進を図っていく必要がある。
- ・ 歩行者動線軸を中心に、広域的な集客機能、福井のイメージを伝える機能（「なぜか長寿」、福井の食、その他情報）、市民・県民の文化活動の場、その他公共公益的な機能などの集積を図っていく必要がある。
- ・ これまで市街地周辺部に立地してきた都市福利施設について、今後、建物の更新時には、中心市街地へ立地するように誘導するとともに、中心市街地に適地を創出し、多様な都市機能を集積する必要がある。
- ・ 中心市街地における文化の集積、賑わい創出をさらに高めるために、中心市街地周辺部に立地している施設等との連携を図っていく必要がある。

【都市福利施設に関する事業展開】

現状及び必要性を踏まえ、以下の事業展開を図る。

- ・ 文化機能（福井の食文化に触れる、市民活動の発表の場を充実するなど）の受け皿の整備
- ・ 子供や高齢者の憩い・交流の場づくり
- ・ 民間の施設整備に対する税制の優遇（固定資産税）

【フォローアップの考え方】

- ・ 事業の進捗状況について定期的に調査を行い、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。

〔2〕 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 (仮称)福井にぎわい交流拠点整備事業 ●事業内容 福井駅西口中央地区第一種市街地再開発事業と併せて県都の玄関口にふさわしい広域交流機能として福井の魅力を発信・創造するとともに、人々が交流するための多目的ホール等の整備を暮らし・にぎわい再生事業で行なう。 ●実施時期 H21年度～H24年度	福井駅西口中央地区市街地再開発準備組合・福井県・福井市との協議により決定	【位置付け】 県都の玄関口にふさわしい「にぎわい交流拠点」を形成していくことにより交流人口の増大を図っていく。 【必要性】 福井駅西口中央地区第一種市街地再開発事業と併せてにぎわいと交流の核となる都市機能を同地区に配置することは、福井駅に隣接する要の位置にありながら空洞化が進行している同地区を再生させることになり、訪れやすい環境をつくることや歩いてみたくなる魅力を高めることを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置 社会資本整備総合交付金 (暮らし・にぎわい再生事業(西口中央地区)) ●実施時期 H21年度～ H24年度	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 (仮称) ふくい市民活動センター整備事業 ●事業内容 市民活動の拠点施設整備 ●実施時期 H20 年度～H21 年度	福井市	【位置付け】 市民、市民活動団体、事業者及び市が対等のパートナーとして協働するためのかつ市民活動を強力に促進するための拠点施設を整備する。市民(団体)が自主的な運営を行う。 【必要性】 行政と市民活動団体が連携・協働するまちづくりが求められており、その拠点としての環境整備が必要とされている。また、隣接して設置する予定の商業施設との相乗効果で、中心市街地の賑わい創出に寄与すると考え訪れやすい環境をつくることを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		今後、都市再生整備計画を変更
●事業名 子ども一時預かりセンター事業 ●事業内容 中心市街地に子ども一時預かりセンターを設置する。 ●実施時期 H19 年度・H21 年度	福井市	【位置付け】 子育て世代の生涯学習機会の拡大、子育てによる精神的な負担の軽減、中心市街地への子育て世代の来街促進を図る。 【必要性】 子ども一時預かりセンターを設置することにより、子育て世代が訪れ、学ぶことができる機会の促進を図ることは、歩いてみたくなる魅力を高めることを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 いきいき長寿「よろず茶屋」の設置 ●事業内容 空き家などを利用した高齢者の交流拠点を住民主体で設置・運営する。 ●実施時期 H19 年度～	福井市	【位置付け】 高齢者の憩いの場づくりを地域住民とともにすすめ、高齢者の生きがいを創出し、地域とのネットワークづくりを図っていく。 【必要性】 高齢者の憩いの場を設置し、地域住民の居住環境を向上させることは、居住する人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
●事業名 県都活性化税制 ●事業内容 中心市街地において新築又は増改築された、4 階建ての耐火建築物の固定資産税率を軽減する。 ●実施時期 H14 年度～H23 年度	福井市	【位置付け】 この税制により、民間の新たな投資を呼び起こし、質の高い都市空間を形成していく。 【必要性】 固定資産税率の軽減を図ることにより中心市街地に民間投資を誘導することは、訪れやすい環境をつくることや居住する人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
●事業名 産業・観光情報発信施設の整備 ●事業内容 福井駅周辺に福井市の産業情報を発信する施設を設置する。 ●実施時期 H21 年度～H23 年度	福井市	【位置付け】 福井市の産業や観光について P R とイメージアップを図ることにより地域産業や観光の活性化を図る。 【必要性】 産業・観光の情報発信施設を設置しイメージアップを図ることにより中心市街地の魅力の向上と賑わいの創出を図ることは、訪れやすい環境をつくることを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

〔1〕街なか居住の推進の必要性

【現状分析】

- ・ 中心市街地の居住世帯では、世帯分離が進み、いわゆるファミリー層などの若い世代が中心市街地外へ転出し、居住人口が減少している。一方で高齢人口は現状維持の状態で推移しており、中心市街地において高齢化が進んでいる。
- ・ 三の丸地区市街地再開発事業や優良建築物等整備事業、ウララまちなか住まい事業など多様な居住支援策を推進することにより、一部区域においては、人口の回復も見られる。
- ・ ウララまちなか住まい事業は、中心市街地 105.4ha を含む都市計画マスタープランに定めるにぎわい交流拠点 630.6ha において実施しており、都心居住を積極的に推進している。

【まちなか居住推進の必要性】

- ・ 居住人口の維持、増加は中心市街地における賑わい創出やコミュニティの維持の観点から必要であり、世帯分離によって流出しているファミリー層などの若い世代が中心市街地に住み続けることができるような環境づくりが必要である。
- ・ 中心市街地には病院や文化施設などの都市福利施設、交通、買物などの利便性、また足羽川、足羽山などの自然景観などを享受できるメリットがあることから、郊外部の一戸建住宅とは違った居住環境を提供することによって、中心市街地の人口増加につなげていく必要がある。

【まちなか居住に関する事業展開】

現状及び必要性を踏まえ、以下の事業展開を図る。

- ・ 現在居住されている方の住居の、中心市街地内での建て替え支援
- ・ 民間事業者による住宅供給促進のための支援（税制の優遇、建設費の補助、市独自の補助制度の継続）
- ・ 高齢者が住み続けるための支援

【フォローアップの考え方】

- ・ 事業の進捗状況について定期的に調査を行い、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。

〔2〕 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 まちづくり計画策定事業（まちづくり活動推進事業） ●事業内容 都心居住推進区域内での良質な住宅の供給を支援する。【中心市街地の区域（105ha）及び市街地中心部（630ha）】 ●実施時期 H19 年度～H20 年度	まちづくり推進協議会（中央1丁目）等	【位置付け】 中心市街地および市街地中心部において、住民発意による居住推進に関わる住宅計画、街並みや景観の形成、低未利用地の活用策、その他住環境などの計画をする場合に補助し、また、計画に助言するアドバイザーとの協議についても助成することにより定住促進を図っていく。 【必要性】 良質な住宅の供給を図るために住民への支援を推進することは、居住する人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置 まちづくり交付金 ●実施時期 H19 年度～ H20 年度	
●事業名 福井駅西口中央地区第一種市街地再開発事業（再掲） ●事業内容 周辺地区との連携機能、駅前広場の補完機能、まちなか居住機能等の整備を市街地再開発事業で行なう。 ●実施時期 H19 年度～H24 年度	福井駅西口中央地区市街地再開発準備組合	【位置付け】 県都の玄関口にふさわしい「にぎわい交流拠点」を形成していくことにより交流人口の増大を図っていく。 【必要性】 交通結節機能の充実や都市機能の集中的配置、シンボル性のある景観の創出を図るなど、集客力のある拠点施設として整備することから、訪れやすい環境をつくるや歩いてみたくなる魅力を高めることを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） ●実施時期 H19 年度～ H24 年度	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 中央1丁目（駅前南通り）地区優良建築物等整備事業 ●事業内容 延床面積：約 10,000 m² 構造：階数：SRC 造、地上 14 階 用途：居住施設、商業施設、駐車場 ●実施時期 H19 年度～H21 年度	合同開発(株)	【位置付け】 中心市街地において、細分化され有効活用されていない土地の共同化・高度利用を図ることによって、市街地環境の整備改善及び中心市街地の賑わい創出と都心居住の促進につなげていく。 【必要性】 都心居住を促進することは、居住する人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置 優良建築物等整備事業 ●実施時期 H19 年度～ H21 年度	
●事業名 中央3丁目地区優良建築物等整備事業 ●事業内容 延床面積：約 4,000 m² 構造：階数：SRC 造、地下 1 階、地上 12 階 用途：居住施設、コミュニティルーム、駐車場 ●実施時期 H19 年度～H21 年度	日本システムバンク(株)	【位置付け】 中心市街地において、細分化され有効活用されていない土地の共同化・高度利用を図ることによって、市街地環境の整備改善及び中心市街地の賑わい創出と都心居住の促進につなげていく。 【必要性】 都心居住を促進することは、居住する人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置 優良建築物等整備事業 ●実施時期 H19 年度～ H21 年度	
●事業名 ウララまちなか住まい事業（共同住宅建設補助） ●事業内容 都心居住推進区域内での良質な住宅の供給を支援する。【中心市街地の区域（105ha）】 ●実施時期 H16 年度～H20 年度	福井市	【位置付け】 中心市街地において、分譲共同住宅購入等補助、賃貸共同住宅建設等補助を行うことにより、まちなかへの定住促進を図っていく。 【必要性】 分譲共同住宅購入等補助、賃貸共同住宅建設等補助により、良質な住宅供給を支援し都心居住の促進を図ることは、居住する人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置 地域住宅交付金 ●実施時期 H19 年度～ H20 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 ウララまちなか住まい事業（共同住宅リフォーム補助） ●事業内容 都心居住推進区域内での良質な住宅の供給を支援する。【中心市街地の区域（105ha）及び市街地中心部（630ha）】 ●実施時期 H16 年度～H20 年度	福井市	【位置付け】 中心市街地および市街地中心部において、共同住宅リフォーム補助、オフィスビル等住宅転用補助を行うことにより、まちなかへの定住促進を図っていく。 【必要性】 共同住宅リフォーム補助、オフィスビル等住宅転用補助により、良質な住宅の供給を支援することは、居住する人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置 地域住宅交付金 ●実施時期 H19 年度～ H20 年度	※ 市街地中心部（630ha）は、旧都市計画マスタープランで定められた区域
●事業名 ウララまちなか住まい事業（戸建て住宅補助） ●事業内容 都心居住推進区域内での良質な住宅の供給を支援する。【中心市街地の区域（105ha）及び市街地中心部（630ha）】 ●実施時期 H16 年度～H20 年度	福井市	【位置付け】 中心市街地および市街地中心部において、戸建て住宅建設補助、戸建て住宅リフォーム補助を行うことにより、まちなかへの定住促進を図っていく 【必要性】 戸建て住宅建設補助、戸建て住宅リフォーム補助により、良質な住宅の供給を支援することは、居住する人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置 地域住宅交付金 ●実施時期 H19 年度～ H20 年度	※ 市街地中心部（630ha）は、旧都市計画マスタープランで定められた区域
●事業名 大手 2 丁目地区優良建築物等整備事業 ●事業内容 延床面積：約 11,000 m ² 構造：階数：RC 造、地上 14 階 用途：居住施設、診療所、駐車場 ●実施時期 H20 年度～H22 年度	大和ハウス工業㈱	【位置付け】 中心市街地において、細分化され有効活用されていない土地の共同化・高度利用を図ることによって、市街地環境の整備改善及び中心市街地の賑わい創出と都心居住の促進につなげていく。 【必要性】 都心居住を促進することは、居住する人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置 社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業） ●実施時期 H20 年度～ H22 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 城の橋通り地区優良建築物等整備事業 ●事業内容 延床面積：約 4,000 m ² 構造：階数：SRC 造、地上 10 階 用途：居住施設、店舗、事務所、駐車場 ●実施時期 H21 年度～H23 年度	合同開発(株)	【位置付け】 中心市街地において、細分化され有効活用されていない土地の共同化・高度利用を図ることによって、市街地環境の整備改善及び中心市街地の賑わい創出と都心居住の促進につなげていく。 【必要性】 都心居住を促進することは、居住する人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置 社会資本整備総合交付金 （地域住宅計画に基づく事業） ●実施時期 H21 年度～ H23 年度	
●事業名 地域優良賃貸住宅整備事業 ●事業内容 まちなか地区(625ha)における良質な住宅の供給を支援する。 ●実施時期 H21 年度～	福井市	【位置付け】 都市計画マスタープランにおけるまちなか地区内で、地域優良賃貸住宅(一般型・高齢者型)の整備補助を行うことにより、まちなかへの定住促進を図っていく。 【必要性】 地域優良賃貸住宅(一般型・高齢者型)の整備補助により、良質な住宅の供給を支援することは、居住する人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置 社会資本整備総合交付金 （地域住宅計画に基づく事業） ●実施時期 H21 年度～ H24 年度	
●事業名 福井市まちなか住まい支援事業（共同住宅リフォーム補助） ●事業内容 まちなか地区(625ha)における良質な住宅の供給を支援する。 ●実施時期 H21 年度～H24 年度	福井市	【位置付け】 都市計画マスタープランにおけるまちなか地区内で、共同住宅リフォーム補助を行うことにより、まちなかへの定住促進を図っていく。 【必要性】 共同住宅リフォーム補助により、良質な住宅の供給を支援することは、居住する人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置 社会資本整備総合交付金 （地域住宅計画に基づく事業） ●実施時期 H21 年度～ H24 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 福井市まちなか住まい支援事業（戸建て住宅補助） ●事業内容 まちなか地区（625ha）における良質な住宅の供給を支援する。 ●実施時期 H21年度～H24年度	福井市	【位置付け】 都市計画マスタープランにおけるまちなか地区内で、共同建て住宅建設補助、二世帯住宅建設補助、戸建て住宅リフォーム補助を行うことにより、まちなかへの定住促進を図っていく。 【必要性】 共同建て住宅建設補助、二世帯住宅建設補助、戸建て住宅リフォーム補助により、良質な住宅の供給を支援することは、居住する人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置 社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業） ●実施時期 H21年度～ H24年度	
●事業名 福井市まちなか住まい支援事業（アドバイザー派遣） ●事業内容 まちなか地区（625ha）における良質な住宅の供給を支援する。 ●実施時期 H21年度～H24年度	福井市	【位置付け】 都市計画マスタープランにおけるまちなか地区内で、建設等を検討する民間事業者に対して建築士等の専門家を派遣することにより、まちなかへの良質な住宅の供給を誘導し、まちなかの定住促進を図っていく。 【必要性】 建築士等の専門家を派遣することにより、良質な住宅の供給を支援することは、居住する人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置 社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業） ●実施時期 H21年度～ H24年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 ウララまちなか住まい事業（若年・子育て世帯定住支援） ●事業内容 都心居住推進区域内での良質な住宅の供給を支援する。【中心市街地の区域（105ha）及び市街地中心部（630ha）】 ●実施時期 H16年度～H20年度	福井市	【位置付け】 中心市街地および市街地中心部において、賃貸共同住宅家賃補助を行うことにより、福井市外からまちなかへの若年世帯の定住促進を図っていく。 【必要性】 賃貸共同住宅家賃補助により、良質な住宅の供給を支援することは、居住する人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		※市街地中心部（630ha）は、旧都市計画マスタープランで定められた区域
●事業名 県都活性化税制（再掲） ●事業内容 中心市街地において新築又は増改築された、4階建ての耐火建築物の固定資産税率を軽減する。 ●実施時期 H14年度～H23年度	福井市	【位置付け】 この税制により、民間の新たな投資を呼び起こし、質の高い都市空間を形成していく。 【必要性】 固定資産税率の軽減を図ることにより中心市街地に民間投資を誘導することは、訪れやすい環境をつくることや居住する人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
●事業名 福井市再開発専門家派遣事業 ●事業内容 安全で快適なまちづくりに寄与する団体等に対し、コンサルタント等の再開発専門家を派遣しまちづくり活動への支援を行う。 ●実施時期 H18年度～	福井市	【位置付け】 安全で快適なまちづくりに寄与する団体等を対象にコンサルタント等の再開発専門家を派遣することにより自主的なまちづくり活動への支援を図る。 【必要性】 自主的なまちづくり活動への支援を図り安全で快適なまちづくりを促進することは、居住する人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 福井空き家情報バンク ●事業内容 HPにより空き家情報を提供し既存ストックの有効活用により定住促進を図る。 ●実施時期 H19 年度～	福井県 福井市	【位置付け】 県と市町が連携し、市場化されていない空き家の掘り起こしのため空き家情報バンクを整備し、空き家情報を一元化することで、既存ストックの有効活用を図り定住促進を推進する。 【必要性】 空き家情報を提供し既存ストックの有効活用を図ることは、居住する人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
●事業名 中心市街地共同住宅誘導事業 ●事業内容 民間事業者による共同住宅開発整備を誘導する。 ●実施時期 H20 年度～	福井市	【位置付け】 中心市街地において民間事業者が共同住宅を建設する際、「中心市街地共同住宅供給事業」等を活用することで、民間事業者の建設を誘導し、まちなかへの定住促進を図っていく。 【必要性】 「中心市街地共同住宅供給事業」等を活用し、民間事業者の建設を誘導することは、居住する人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		今後、中心市街地共同住宅供給事業の活用を検討
●事業名 まちなか居住推進事業 ●事業内容 中心市街地の人口の増加に向け、まちなか居住に対する関心の喚起、理解を促進するためのイベントを開催する。 ●実施時期 H19 年度～	福井市中心市街地活性化協議会	【位置付け】 中心市街地において居住を考えている住民に対して、関心や理解を深め、都心居住を促進していく。 【必要性】 まちなか居住に対する住民の理解促進を図ることは、居住する人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

〔1〕 商業の活性化の必要性

【現状】

- ・ 中心市街地における商店数、年間販売額、売場面積は基本計画策定後以降も減少しており、対市シェアも下げている。また空き店舗数(中央1丁目)も増加している。
- ・ 平成 17 年度には J R 福井駅高架下にプリズム福井が開店し、また福井西武の地下連絡通路の整備も行われた。平成 19 年 4 月には、A O S S A 内の商業施設の一部が開店するなど、商業の魅力向上が図られつつある。
- ・ 商業活性化策として、アーケード整備や無電柱化などによる来街者の回遊性の向上や、チャレンジショップ事業など空き店舗対策事業を実施している。
- ・ これらの事業の実施により、歩行者・自転車通行量についてみると、平日、休日ともに近年下げ止まりの傾向が見られる。

【商業の活性化の必要性】

- ・ 歩行者動線軸上に位置付けられている、主要拠点施設の整備や機能向上、個店の魅力向上を図り、集客力を高めていく必要がある。
- ・ 歩行者動線軸の集客効果を周辺部へ波及させるために、周辺の商業地への回遊性の向上、個店の魅力の向上を図っていく必要がある。
- ・ 昼間の景観の向上を図るとともに、夜間に来街する人の回遊性を図るために、夜間の景観からの魅力向上を図っていく必要がある。
- ・ 中心市街地周辺部の足羽川、養浩館、郷土歴史博物館などの自然、歴史・文化機能との連携を図ることによって、中心市街地の回遊性の向上を図っていく必要がある。

【商業の活性化に関する事業展開】

現状及び必要性を踏まえ、以下の事業展開を図る。

- ・ 個店の魅力向上・出店機会の創出（出店者に対する経営支援、空き店舗対策、新規出店のための支援）
- ・ 商店街との連携強化（商店街が実施するイベント支援、商店街への情報発信など）
- ・ 回遊性の向上（アーケードの整備、イルミネーションの設置）
- ・ 昼夜の都市景観に配慮した規制、指導（建物、道路空間など）

【フォローアップの考え方】

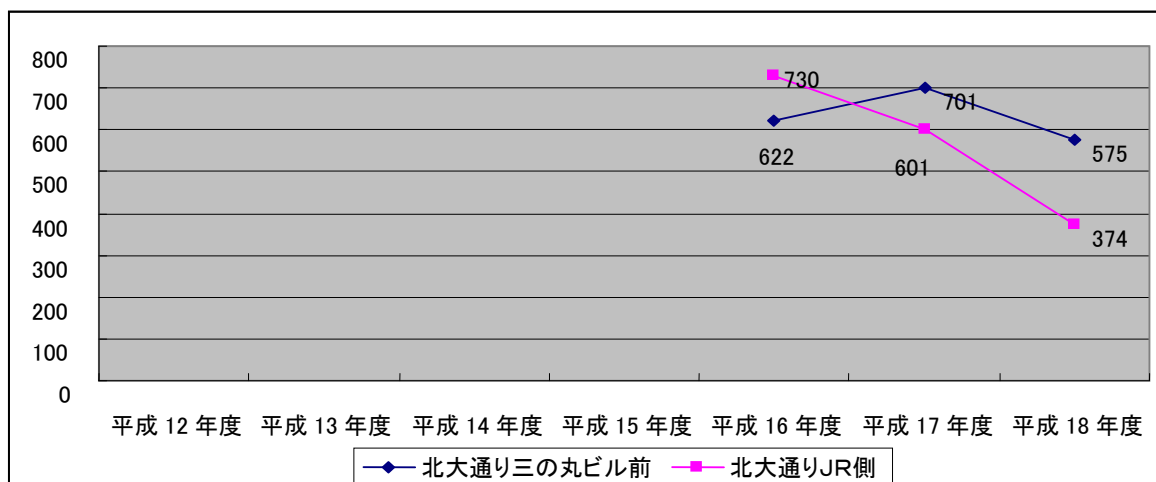
- ・ 事業の進捗状況について定期的に調査を行い、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。

〔2〕 具体的事業の内容

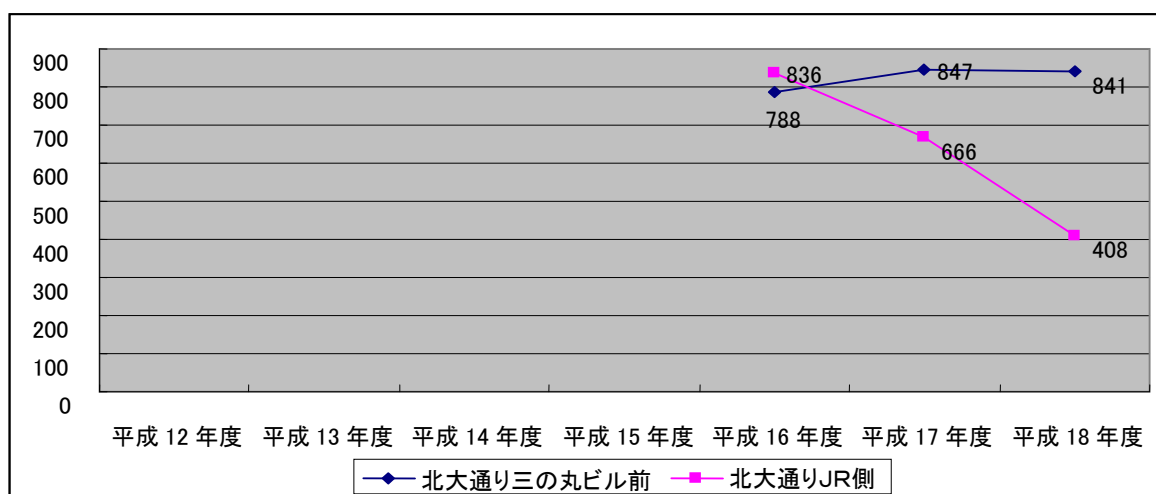
(1) 法に定める特別の措置に関連する事業等

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 福井駅前北大通り商店街中小小売商業高度化事業計画 ●事業内容 福井駅前北大通り商店街アーケード整備事業(2期)(詳細は(2)に記載) ●実施時期 H23年度	まちづくり福井(株)	【位置付け】 アーケードを新たに整備し、安全で快適な歩行者空間を確保することにより、来街者の利便性向上に寄与し、中心市街地の回遊性の向上を図る。 【必要性】 本事業は平成16年度に整備されたアーケード(1期事業)の継続事業として位置づけており、アーケード本来の機能である快適な歩行空間の確保のため、また、商店街の連続性を保つ為に必要である。さらに、商店街に相応しい景観となるよう、賑わいを創出することは、歩いてみたくなる魅力を高めることを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置 中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定 ●実施時期 H23年度	戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金を活用
●当該中小小売商業高度化事業が、当該中心市街地内における他の商店街等への商業活性化に係る取り組みにもたらす影響(当該商店街等及び当該中心市街地内における他の商店街等の来街者数の現況等) ・JR福井駅に隣接する福井駅前北大通り商店街は、モータリゼーションの進展とそれにあわせて郊外に大型ショッピングセンターが進出したことで衰退し、賑わいがほとんど感じられないことは歩行者・自転車通行量にも表れており、平成16年度から通行量の減少が続いている。 ・福井駅西口中央地区第一種市街地再開発事業および福井駅西口広場整備事業が実施されるエリアに隣接している福井駅前北大通り商店街は、福井駅西口から直結する商店街であり、また、東側に隣接する福井駅高架下では、施設整備事業が予定されているなど商店街にとって起爆剤となりえるものが出来てくる。 今後、さらに利便性が高くなる福井駅前北大通り商店街でアーケード整備を実施し、来街者に快適な歩行空間を提供することで、周辺商業地への回遊性が図られる。				

中心市街地歩行者・自転車通行量調査（休日）



中心市街地歩行者・自転車通行量調査（平日）



年度別平均中心市街地歩行者・自転車通行量調査 (休日・平日各 16 地点)

駅前歩行者通行量調査(休日)

No.	調査地点	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
1	シンボルロード南側	2,958	3,115	2,925	2,906	2,687	2,644	2,484
2	ミスタードーナツ前通り		3,522	3,559	3,040	2,911	3,255	3,182
3	駅前電車通り北側	2,866	2,957	2,496	2,442	1,981	2,850	2,628
4	駅前電車通り南側	10,194	10,850	8,868	8,574	7,349	8,072	8,334
5	駅前電車通りハニー前	12,760	9,479	7,163	7,212	6,273	7,753	7,117
6	みなみ通り旧生活創庫前	8,482	3,797	2,545	2,050	1,242	1,378	1,003
7	ガレリア元町	7,126	5,926	5,013	4,641	4,656	4,981	4,053
8	アップルロード西武横	7,746	6,432	6,824	6,398	5,221	6,282	5,490
9	北の庄通り	4,074	3,668	2,947	2,437	2,350	2,068	2,334
10	駅前アーケード	7,470	8,070	7,589	7,755	6,742	10,222	8,103
11	新栄商店街	3,796	2,924	2,479	2,140	1,857	2,209	1,562
12	鳩の門通り	5,346		3,339	2,509	2,852	3,543	3,010
13	加藤ブロック西側			1,222	997	997	984	1,005
14	みなみ通りハニー前			1,866	2,125	1,584	2,250	1,957
15	北大通り三の丸ビル前					622	701	575
16	北大通りJR側					730	601	374
		72,818	60,739	58,833	55,223	50,251	59,792	53,207

駅前歩行者通行量調査(平日)

No.	調査地点	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
1	シンボルロード南側	4,878	4,675	4,273	4,062	3,972	3,507	3,566
2	ミスタードーナツ前通り		4,231	4,196	3,912	3,649	3,536	4,493
3	駅前電車通り北側	2,600	2,722	2,755	2,249	1,887	2,561	2,806
4	駅前電車通り南側	7,954	7,086	7,085	5,628	5,389	5,561	7,002
5	駅前電車通りハニー前	10,664	6,230	5,824	5,720	5,526	5,747	6,423
6	みなみ通り旧生活創庫前	4,962	2,401	2,012	1,786	1,263	1,354	1,263
7	ガレリア元町	6,144	4,641	4,547	3,949	3,884	3,971	3,515
8	アップルロード西武横	4,894	4,699	4,854	4,996	4,592	4,433	4,035
9	北の庄通り	2,918	2,808	2,445	1,928	2,175	1,807	2,078
10	駅前アーケード	7,860	7,743	7,501	7,209	7,068	8,411	8,187
11	新栄商店街	1,972	1,859	1,795	1,291	1,398	1,255	1,070
12	鳩の門通り	2,718		2,799	2,248	2,101	2,286	2,003
13	加藤ブロック西側			1,678	1,749	1,542	1,554	1,749
14	みなみ南通りハニー前			2,869	2,232	1,998	2,327	2,004
15	北大通り三の丸ビル前					788	847	841
16	北大通りJR側					836	666	408
		57,564	49,095	54,629	48,954	48,166	49,820	51,539

- 個店の活力や集客力、営業状態等が全体の魅力にどのように結びつき、また逆に、商店街の特性や共同事業の成否が構成店舗の活力の向上にどのように結びついているのか、「個々の取組み」と「共同的な取組み」との連動内容

「個々の取組み」

- ・アーケードの完成を機に地元商店街では、賑わいの仕掛け作りとして「商店街の愛称」を地元雑誌にて募集し、多数の応募があり愛称名は「ぶ・ら・り・ア」と決定した。この愛称を使用しイベントを実施するなど賑わいづくりに寄与している。

「共同的な取組み」

- ・アーケードの完成に伴いそれまで連携が取れていなかった中心市街地の他の商店街と共同で「やるザ！駅前フェスタ」「エキマエ再発見フェア」を開催した。

●当該中小小売商業高度化事業が影響を与える空き店舗数・率の現況

- ・平成16年度から空き店舗数も少しずつではあるが増加しており、それに伴い空き店舗率も増加している。
- ・当該事業及び駅周辺で実施される再開発事業等と併せて実施することにより、改善が期待される。

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
福井駅前北大通り商店街 振興組合空き店舗率	8.7% (2件)	9.1% (3件)	16% (4件)

資料:福井市マーケット戦略室
※()内は空き店舗数

●文教施設、医療施設、公共事業等のまちの諸事業と連動した中小小売商業高度化事業であること

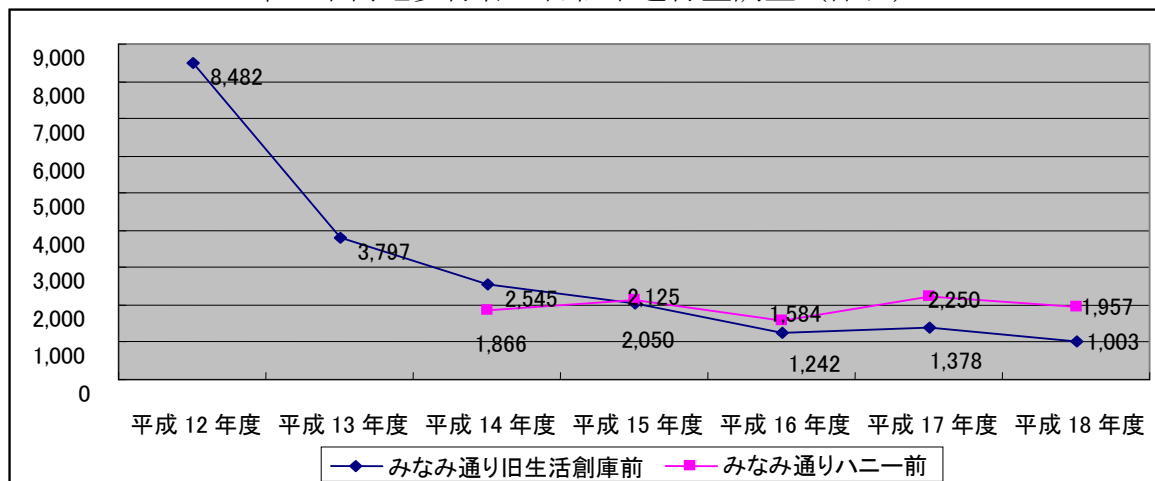
- ・本事業は、福井駅前北大通り商店街の環境整備事業として実施するものであり、本市の顔である福井駅西口中央地区第一種市街地再開発事業と西口駅前広場整備事業と併せ実施する。

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 福井駅前南通り商店街 中小小売商業高度化事業計画 ●事業内容 福井駅前南通り商店街アーケード整備事業(2期)(詳細は(2)に記載) ●実施時期 H23年度	まちづくり福井(株)	【位置付け】 老朽化したアーケードを新たなものに整備し、安全で快適な歩行者空間を確保することにより、来街者の利便性向上に寄与し、中心市街地の回遊性の向上を図る 【必要性】 当該事業は平成17年度に整備されたアーケード(1期事業)の継続事業として位置づけられている。また、本事業が計画されている箇所は、老朽化したアーケードが撤退した大型店舗に接しており、福井駅前南通り商店街の景観を損なうマイナス要因である。新築のアーケードを設置することで、アーケード本来の機能である快適な歩行空間の確保のため、また賑わい創出や商店街の活性化を促進することは、歩いてみたくなる魅力を高めることを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置 中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定 ●実施時期 H23年度	戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金を活用

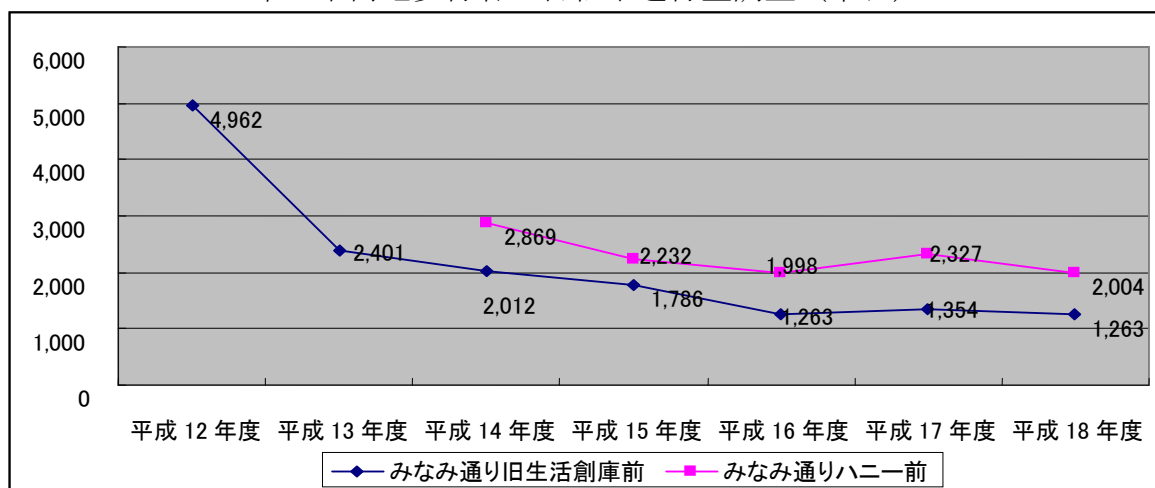
●当該中小小売商業高度化事業が、当該中心市街地内における他の商店街等への商業活性化に係る取り組みにもたらす影響（当該商店街等及び当該中心市街地内における他の商店街等の来街者数の現況等）

- ・福井駅前南通り商店街はＪＲ福井駅西口の南側に隣接する商店街である。近年の大型ショッピングセンターの郊外進出により中心市街地商業の衰退と並行し、歩行者・自転車通行量は、平成１６年度まで減少し続け、以降ほぼ横ばい傾向にある。
- ・福井駅前南通り商店街は、今後の西口中央地区再開発と西口駅前広場が一体となって整備されていく重要エリアにもっとも近い商店街であり、また、福井の玄関口であるＪＲ福井駅と接することから中心市街地回遊の拠点となる商店街でもある。老朽化したアーケードの新築により商店街の賑わい創出と施設間のさらなる連携を図ることで相乗効果を生み出し、中心市街地の回遊性に寄与していくことができる。
- ・福井駅西口中央地区第一種市街地再開発事業と福井駅前南通り商店街のアーケード整備を一体的に実施し、来街者に周辺商業地への動線を提供することで、魅力ある回遊が可能となり来街者の増加効果が見込める。

中心市街地歩行者・自転車通行量調査（休日）



中心市街地歩行者・自転車通行量調査（平日）



年度別平均中心市街地通行量調査 (休日・平日各 16 地点)

駅前歩行者通行量調査(休日)

No	調査地点	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
1	シンボルロード南側	2,958	3,115	2,925	2,906	2,687	2,644	2,484
2	ミスタードーナツ前通り		3,522	3,559	3,040	2,911	3,255	3,182
3	駅前電車通り北側	2,866	2,957	2,496	2,442	1,981	2,850	2,628
4	駅前電車通り南側	10,194	10,850	8,868	8,574	7,349	8,072	8,334
5	駅前電車通りハニー前	12,760	9,479	7,163	7,212	6,273	7,753	7,117
6	みなみ通り旧生活創庫前	8,482	3,797	2,545	2,050	1,242	1,378	1,003
7	ガレリア元町	7,126	5,926	5,013	4,641	4,656	4,981	4,053
8	アップルロード西武横	7,746	6,432	6,824	6,398	5,221	6,282	5,490
9	北の庄通り	4,074	3,668	2,947	2,437	2,350	2,068	2,334
10	駅前アーケード	7,470	8,070	7,589	7,755	6,742	10,222	8,103
11	新栄商店街	3,796	2,924	2,479	2,140	1,957	2,209	1,562
12	鳩の門通り	5,346		3,339	2,509	2,952	3,543	3,010
13	加藤ブロック西側			1,222	997	997	984	1,005
14	みなみ通りハニー前			1,866	2,125	1,584	2,250	1,957
15	北大通り三の丸ビル前					622	701	575
16	北大通りJR側					730	601	374
		72,818	60,739	58,833	55,223	50,251	59,792	53,207

駅前歩行者通行量調査(平日)

No	調査地点	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
1	シンボルロード南側	4,878	4,675	4,273	4,062	3,972	3,507	3,566
2	ミスタードーナツ前通り		4,231	4,196	3,912	3,649	3,536	4,493
3	駅前電車通り北側	2,600	2,722	2,755	2,249	1,987	2,561	2,906
4	駅前電車通り南側	7,954	7,086	7,085	5,628	5,389	5,561	7,002
5	駅前電車通りハニー前	10,664	6,230	5,824	5,720	5,526	5,747	6,423
6	みなみ通り旧生活創庫前	4,962	2,401	2,012	1,786	1,263	1,354	1,263
7	ガレリア元町	6,144	4,641	4,547	3,949	3,884	3,971	3,515
8	アップルロード西武横	4,894	4,699	4,854	4,996	4,592	4,433	4,035
9	北の庄通り	2,918	2,808	2,445	1,928	2,175	1,807	2,078
10	駅前アーケード	7,860	7,743	7,501	7,209	7,068	8,411	8,187
11	新栄商店街	1,972	1,859	1,795	1,291	1,398	1,255	1,070
12	鳩の門通り	2,718		2,799	2,248	2,101	2,286	2,003
13	加藤ブロック西側			1,678	1,749	1,542	1,554	1,749
14	みなみ南通りハニー前			2,869	2,232	1,998	2,327	2,004
15	北大通り三の丸ビル前					788	847	841
16	北大通りJR側					836	666	408
		57,564	49,095	54,629	48,954	48,166	49,820	51,539

●個店の活力や集客力、営業状態等が全体の魅力にどのように結びつき、また逆に、商店街の特性や共同事業の成否が構成店舗の活力の向上にどのように結びついているのか、「個々の取組み」と「共同的な取組み」との連動内容

- ・福井駅前南通り商店街では、平成 17 年度に実施したアーケード整備事業（1 期）の完成を機に、店舗のリニューアルや若者が店を始めるなど活気が地元に戻りつつある。
- ・平成 18 年度からは、商店街と福井工業大学、柴田勝家を奉った柴田神社の連携により独自のイベント「ふくいエキマエ七夕まつり」を開催するなど、中心市街地の賑わいに寄与する動きが出始めている。さらには、平成 19 年度には周辺商店街に波及効果をもたらした 2 回目を開催した。
- ・福井工業大学との連携はイベントだけでなく、アーケード完成後の景観を考える勉強会を実施するなど、協働によるまちづくりを推進している。

●当該中小小売商業高度化事業が影響を与える空き店舗数・率の現況

- ・空き店舗数は平成17年度を境に変化はない。しかし、店舗数は増加しているため空き店舗率は良い傾向である。
- ・本事業を進めていくことで、さらなる効果が期待できる。

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
福井駅前南通り商店街 振興組合空き店舗率	9.1% (4件)	10.7% (3件)	6.4% (3件)

資料:福井市マーケット戦略室

※()内は空き店舗数

●文教施設、医療施設、公共事業等のまちの諸事業と連動した中小小売商業高度化事業であること

- ・福井駅西口中央地区第一種市街地再開発事業と一体的に実施することで、周辺商業地への動線を提供することが可能となり、さらなる相乗効果を生むことができる。

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 福井駅前北大通り商店街アーケード整備事業(2期) ●事業内容 鉄骨造 片持ち式 総延長=98m、 高さ=7.17m、 幅=4.0m 「福井駅前北大通り商店街に面し、アーケードの新築」 ●実施時期 H23年度	まちづくり福井(株)	【位置付け】 アーケードを新たに整備し、安全で快適な歩行者空間を確保することにより、来街者の利便性向上に寄与し、中心市街地の回遊性の向上を図る 【必要性】 本事業は平成16年度に整備されたアーケード(1期事業)の継続事業として位置付けており、アーケード本来の機能である快適な歩行空間の確保のため、また、商店街の連続性を保つ為に必要とである。さらに、商店街に相応しい景観となるよう、賑わいを創出することは、歩いてみたくなる魅力を高めることを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置 戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助 ●実施時期 H23年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 福井駅前南通り商店街アーケード整備事業（2期） ●事業内容 鉄骨造 片持ち式 総延長＝63m、 高さ＝5.05m、 幅＝3.0m 「福井駅前南通り商店街に面した老朽化したアーケードの架け替え」 ●実施時期 H23年度	まちづくり福井(株)	【位置付け】 老朽化したアーケードを新たなものに整備し、安全で快適な歩行者空間を確保することにより、来街者の利便性向上に寄与し、中心市街地の回遊性の向上を図る。 【必要性】 当該事業は平成17年度に整備されたアーケード（1期事業）の継続事業として位置づけられている。また、本事業が計画されている箇所は、老朽化したアーケードが撤退した大型店舗に接しており、福井駅前南通り商店街の景観を損なうマイナス要因である。新築のアーケードを設置することで、アーケード本来の機能である快適な歩行者空間の確保のため、また賑わい創出や商店街の活性化を促進することは、歩いてみたくなる魅力を高めることを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置 戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助 ●実施時期 H23年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 福井駅周辺まちづくり総合調整事業（まちづくり活動推進事業） ●事業内容 まちづくりに取り組んでいる関係者が連携してフェアを開催する。 ●実施時期 H17年度～H21年度	福井市	【位置付け】 中心市街地で活動するNPOや学生と連携し、シンポジウムや講演会、活動成果の発表等により、市民が中心市街地の活性化を考える機会とし、イベント性を持たせることにより賑わい創出を図っていく。 【必要性】 フェアを開催することにより、市民がまちづくりに関するイベントに参加することは、歩いてみたくなる魅力を高めることを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置 まちづくり交付金 ●実施時期 H17年度～ H21年度	
●事業名 中心市街地文化活動推進事業 ●事業内容 まちなか文化施設響のホールを核として、中央1丁目地区で市民主導・参加型の文化イベントを支援する。 ●実施時期 H17年度～H24年度	まちづくり福井(株)	【位置付け】 「響のホール」を中心に、中心市街地ならではの文化・情報の集積と発信機能を活かし、市民主導・参加型の文化イベントを支援することによって、賑わいの創出を図っていく。 【必要性】 中心市街地において市民主導・参加型の文化イベントを、中心市街地の文化活動の拠点として建てられた「響のホール」を活用して実施することで来街者の増加が期待できるなど歩いてみたくなる魅力を高めることを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置 中心市街地活性化ソフト事業 ●実施時期 H17年度～ H24年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 賑わい創出事業 ●事業内容 商店街主催タイアップイベントの支援、情報発信、及び市民活動の支援を行っていく。 ●実施時期 H12年度～H24年度	福井市・まちづくり福井(株)	【位置付け】 イベントを通じ中心市街地に目をむけさせることで賑わいの創出を図っていく。 ※商店街主催タイアップイベント支援 やる気のある商店街が行うイベントに対して積極的に支援し、中心市街地で行われる地元主導型のイベントとしていく。 ※情報発信 情報誌「COM×COM」（コムコム）や各種広報媒体を通して、中心市街地の魅力を発信する。 ※市民活動支援 市民・市民団体が中心市街地で実施する賑わい創出イベントの経費を助成する。 【必要性】 意欲のある商店街および団体によるイベントに対して支援することで地元主導による地域的な特色のあるイベントを創出することが出来る。またイベントによる非日常的な空間を演出し、来街行動への意識を中心市街地に向けさせ賑わいの創出へとつなげていくことは、歩いてみたくなる魅力を高めることを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置 中心市街地活性化ソフト事業 ●実施時期 H12年度～ H24年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 中心市街地商業コーディネート事業 ●事業概要 〈チャレンジショップ事業〉 小売業未経験者や業態転換者にチャレンジショップを貸し出し、商品販売を行ってもらう。 〈中心市街地店舗開業支援事業〉 「空き店舗対策プラン」に基づいて、空き店舗への出店者に対して家賃補助や開業経費補助を行う。 ●実施時期 H15 年度～H24 年度	まちづくり福井(株)	【位置付け】 駅周辺の空き店舗を意欲のある若者に新規創業の促進を図る場として提供したり、空き店舗への出店者に家賃補助等を実施したりすることによって、商店街の空き店舗を減らし、商業の活性化と賑わいの創出を図る。 【必要性】 商店街の連続性を図る空き店舗対策や個性のある起業家の育成をはかることは、歩いてみたくなる魅力を高めることを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置 中心市街地活性化ソフト事業 ●実施時期 H15 年度～ H24 年度	
●事業名 大型空き店舗利活用事業 ●事業概要 平成 14 年に閉店した大型店舗を暫定的にイベント・ギャラリースペース、駐輪場として利活用する。 ●実施時期 H15 年度～	福井市	【位置付け】 中心市街地の大型空き店舗を誰でも気軽にイベント・ギャラリーなどの施設として利用することで、賑わいの創出を図っていく。 【必要性】 中心市街地の大型空き店舗を放置するのではなく、イベントなどの拠点として利活用することは、歩いてみたくなる魅力を高めることを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置 中心市街地活性化ソフト事業 ●実施時期 H15 年度～	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 フェニックスまつり ●事業内容 戦災、震災からの復興祭として始まった地域のまつり。8月第1日曜日を中心として、駅周辺、市営競輪場、足羽川河川敷等で開催 ●実施時期 S29年度～	福井市	【位置付け】 市民、産業界、行政が一体となり、出会い、交流の場を創出していくことで誘客、観光資源としても活かしながら、中心市街地の活性化を図る。 【必要性】 戦災、震災からの復興祭として始まった市民に親しまれている夏まつりであり、市民の交流促進と賑わいの創出を図ることは、歩いてみたくなる魅力を高めることを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置 中心市街地活性化ソフト事業 ●実施時期 H16年度～ H24年度	
●事業名 時代行列（ふくい春まつり事業） ●事業内容 柴田勝家やお市の方など、福井の歴史を彩った武将たちや、中学・高校等の音楽隊が越前時代行列を繰り広げている。また、足羽河原の桜並木のもとステージ発表、屋台、フリーマーケットなどを開催。観光周遊バスも運行している。 ●実施時期 S60年度～	福井市	【位置付け】 福井市を全国にPRする観光客誘致型イベントとして、更なる充実を図る。 【必要性】 福井の歴史をPRするイベントの実施により観光客誘致や市民交流を促進し、賑わいの創出を図ることは、歩いてみたくなる魅力を高めることを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置 中心市街地活性化ソフト事業 ●実施時期 H16年度～ H24年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 まちづくり基礎調査事業 ●事業内容 歩行者・自転車通行量調査 消費者購買動向調査 まちなか景気動向調査 ●実施時期 H13 年度～	まちづくり福井(株)	【位置付け】 各種事業の、客観的な評価を行うために基本的な資料である。 【必要性】 今後も各種事業を行ううえで賑わいのバロメーターとなる歩行者・自転車通行量の調査をはじめ、消費者・商業者へ直接アンケートを行うことで実施事業の効果の検証に努めていく。このような調査を継続して行うことは、歩いてみたくなる魅力を高めることを目標とする目標達成に向け、フォローアップしていくために必要な事業である。	●支援措置 中心市街地活性化ソフト事業 ●実施時期 H13 年度～ H24 年度	
●事業名 中心市街地活性化協議会事務局支援事業 ●事業内容 専門的知識を有した推進役をタウンマネージャーとして設置する。 ●実施時期 H21 年度～	福井商工会議所	【位置付け】 中心市街地の個店の魅力を向上させることで、個店や商業集積としての魅力向上を図る。 【必要性】 まちなかのにぎわい創出に不可欠である商業・サービス業の魅力向上は、歩いてみたくなる魅力を高めることを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助 ●実施時期 H21 年度～ H23 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 まちづくり活動推進事業 ●事業内容 まちづくりに取り組んでいる関係者が連携してイベントを開催する。 ●実施時期 H22年度～H26年度	福井市	【位置付け】 イベントを通じ中心市街地に目を向けさせることで、賑わい創出を図っていく。 ※まちなか活性化交流イベント まちづくりに関心のある市民が、地域伝統文化の継承や空き店舗を活用したイベントを企画提案し、主体となって実施し、まちなかの魅力を広く市民に伝える。 ※イルミネーション事業 ランドマークとして、シンボルツリー、イルミネーションを設置する。その際、中心市街地の回遊性を高めるために、関係機関と連携して実施する。 【必要性】 市民が主体となってイベントを実施することは、市民の中心市街地への関心が高まることに繋がるため、歩いてみたくなる魅力を高めることを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業) ●実施時期 H22年度～ H26年度	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 情報化推進事業 (ユビキタスタウン構想推進事業) ●事業内容 中心市街地の店舗と市民の双方が一つのサイト上で情報を受発信するインターネットサイトを構築する。 ●実施時期 H21 年度～	まちづくり福井(株)	【位置付け】 中心市街地の店舗が一体となって店舗独自の情報を発信することでサイトそのものの価値を高めるとともに、市民等が中心市街地で行うイベント等の情報を誰もが自由に発信することによって、中心市街地への関心をより高めることができる。 【必要性】 中心市街地の店舗と市民に共通の情報発信手段を提供することは、歩いてみたくなる魅力を高めることを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置 地域情報通信技術利活用推進交付金 ●実施時期 H21 年度	
●事業名 地域ブランドショップ開設事業 ●事業内容 福井県内でつぐられ、福井駅前で販売されていない逸品を、福井駅前の空き店舗を活用して販売する。 ●実施時期 H21 年度～	福井駅前五商店街連合活性化協議会	【位置付け】 中心市街地の商店街を福井の人・モノ・情報が集積する場所とするため、地域交流の発信基地として、空き店舗を活用したブランドショップを試験的に開設する。 【必要性】 ブランドショップへの出品を契機として、新ブランドの確立や新店舗の開設に努めることは、歩いてみたくなる魅力を高めることを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置 地域商店街活性化事業 ●実施時期 H21 年度	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 福井駅高架下利用促進事業（再掲） ●事業内容 高架下を利用して商業拠点を整備する。 ●実施時期 H20 年度～H21 年度	福井市	【位置付け】 福井の玄関口である利便性が高い空間に、商業拠点の整備を行うことにより、ふくい市民活動センター等の都市福祉施設とともに、福井駅周辺の賑わい創出を図る。 【必要性】 高架下の利用を促進することにより賑わいを創出することは、歩いてみたくなる魅力を高めることを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		今後、都市再生整備計画を変更
●事業名 賑わいづくり支援事業 ●事業内容 多様な団体が道路空間を利用してイベント等を開催する際、規制の緩和、手続きの簡素化を図り、賑わいづくりを支援する。 ●実施時期 H18 年度～H21 年度	福井市	【位置付け】 多様な団体が道路空間を利用してイベント等を開催する際、規制の緩和、手続きの簡素化を図り賑わいづくりを支援する。 【必要性】 イベント等の開催をする際に規制の緩和、手続きの簡素化を図り、イベント等の開催を促進することは、歩いてみたくなる魅力を高めることを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
●事業名 浜町おもてなし空間づくり事業 ●事業内容 浜町境界の独自の景観ルールづくり、イベント（お茶会や灯の演出など）の開催を検討 ●実施時期 H19 年度～	浜町通り境界まちづくり協議会	【位置付け】 道路の修景等のハード整備にあわせ、住民が主体となった景観づくりやイベント等のソフトの取り組みに展開し回遊性の向上を確実なものにしていく。 【必要性】 観光客や市民の訪れる機会を創出し、歩いてみたくなる魅力を高めることを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置 市単独事業（都市景観形成助成金等を活用） ●実施時期 H19 年度～	

事業名、内容及び実施 時期	実施主 体	目標達成のための位置付け 及び必要性	国以外の支 援措置の内 容及び実施 時期	その他 の事項
●事業名 中心市街地賑わい・魅力創出事業 ●事業内容 恒常的な来街目的の創出に結びつく民間投資やその誘導策、来街者の回遊性を高めるためのイベントに対する支援策などについて検討していく。 ●実施時期 H20 年度～	福 井 市 中 心 市 街 地 活 性 化 協 議 会	【位置付け】 来街目的創出につながる研究や回遊性を高めるイベントに対する支援を行うことにより、中心市街地への来街者の増加、回遊性の向上を図っていく。 【必要性】 中心市街地における集客効果を生み出す仕掛けなどを考えることで来街者の増加、回遊性の向上を図ることは、歩いてみたくなる魅力を高めることを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
●事業名 商店街等地域密着型サービスづくり支援事業 ●事業内容 商店街等が実施する地域の魅力の向上や、課題の解決に寄与する活動に対し支援を行う。 ●実施時期 H19 年度～	福井市	【位置付け】 商店街等の地域に密着した活動を支援することで、地域商業の活性化を図る。 【必要性】 商店街の地域密着型活動の支援や、課題解決に寄与する活動への支援を行い、商店街の魅力向上を図ることは、歩いてみたくなる魅力を高めることを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		

事業名、内容及び実施 時期	実施主 体	目標達成のための位置付け 及び必要性	国以外の支 援措置の内 容及び実施 時期	その他 の事項
●事業名 起業家支援セットメ ニュー ●事業内容 対象地域における起 業について、空き店舗 を活用した際の家賃 補助や広告宣伝費の 補助、診断士による相 談を実施し、起業家を 支援する。 ●実施時期 H13 年度～	福井市	【位置付け】 起業に必要な支援措置を講ず ることにより、起業機会の拡大 と起業家の育成を図り、併せて 地域産業の活性化を図る。 【必要性】 起業家に対して、家賃補助や広 告宣伝費の補助、診断士による 相談実施を行い、起業家を支援 し地域産業の活性化を図ること は、訪れやすい環境をつくる ことや歩いてみたくなる魅力 を高めることを目標とする中 心市街地の活性化に必要な事 業である。		
●事業名 観光推進計画(仮称) の策定 ●事業内容 まちなか観光や広域 観光も含めた、市全体 への誘客による交流 人口の増大を目的と した施策体系や将来 像を盛り込んだ計画 づくりを進める。 ●実施時期 H19 年度～	福井市	【位置付け】 福井市観光ビジョン(平成19 年度策定)を受け具現化するた めに推進計画を策定する。 【必要性】 まちなか観光や広域観光の促 進により交流人口の増大を図 るための計画であり、交流人口 の増大と賑わいの創出を図る ことは、歩いてみたくなる魅力 を高めることを目標とする中 心市街地の活性化に必要な事 業である。		
●事業名 福井市観光キャンペ ーン事業 ●事業内容 食の魅力や、四季折々 の花、自然、歴史等の 観光資源を活用した ふくいPRとまちな か観光の充実・定着 を図る。 ●実施時期 H19 年度～	福井市	【位置付け】 まちなか全体の賑わいが創出 され、また県外観光化客へのも てなしの充実を図る。 【必要性】 食の魅力や自然、歴史等の観光 資源をPRし、まちなか観光の 充実・定着を図ることは、歩い てみたくなる魅力を高めるこ とを目標とする中心市街地の 活性化に必要な事業である。		

事業名、内容及び実施 時期	実施主 体	目標達成のための位置付け 及び必要性	国以外の支 援措置の内 容及び実施 時期	その他 の事項
●事業名 コンベンション開催 の促進 ●事業内容 福井市及び福井県の 有する文化的、社会 的、経済的特性を活か しながら、コンベンシ ョンの誘致、支援を行 っていく。 ●実施時期 H19 年度～	(財) 福 井 観 光 コ ン ベ ン シ ョ ン 協 会	【位置付け】 コンベンションの振興ととも に、国際的な相互理解の増進並 びに地域経済の活性化及び文 化の向上を図る。 【必要性】 コンベンションの開催を促進 し交流人口の増大を図ること は、歩いてみたくなる魅力を高 めることを目標とする中心市 街地の活性化に必要な事業で ある。		
●事業名 景観形成事業 ●事業内容 都市景観形成地区内 において、自主条例で ある福井市都市景観 条例から、景観法に基 づく制度に移行し、明 確な基準による規 制・誘導を図ると共 に、助成制度を活用し て、良好な景観形成を 図る。 ●実施時期 H19 年度～	福井市	【位置付け】 福井市景観基本計画（H18 年度 策定）の基本方針に基づき、景 観法の諸制度を活用して、重点 的に景観形成を図るべき地区 を景観計画に位置づけて、「福 井らしさを実感できる風格あ るシンボル景観の創生」を目標 に、規制・誘導を図る。 【必要性】 福井らしさを実感できる風格 あるシンボル景観の形成を図 ることは、歩いてみたくなる魅 力を高めることを目標とする 中心市街地の活性化に必要な 事業である。		
●事業名 夜景を活かした魅力 あるまちづくり事業 ●事業内容 魅力あるまちづくり とするため、夜景を活 かすための取組を進 める。 ●実施時期 H18 年度～	福井市	【位置付け】 魅力あるまちづくりに夜景を 活かす取組を進めることに より、市民・県民の夜間の外出 機会を増やすとともに、夜間の にぎわい、福井の夜の文化の創 出を図り、昼夜ともに魅力ある 中心市街地づくりを進める。 【必要性】 夜間景観を活かす取り組みは、 歩いてみたくなる魅力を高め ることを目標とする中心市街 地活性化に必要な事業である。		

事業名、内容及び実施 時期	実施主 体	目標達成のための位置付け 及び必要性	国以外の支 援措置の内 容及び実施 時期	その他 の事項
●事業名 県都活性化税制（再掲） ●事業内容 中心市街地において新築又は増改築された、4階建ての耐火建築物の固定資産税率を軽減する。 ●実施時期 H14年度～H23年度	福井市	【位置付け】 この税制により、民間の新たな投資を呼び起こし、質の高い都市空間を形成していく。 【必要性】 固定資産税率の軽減を図ることにより中心市街地に民間投資を誘導することは、訪れやすい環境をつくることや居住する人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		

事業名、内容及び実施 時期	実施主 体	目標達成のための位置付け 及び必要性	国以外の支 援措置の内 容及び実施 時期	その他 の事項
●事業名 情報化推進事業 (福井まちなか情報 サロン) ●事業内容 商店街、大学、NPO 等が所有する中心市 街地の各種情報(イベ ント、空き店舗・地価 情報など)を一元化・ 発信するポータルサ イトの構築や広報誌 を作成する。 まちづくり推進組織 として「福井まちなか 情報サロン」を立ち上 げ、サイト内の情報を 活用して新事業の提 案・実施に繋げる。さ らに、集約した情報を まちづくり福井(株)が 各商店街などにフィ ードバックし各個店 の魅力向上に繋げて いく。 ●実施時期 H20 年度	ま ち づ く り 福 井(株)	【位置付け】 中心市街地における各種動向 をいち早く察知するために各 種情報を集約し、結果を市民や 市周辺部に対して情報発信し ていくことで、商業等の活性化 に寄与するためのツールとし て位置づけている。 【必要性】 中心市街地に関する各種資料、 情報について集約を行い、一元 管理により中心市街地に関す る共通認識を図ることで、各種 業種の店舗開店の意欲向上や 商店街等が自己分析すること で個店向上し魅力ある店作り などをしていく上でも必要な 事業である。また、ポータルサ イトの開設により、それぞれの 機関(福井まちなか情報サロン メンバー)が掲示板に書き込み をしながら意見交換し、様々な テーマに対して協議を行って いくなどコミュニティの場を 形成する。さらには、市民がま ちづくりについて何でも語れ るような掲示板機能を付加し、 いつでも、どこからでも、まち づくりへの参加が可能となる など、中心市街地に対しての意 識向上を促す。 歩いてみたくなる魅力を高め ることに對して来街者数増加 に繋がる事業として必要であ る。		

事業名、内容及び実施 時期	実施主 体	目標達成のための位置付け 及び必要性	国以外の支 援措置の内 内容及び実施 時期	その他 の事項
●事業名 アクティブスペース 管理事業 ●事業内容 アクティブスペース を5箇所設置する。 ●実施時期 H21 年度～	福井市	【位置付け】 中心市街地において、文化・ス ポーツ・音楽・ボランティアな どの活動をするため、拠点の整 備や既存施設の有効利用を図 り、賑わいを創出する。 【必要性】 アクティブスペースを設置し、 賑わいを創出することは、歩い てみたくなる魅力を高めるこ とを目標とする中心市街地の 活性化に必要な事業である。		
●事業名 まちなかまちづくり 情報センター事業 ●事業内容 中心市街地における まちづくり情報の収 集・分析・発信を行う。 ●実施時期 H21 年度～	福井ま ちなか N P O	【位置付け】 中心市街地の活性化には都市 整備と地域経営の一体的推進 が必要であることから、ホーム ページやフォーラムを通して 市民へのまちづくりに対する 啓発活動を行う。 【必要性】 市民へのまちづくりに対する 啓発活動を行うことは、歩い てみたくなる魅力を高めるこ とを目標とする中心市街地の活 性化に必要な事業である。		
●事業名 食とアートでまちな か文化発信事業 ●事業内容 市民の関心が高い 「食」と「アート」に ついて、専門家に依頼 して福井の中心市街 地で活動することに 相応しい新進プロを 選定し、食・アートを 素材とした活動や発 表の場を提供して活 動を支援する。 ●実施時期 H22 年度～	福井市	【位置付け】 駅周辺の広場や中心市街地の 空き店舗を利用し、食やアート の専門家によって多様な人々 の交流の場をつくり、まちなか 文化を発信することで賑わい を創出する。 【必要性】 市民がアート等のまちなか文 化に親しむ機会を増やすこと は、中心市街地への関心が高ま ることに繋がり、歩いてみた くなる魅力を高めることを目 標とする中心市街地の活性化 に必要な事業である。		

8. 4 から 7 までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

〔1〕公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

(1) 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

【現状分析】

- ・福井市の中心市街地は、J R 北陸線福井駅周辺を中心とした、交通結節機能を有しており、鉄道、バスを利用して中心市街地に訪れることのできる利便性を有している。
- ・中心市街地へアクセスする道路の渋滞緩和と公共交通機関の利用促進を図るため、平成 16 年度よりパーク＆ライド型駐車場の整備（えちぜん鉄道、福井鉄道沿線）、平成 18 年度には福井鉄道において、低床車両の導入による利用者の利便性の向上などの取り組みを行っている。
- ・J R やえちぜん鉄道、福井鉄道(市内)は利用者数がこれまで減少傾向にあったが平成 17 年度には増加に転じており、またすまいるバス(コミュニティバス)は平成 12 年度の開業以来総じて増加傾向にある。
- ・事業所数、従業員数が減少しており、働く場としての機能低下がみられる。
- ・中心市街地における企業等の立地の促進を図るために、家賃補助や施設整備に対する税制面からのインセンティブを与える施策を展開している。

【公共交通機関及び特定事業の利便性増進の必要性】

- ・中心市街地へ訪れやすい環境をつくっていくために、駅の整備など市民が最寄りの交通機関を利用しやすい環境を創出することや、多様な公共交通機関相互の乗り継ぎの良さを向上させるなどの利便性を高めていくことが必要である。
- ・子どもや高齢者、障害者など、誰もが利用しやすい環境をつくっていくために、車両の低床化などの取り組みが必要である。
- ・企業立地の促進を図り、事業所数、従業者数の増加を図ることによって、中心市街地における消費拡大につなげていく必要がある。

【公共交通機関及び特定事業の利便性増進の事業展開】

- ・鉄道、バスなど公共交通機関への利用の促進（鉄道の相互乗り入れ、パーク＆ライドの充実、新駅の設置、バスロケーションシステムの導入など）
- ・交通結節点の強化（各公共交通機関相互の乗継の向上、鉄道の相互乗り入れ、I C カードの導入など）
- ・電車・バスの乗りやすさ向上（低床化）
- ・企業立地の促進（家賃補助、施設整備に対する税制面からの支援、企業誘致）

【フォローアップの考え方】

- ・事業の進捗状況について定期的に調査を行い、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。

〔2〕 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 コミュニティバス事業 ●事業内容 中心市街地への来街手段を提供し、集客力を向上させるため、コミュニティバス「すまいる」を運行する。 ●実施時期 H12年度～	まちづくり福井(株)	【位置付け】 中心市街地に訪れやすい環境を作るために有力な来街手段として機能し、来街者の回遊性を高め、中心市街地への集客力の向上を図る。 【必要性】 旧市街地（2キロ圏内）における公共交通空白地帯からの来街手段を確保することは、訪れやすい環境をつくることを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置 中心市街地活性化ソフト事業 ●実施時期 H12年度～ H24年度	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 えちぜん鉄道新駅整備事業 ●事業内容 えちぜん鉄道三国芦原線の福大前西福井ー新田塚駅間に、新駅2箇所を整備 ●実施時期 H19 年度	えちぜん鉄道(株)	【位置付け】 中心市街地へのアクセス手段の確保を図ることによって、来街環境を向上させる。 【必要性】 新駅2箇所を整備し、中心市街地へのアクセス手段を確保することは、訪れやすい環境をつくることを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置 鉄道軌道近代化設備整備費補助 ●実施時期 H19 年度	
●事業名 えちぜん鉄道三国芦原線のLRT化(車両更新) ●事業内容 えちぜん鉄道三国芦原線を福井鉄道の路面軌道区間へ乗入れLRT化する。また、福井鉄道をえちぜん鉄道三国芦原線へ乗入れ、相互直通運行とする。そのために必要な交通結節機能の強化を図るため周辺整備を行う。 ●実施時期 H20 年度～H24 年度	公共交通事業者	【位置付け】 中心市街地内における公共交通の運行頻度増加と、相互直通運行による利便性を向上し、交通結節機能の強化を図る。 【必要性】 えちぜん鉄道三国芦原線を福井鉄道の路面軌道区間へ乗入れLRT化し、また、福井鉄道をえちぜん鉄道三国芦原線へ乗入れ、相互直通運行とすることは、訪れやすい環境をつくることを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置 地域公共交通確保維持改善事業(地域公共交通確保維持事業/地域公共交通バリア解消促進等事業/地域公共交通調査事業) ●実施時期 H20 年度～ H24 年度	

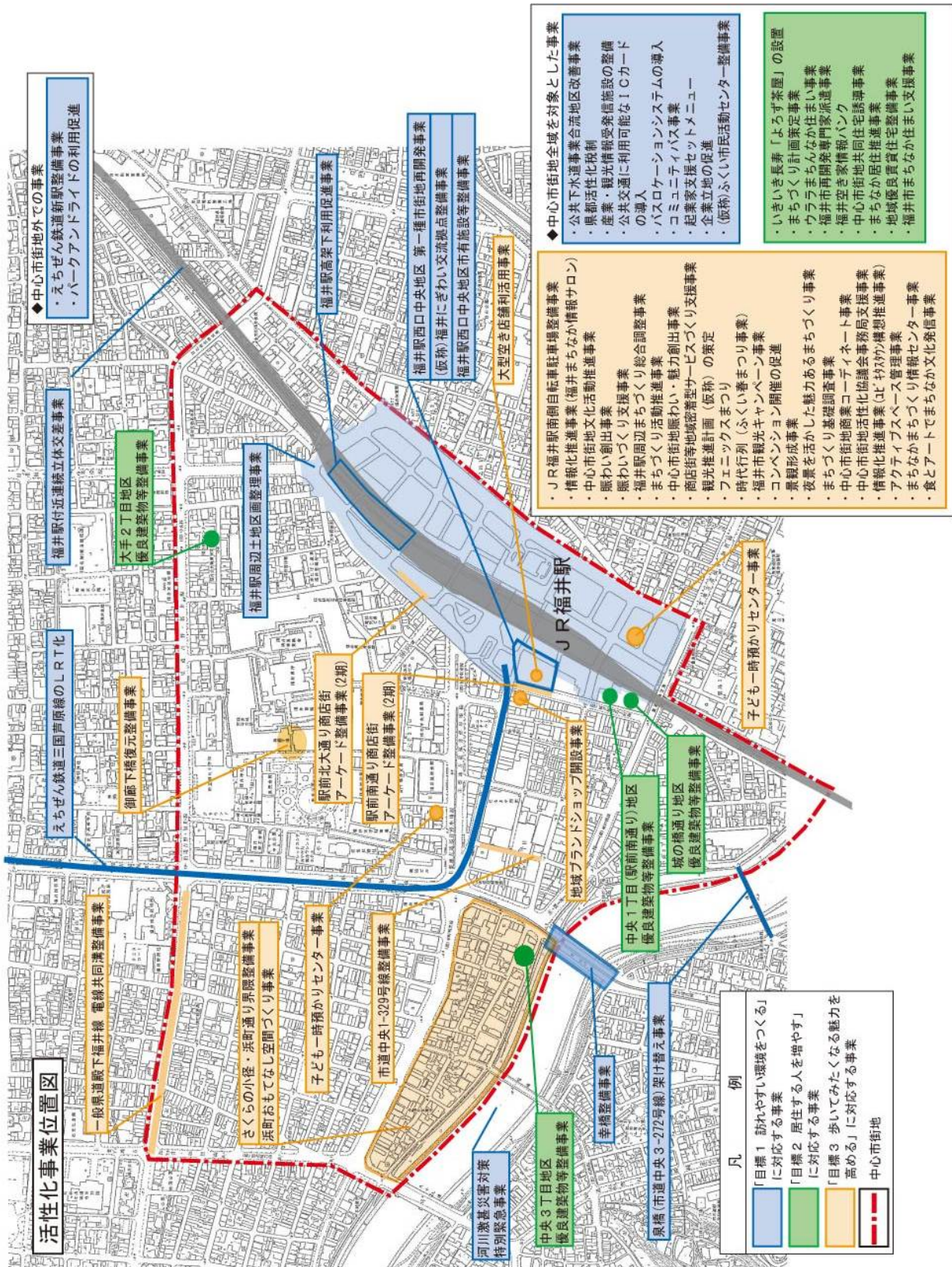
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 公共交通に利用可能なＩＣカードの導入(バス) ●事業内容 電車またはバス等の乗り継ぎ等を自動精算できるＩＣカードを導入する。 ●実施時期 H22年度～H24年度	公共交通事業者	【位置付け】 公共交通の乗り継ぎ利便性の向上およびキャッシュレス乗車による円滑な運行を図っていく。またショッピング機能等を付加することも検討する。 【必要性】 ＩＣカードの導入は、公共交通の乗り継ぎの利便性の向上が図れ、訪れやすい環境をつくることを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置 地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通確保維持事業/地域公共交通バリア解消促進等事業/地域公共交通調査事業） ●実施時期 H22年度～ H24年度	
●事業名 えちぜん鉄道三国芦原線のＬＲＴ化（路面軌道及び周辺整備事業） ●事業内容 えちぜん鉄道三国芦原線を福井鉄道の路面軌道区間へ乗入れＬＲＴ化する。また、福井鉄道をえちぜん鉄道三国芦原線へ乗入れ、相互直通運行とする。そのために必要な交通結節機能の強化を図るため周辺整備を行う。 ●実施時期 H20年度～H24年度	公共交通事業者、福井県、福井市	【位置付け】 中心市街地内における公共交通の運行頻度増加と、相互直通運行による利便性を向上し、交通結節機能の強化を図る。 【必要性】 えちぜん鉄道三国芦原線を福井鉄道の路面軌道区間へ乗入れＬＲＴ化し、また、福井鉄道をえちぜん鉄道三国芦原線へ乗入れ、相互直通運行とすることは、訪れやすい環境をつくることを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置 地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通確保維持事業/地域公共交通バリア解消促進等事業/地域公共交通調査事業） ●実施時期 H22年度～ H24年度	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 公共交通に利用可能なＩＣカードの導入（電車） ●事業内容 電車またはバス等の乗り継ぎ等を自動精算できるＩＣカードを導入する。 ●実施時期 H22 年度～H23 年度	公共交通事業者	【位置付け】 公共交通の乗り継ぎ利便性の向上およびキャッシュレス乗車による円滑な運行を図っていく。またショッピング機能等を付加することも検討する。 【必要性】 ＩＣカードの導入は、公共交通の乗り継ぎの利便性の向上が図れ、訪れやすい環境をつくることを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		・都市・地域総合交通戦略を策定予定 ・支援措置として街路事業等の活用を予定
●事業名 バスロケーションシステムの導入 ●事業内容 駅前広場への高度情報ボード設置を含む、次世代型バスロケーションシステムを導入する。 ●実施時期 H22 年度～H23 年度	公共交通事業者	【位置付け】 西口広場の完成に伴い、路線バスを含めた交通結節機能が高まる機会を捉え、利便性向上のための情報発信システムを整備する。 【必要性】 次世代型バスロケーションシステムを導入することは、訪れやすい環境をつくることを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		

●事業名 パークアンドライドの利用促進 ●事業内容 郊外の鉄道駅において、自家用車（または自転車）と鉄道を円滑に乗り継げる環境整備として、パークアンドライド駐車場（またはサイクルアンドライド駐輪場）の整備を進める。 ●実施時期 H19 年度～	公共交通事業者、県、市	【位置付け】 自家用車による移動の抑制および公共交通の利用促進のため、P & R 駐車場を整備し、鉄道駅の交通結節機能を高めていく。 【必要性】 郊外の鉄道駅において、駐車場や駐輪場を整備することは、ことは、訪れやすい環境をつくることを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
●事業名 企業立地の促進 ●事業内容 製造業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業等の先端企業の立地に対し、助成金の交付を行う。 ●実施時期 H13 年度～	福井市	【位置付け】 先端企業の立地を促進することで、新規産業育成や新規雇用の増加を図る。 【必要性】 先端企業の立地に対し、助成金の交付を行うことにより新規産業育成や新規雇用の増加を図る訪れやすい環境をつくることを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
●事業名 県都活性化税制（再掲） ●事業内容 中心市街地において新築又は増改築された、4 階建ての耐火建築物の固定資産税率を軽減する。 ●実施時期 H14 年度～H23 年度	福井市	【位置付け】 この税制により、民間の新たな投資を呼び起こし、質の高い都市空間を形成していく。 【必要性】 固定資産税率の軽減を図ることにより中心市街地に民間投資を誘導することは、訪れやすい環境をつくることや居住する人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		

◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所



9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

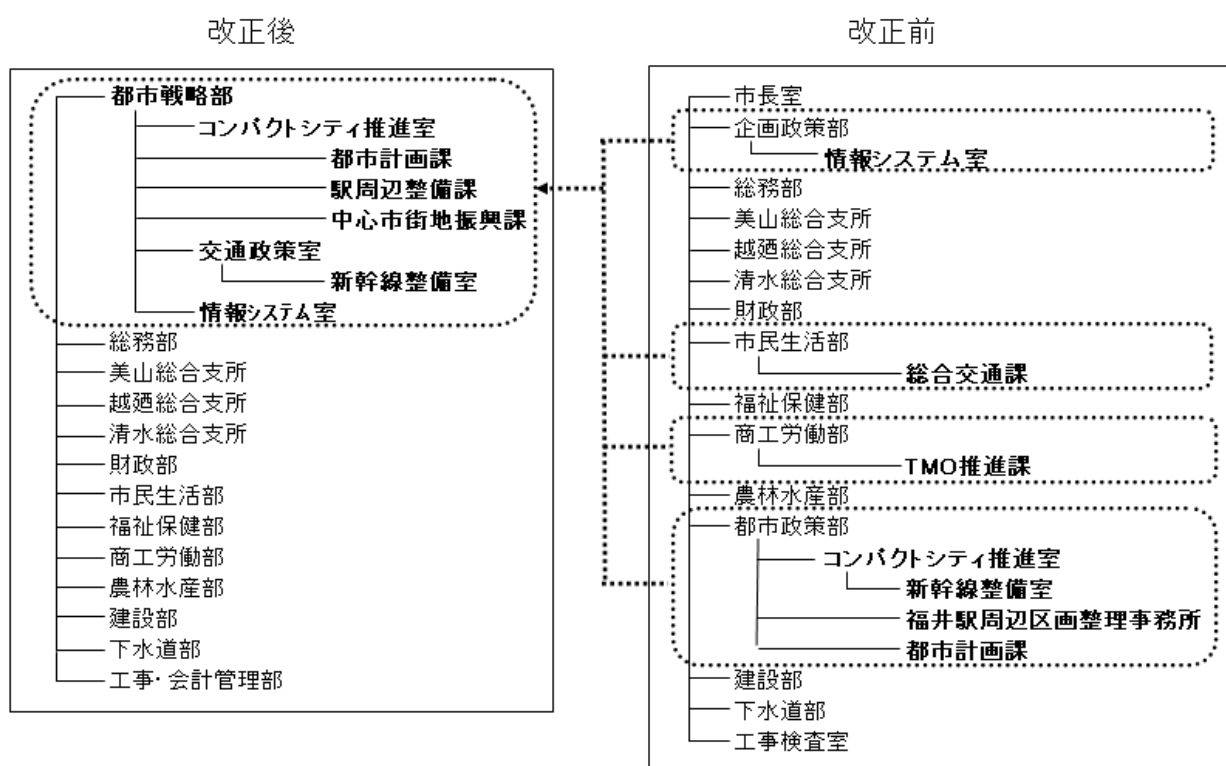
(1) 福井市における庁内推進体制について

①「都市戦略部」の新設

福井市は、中心市街地を核とし、既存の都市機能を効率的に活用した持続可能な魅力ある都市「高感度コンパクトシティ」の実現に向け、速やかな情報収集と的確な政策判断を行う組織として平成19年4月に「都市戦略部」を設置し、筆頭部として他部局にまたがるまちづくりに関する政策的な業務をまとめる部とした。

また、中心市街地の活性化を推進していくために、「コンパクトシティ推進室（平成18年設置 室員18名）」が全体を統括していく。

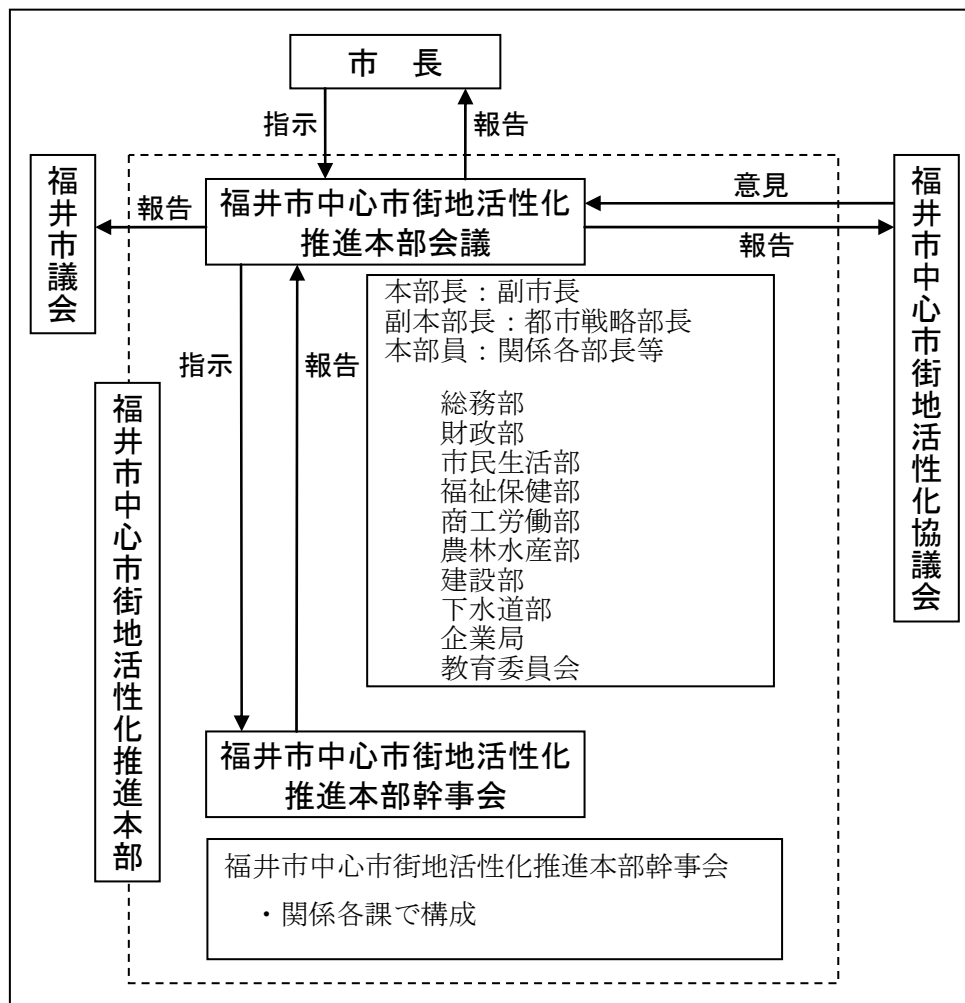
■福井市組織図



②福井市中心市街地活性化推進本部会議の設置

行政担当部局間の連携を図り、基本計画に基づく各種の事業等を円滑かつ確実に実施するための庁内体制として、下の図のような中心市街地活性化推進本部を設置する予定である。

推進本部では、事業間の調整のみでなく、基本計画で設定した数値目標の達成状況などについてもチェック体制を整え、福井市マネジメントシステムに基づき「評価・改善(See)」「計画(Plan)」「実行(Do)」を実施し、中心市街地の活性化に向けて、継続的に取り組んでいく。



(2) 福井市議会における中心市街地活性化に関する審議の内容

福井市議会における中心市街地活性化に関しての主な質疑について、以下のとおり答弁を行った。

平成18年6月26日 予算特別委員会

質問趣旨	答弁者及び答弁趣旨
まちづくり三法の改正を受けて、市はどのようにまちづくりを進めていくのか。	《都市政策部長》 中心市街地活性化基本計画を見直し、中心市街地を活性化させるため、商業、居住、福祉、文化等の都市機能を集約し、市民が集い、誇りの持てるコンパクトなまちづくりを進めたいと考えている。

平成18年9月定例会

質問者及び質問趣旨	答弁者及び答弁趣旨
中心市街地再生のための中心市街地活性化基本計画を策定し、本市が目指すコンパクトシティとは具体的にどのようなものか。	《都市政策部長》 本市が目指すコンパクトシティとは、市街地の拡散を抑え、自動車に極度に依存しない交通体系を維持し、歩行による生活圏が確保された都市である。 そこで、中心市街地活性化基本計画では、地域コミュニティを重視し、社会基盤が整備されている中心市街地を核に既存の都市機能を効率よく活用した持続可能なまちづくりを進めていく。

平成18年12月15日 予算特別委員会

質問趣旨	答弁者及び答弁趣旨
市北部土地区画整理事業の推進の今後の方針とコンパクトシティの関係について	《市長》 現在、市北部は宅地の使いやすさや道路の整備などいろんな面を期待され土地区画整理事業を進めている。 今後は、郊外部におけるこれ以上の土地区画整理事業は、人口減少時代においては非常に難しく、行政経営効率、維持管理費の節減等、中心市街地のみならずその周辺地域及び郊外部、福井市全体を考えたコンパクトシティが必要だと考える。

成19年3月定例会

質問者及び質問趣旨	答弁者及び答弁趣旨
中心市街地活性化基本計画の中で、交通戦略を含めて、各種事業の整合性がとれているのか。	《都市政策部長》 現在策定中の計画は、旧計画の見直す形になっているので、交通問題も含め、商店街の活性化、さらには居住人口の増大といったトータル的に含めた計画をつくっている。 当然計画の中へ居住人口を増加させる、賑わいを取り戻すためには、交通問題は避けて通れないことから、各種事業の整合性をとっていく。 中心市街地活性化協議会と策定委員会の中で、事業をどういう位置づけとする等整理しながら、整合性をとっていきたい。

(3) 福井市中心市街地活性化基本計画策定委員会の設置

中心市街地活性化基本計画の策定に際し、専門家や民間事業者などの幅広い意見を反映した実効性のある計画とするため、中心市街地活性化基本計画策定委員会を設置した。なお、コンパクトシティ推進室が事務局となり、委員会の運営を行った。

◆開催内容

委員会	開催日	検討内容
第1回策定委員会	平成18年11月8日	- 基本計画策定体制 - まちづくり三法改正の方向性 - 現行活性化事業の進捗状況 - 中心市街地の現況・動向
第2回策定委員会	平成18年12月21日	- 市街地発展の検証及び中心市街地の必要性について - 活性化に向けた推進課題の検討について - 活性化推進の基本的方向について - 土地利用誘導方針について(現況・課題)
第3回策定委員会	平成19年1月24日	- 中心市街地の位置及び区域について - 中心市街地活性化の目標について - 土地利用誘導方針について(市の方針)
第4回策定委員会	平成19年3月22日	- 中心市街地活性化のための事業について - 推進体制について - 評価指標について

◆策定委員会メンバー

役職	団体名	役職	団体名
委員長	福井県立大学経済学部 教授	委員	消費者の代表
副委員長	福井大学大学院工学研究科 教授	委員	福井市旭地区自治会連合会
委員	福井鉄道(株) 鉄道部長	委員	福井まちなかNPO 理事長
委員	(財)日本建築センター 研究開発部長	委員	福井商工会議所 専務理事
委員	(株)西武百貨店 福井西武 店長	委員	(社)福井県宅地建物取引業協会専務理事
委員	福井市自治会連合会 会長	委員	まちづくり福井(株)常務
委員	駅前五商店街 連合活性化協議会 会長	委員	民間団体の代表
委員	消費者の代表	委員	福井市商店街連合会 会長
委員	えちぜん鉄道(株) 鉄道部長	委員	(社)福井県建築士会 常任幹事
委員	消費者の代表	オブザーバー	福井県 商業・サービス振興課 課長

委員	福井市社会福祉協議会 地域福祉課長	オブザーバー	福井県 都市計画課 課長
委員	消費者の代表	オブザーバー	福井市 商工労働部 部長
委員	福井市順化地区自治会連合会 副会長	オブザーバー	福井市 都市政策部 部長

(4) まちづくり福井㈱の設立

本市では中心市街地の活性化のための事業等を官民あげて実施していくため、平成12年2月 まちづくり福井㈱を設立した。

これまでに、「すまいるバス」(コミュニティバス)の運行や空店舗対策・チャレンジショップ事業、まちなか文化施設「響のホール」の整備・運営などを実施してきた。

今後、官民様々な主体が連携等をしながら事業を実施していく中で、中心市街地活性化を効果的に推進していくために、司令塔機能を有する組織が必要と考える。そのための組織として、引き続きまちづくり福井㈱を位置づけていく。

中心市街地活性化協議会において、主要構成員として活性化に取り組んでいく。

【会社概要】

商号 : まちづくり福井株式会社

所在地 : 福井市中央1丁目5番1号

設立 : 平成12年2月23日

資本金 : 58,750千円 (設立当初 33,000千円)

【事業目的】

- ・ 良好な市街地を形成するためのまちづくりに関する業務
- ・ 都市開発、観光開発及び土地・建物の有効利用に関する調査、企画、設計及びコンサルタント業務
- ・ 商店及び商店街の販売促進のための共同事業に関する企画、調査、設計及び受託
- ・ 市街地の商業の振興を図るための経営、技術、販売、財務等に関する指導
- ・ 書籍、印刷物の企画制作及び出版並びに販売
- ・ 旅行斡旋及び観光案内に関する業務
- ・ コミュニティバスの運行
- ・ 各種イベント、セミナーの企画、運営及び入場券、チケット等の販売
- ・ 駐車場、会議施設、コミュニティホール等の商業基盤施設の企画、建設
- ・ 共同店舗、集合店舗等商業施設の企画、建設
- ・ 不動産の売買、交換、賃貸借及び仲介並びに所有・管理
- ・ 飲食店の経営
- ・ 福井県の特産品の販売
- ・ 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
- ・ 情報処理サービス業及び情報提供サービス業
- ・ 清掃業
- ・ 駐車場の管理・経営
- ・ 広告代理業

- ・物品のリース及びレンタル業
- ・前各号に附帯関連する一切の事業

【株主】

出資者	株主数	出資額(千円)	出資比率(%)
福井市	1	30,000	51.1
福井商工会議所	1	10,000	17.0
中小商業者	16	3,850	6.6
商店街・事業共同組合等	96	10,900	18.6
大型店	1	1,000	1.7
公益事業(鉄道・電力)	2	1,000	1.7
金融機関	3	2,000	3.4
合計	120	58,750	100.0

〔2〕 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 福井市中心市街地活性化協議会の概要

①組織の概要

福井商工会議所及びまちづくり福井株式会社が共同設立者となり、平成19年1月23日、福井市中心市街地活性化協議会(以下「協議会」という)を設立した。

協議会は、福井市における中心市街地活性化を推進するために、必要な事項を協議し、中心市街地活性化基本計画の実行に寄与することを目的に、以下のような活動を行うこととしている。

協議会の構成員は、都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するための検討・調整を図るため、有識者、商業者、自治会、福祉・教育文化、地域経済関係者、交通事業者から構成されている。

なお、平成19年8月13日、福井市中心市街地活性化基本計画(案)について意見を頂いている。

◆活性化協議会の目的

- ・福井市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し、必要な事項についての意見提出
- ・国の認定及び支援を受けようとする民間ベースの事業計画についての協議
- ・福井市中心市街地活性化に関する委員相互の意見及び情報交換
- ・中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換
- ・前各号に掲げるものの他、中心市街地の活性化に寄与する活動の企画及び実施

◆福井市中心市街地活性化協議会メンバー

【委員】

区分	団体・役職名
法第 15 条第 1 項第 2 号	福井商工会議所 副会頭
法第 15 条第 1 項第 2 号	福井商工会議所 専務理事
法第 15 条第 1 項第 1 号	まちづくり福井(株) 社長
市街地改善事業者	福井駅西口中央地区市街地再開発準備組合 理事長
公営住宅整備、共同住宅供給 及び居住環境向上事業者	合同開発(株) 社長
商業活性化事業者	福井駅前五商店街連合活性化協議会 会長
商業活性化事業者	(株)西武百貨店福井店 店長
商業活性化事業者	(株)ユアーズホテルフクイ 社長
認定基本計画の密接な関係者	福井市順化地区自治会連合会 副会長
公共交通機関利便増進事業者	福井鉄道(株) 社長
公共交通機関利便増進事業者	えちぜん鉄道(株) 社長
公共交通機関利便増進事業者	京福バス(株) 社長
有識者	福井県立大学地域経済研究所 助教授
有識者	福井工業大学工学部 助教授
医療福祉関係者	福井市社会福祉協議会 会長
教育文化関係者	福井市教育委員会 教育委員
地域経済関係者	(株)福井銀行
地域経済関係者	福井信用金庫 会長
観光関係者	(財)福井観光コンベンション協会 理事

【オブザーバー】

区分	団体・役職名
行政	福井県 商業・サービス業振興課 課長
行政	福井県 都市計画課 課長
行政	福井市 コンパクトシティ推進室 室長
行政	福井市 中心市街地振興課 課長
公安関係者	福井警察署 署長

②法第 15 条第 3 項の規定の適合

協議会の設立内容については、事務局となっている福井商工会議所のホームページにおいて規約、構成員を公表している。

福井市中心市街地活性化協議会ホームページURL

<http://www.fcci.or.jp/cyukatsukyo/kyougikai001.htm>

③法第 15 条第 4 項、第 5 項の規定の適合

これまでのところ協議会への新たな参加の申出はなく、参加を拒否したこともありません。

(2) 福井市中心市街地活性化協議会からの意見書（平成19年8月13日）

福井市中心市街地活性化基本計画[案]に対する意見

1、はじめに

本協議会は、このたび福井市が新たな中心市街地活性化基本計画を策定し、国への認定申請を行うことで、拡散型から集約型のまちづくりに転換する決意を改めて強く宣言したものと認識しております。本協議会も、今回の福井市の決意を深く受け止め、本計画実施を中心市街地の再生に向けたラストチャンスと捉え、果たすべき役割の重さを強く感じているところであります。

さて、福井市中心市街地は高度な消費空間や交通結節機能が集積し、職住近接のライフスタイル等、文化的で利便性の高い都市生活を実現できる区域であります。また、福井の顔、象徴となる場として、桜の名所である足羽川、足羽山等の自然や福井城址等の歴史、文化資産を有し、福井らしさを具現化できる区域でもあります。さらに、人口減少、少子高齢化等、未曾有の社会変化を迎える中で今後の行財政運営を効率的に持続していくため、福井市における必要不可欠な基盤としてその活力を維持、向上させなければならない区域でもあります。

このような観点から提示された計画素案に対し協議を重ね、本協議会の意見を以下のとおり取りまとめました。

2、本協議会の意見

(1) 基本的な方針等計画全般について

本計画は今後の中心市街地、ひいては福井市全体の方向性を示すものであります。したがって市民に対しては、人口減少や少子高齢化等の社会変化に対応し、行政費用の抑制等、効率的かつ持続可能な行財政運営のために、まちの郊外化を抑制し、都市機能を集約するコンパクトなまちづくりの考え方をしっかりと示し、より一層の理解を得ることが必要であります。特に、中心市街地の活性化についてはその意義や理由を、十分かつ明快に市民に説明し、福井らしく豊かで暮らしやすい生活の維持に向けて、市民のために本計画の実施が必要である点を強く周知するとともに、中心市街地の特性を生かし、福井らしさを具現化する事業を鋭意展開していただきたいと思います。

(2) 区域について

事業をさらに集中させて活性化を図る観点から、区域を105haとすることについて概ね理解いたしますが、街なか居住推進については、市民の居住志向やこれまでの住宅施策を踏まえ、市の都心居住推進区域である630haを区域としてこれまでの住宅施策のさらなる強化をお願いいたします。

(3) 市民の合意形成について

計画内容については、わかりやすい表現、構成に配慮し、市民が理解しやすい内容となるよう工夫するとともに、計画の実施にあたってはこれまでの事業効果を十分に踏まえ、より実効性を高める努力をお願いしたいと思います。

また、本計画の推進にあたり、様々な行政支援策の十分な利用促進を図り、活発な民間投資を誘発するために、多様な中心市街地活性化の各支援メニューについて、事業者等が一括して情報を入手、理解できるよう配慮をお願いいたします。

協議会もコンパクトなまちづくりや中心市街地活性化に関するセミナーやシンポジウム、支援策の説明会等を開催し、積極的に市民の合意形成に努める所存であります。市におかれましても市民の理解、行動を引き出す取組みを活発に進めるとともに、協議会の取り組みに対し積極的な協力をいただきたいと思います。

(4) 具体的事業全般について

福井駅西口中央地区市街地再開発事業や駅前広場整備及びえちぜん鉄道三国芦原線のLRT化は、本計画のシンボリック事業であることから、この点をわかりやすく明示し、市民の理解が得られるよう努めるとともに、本計画に盛り込まれている各事業の迅速で確実な遂行に向けてより一層のご尽力をお願いいたします。

また、今後の北陸新幹線延伸による交流人口の増加に向けて、福井駅周辺の案内表示見直し、総合案内所の設置等、ホスピタリティ（おもてなしの心）向上に向けた取り組みや将来的には福井城址の利活用等、福井市の象徴づくりへの取り組みも必要であると考えます。

(5) 都市機能の集積促進について

賑わい創出の重要な要素である業務、昼間人口の増加に向け、中心市街地に幅広く企業立地を誘発、誘導するためには、現行「福井市企業立地奨励制度」での対応だけでなく、中心市街地に特化した立地支援制度を創設し、中心市街地への業務機能誘致に向けた市の姿勢をより明確に示すことで、活発な民間投資を喚起する仕掛けも必要であると考えます。

(6) 大規模集客施設の立地規制について

中心市街地への都市機能の集積促進を図るため、準工業地域だけでなく、近隣商業地域まで踏み込んで、特別用途地区を活用し大規模集客施設の立地規制を行うことは、他の認定基本計画にはない取り組みであり、あらゆる機能を中心市街地に集約するまちづくりに転換しようという市の強い意思表示と高く評価いたします。

尚、規制開始後においては、大規模集客施設の立地状況をみながら規制の効果、特に床面積 10,000 m²超を対象とする基準が都市機能の集積促進につながっているかを検証し、その結果によっては、面積基準や用途地域の見直し、あるいは自主条例によるゾーニング強化も必要であると考えます。

また、規制だけでなく中心市街地への立地誘導策も必要であり、大規模小売店舗立地法の特例区域の設定等、大型商業施設の中心市街地への立地を促進していただきたいと思います。

(7)街なか居住の推進について

本計画の区域（105ha）並びに隣接区域においては、街なか居住の推進に向けた事業意欲を引き出すため、容積率の見直しを検討していただきたいと思います。

また、都心居住推進区域（630ha）においては、市民の戸建て持ち家志向も踏まえ、集合住宅だけでなく戸建て住宅の建設も支援するメニューを検討する必要があると考えます。さらに、民間の住宅供給事業を支援促進するだけでなく、県とも連携しながら既存公営住宅の更新時期に合わせた移転等、中心市街地における官民一体となった住宅供給の姿勢を示すべきであると考えます。

尚、計画認定後は、経済的な居住支援策のみならず区域内の活用可能な不動産情報の発掘、集約や市民、地権者への情報提供、住み替え等のマッチング、市民のニーズ把握等、地域に密着した活動を行い、実効ある街なか居住の推進と地域コミュニティの維持を図ることも検討していただきたいと思います。

(8)公共交通機関の利便性の増進について

来街者の増加に向け、訪れやすい中心市街地とするためには、公共交通の既存路線の活用だけでなく、新路線の開設等の思い切った取り組みが必要であると考えます。特に本市の貴重な資産ともいえる鉄軌道を活かすためにも、比較的人口が集積している本計画の区域（105ha）の周辺地区と中心市街地を結ぶ新路線の開設も検討していただきたいと思います。

(9)新たな具体的事業の追加等への対応について

本計画認定後において、都市環境の変化や盛り込まれた事業の展開により、活性化に寄与する新たな民間事業が喚起され、事業計画の具体化が想定されることから、事業者に対し新規事業の照会、聴取を随時行っていただきたいと思います。このような新たな事業の具体化に対しては、事業の追加等、本計画の見直しを年1回以上実施していただきますよう十分な配慮を強くお願いいたします。

3、おわりに

福井市におけるこれまでの着実な市街地整備等の事業実施は評価されるものであり、少しずつ民間投資の動きも出始めていることは、これまでの市の尽力によるところが大きいと認識しております。

本計画の策定、実施にあたっては、国の認定とともに市民の理解を得ること、また県都としての機能、役割を重視しながら、福井市の中心市街地の特性を十分に発揮させるものとなるよう最大限の努力を引き続きお願いいたします。

また、本協議会においても、今後の活動の中で本計画の遂行にあたり必要な取り組みの研究や検討を進め、鋭意支援、協力していく所存であり、福井市におかれましても、目指すまちの姿を実現するため、本計画の認定後も引き続き不退転の決意で計画を着実に実施することを強く要望いたします。

(3) 福井市中心市街地活性化協議会の開催状況

協議会	年月日	議題
第1回協議会	平成19年1月23日	協議会の設置内容 まちづくり三法改正と中心市街地活性化の方向性 中心市街地活性化基本計画の策定
第2回協議会	平成19年2月14日	新基本計画の策定状況 現行事業の進捗状況 活性化推進に向けた課題、方針 中心市街地の位置、区域 活性化の目標 土地利用誘導方針
第3回協議会	平成19年5月15日	福井市中心市街地活性化基本計画(素案)について
第4回協議会	平成19年7月17日	基本計画への意見(案)について 今後の活動内容

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

(1) 客観的現状分析、ニーズ調査に基づく事業・措置の集中実施

①旧中心市街地活性化法に基づく計画の実施

福井市において、郊外部への大規模小売店舗、公共公益施設の立地が進む中で、中心市街地の人口の減少、商業機能等の低下などがもたらされたことを背景に、旧中心市街地活性化基本計画の策定を行った。

旧計画では「出会い、暮らし、遊びが彩るまちづくり」を基本理念に、「回遊性のある中心市街地を再構築する」「福井らしさを感じさせる特色のある街並みを形成する」など 10 の基本方針のもとに、活性化事業が位置づけられている。

また、上記以外にも中心市街地の居住推進や建築物の立地促進を図るために「ウララまちなか住まい事業」「県都活性化税制」、また民間事業者が行う優良建築物等整備事業などの支援を計画し、これまでに 53 事業が計画・実施された。

これら事業のうち、84.9%の事業について完了もしくは着手しており、市街地の整備改善事業のうち、福井駅周辺土地区画整理事業、西口中央地区第一種市街地再開発事業など、中心市街地活性化に特に大きな影響を与えることが想定されるような事業が現在事業中となっている。

◆ 活性化事業の進捗状況（平成 18 年 12 月現在）

事業数	完了・着手	未着手	着手率
53	45	8	84.9%

②統計的データの客観的な把握・分析

1) 人口動態に関する状況

(面積)

- ・旧福井市の市域面積（34,060ha）に占める中心市街地の面積（105.4ha）の割合は、0.3%となっている。
- ・DID区域の面積は、平成 17 年で 162,773ha、福井市の市域の 9.2%を占めている。

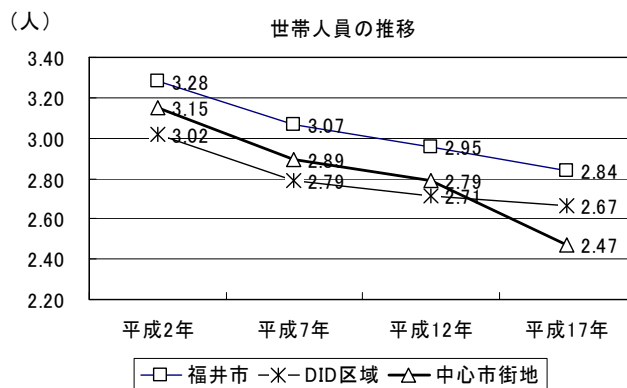
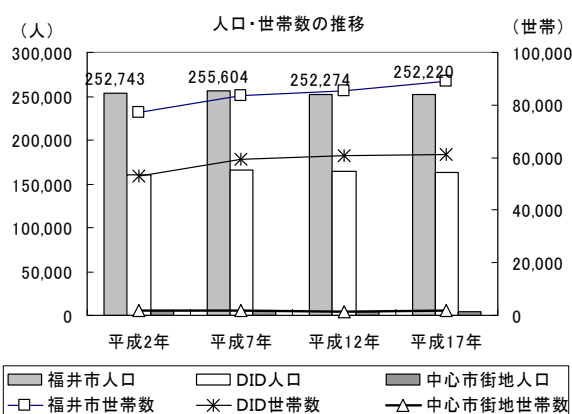
	福井市			DID区域			中心市街地		
	人口	面積	人口 密度	人口 (占有率)	面積 (占有率)	人口 密度	人口 (占有率)	面積 (占有率)	人口 密度
平成2年	252,743	34,031	7.4	159,985 (63.3%)	2,830 (8.3%)	56.5	5,916 (2.3%)	105.4 (0.3%)	56.1
平成7年	255,604	34,060	7.5	165,140 (64.6%)	2,950 (8.7%)	56.0	5,232 (2.0%)	105.4 (0.3%)	49.6
平成12年	252,274	34,060	7.4	164,433 (65.2%)	3,070 (9.0%)	53.6	4,423 (1.8%)	105.4 (0.3%)	42.0
平成17年	252,220	34,060	7.4	162,773 (64.5%)	3,123 (9.2%)	52.1	4,198 (1.7%)	105.4 (0.3%)	39.8

単位：人

資料：国勢調査

(居住人口)

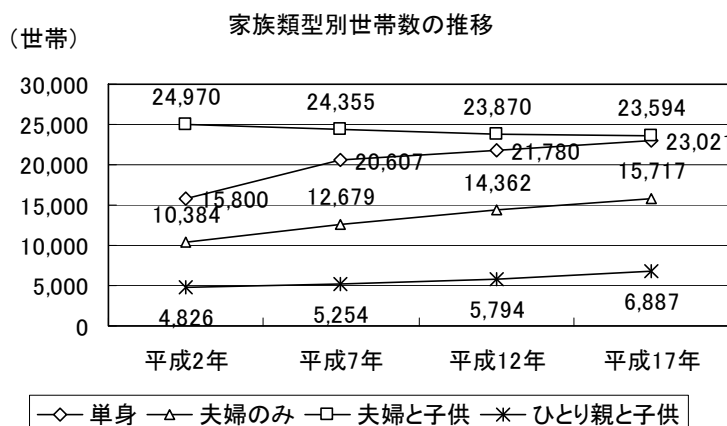
- ・福井市全体の人口は、ほぼ横ばいで推移し、世帯数は増加傾向を示している。
- ・DID 区域内の人口は、平成 7 年をピークに減少に転じているが、世帯数は増加傾向を示している。
- ・中心市街地では、平成 12 年まで人口、世帯数とも減少傾向を示していたが、平成 17 年には、人口が減少し世帯数が増加した。
- ・世帯人員は、福井市、DID 区域、中心市街地ともに減少傾向となっており、核家族化の進行が伺える。
- ・中心市街地の世帯人員は平成 17 年に 2.47 人／世帯となっており、福井市全体 (2.84 人／世帯) や DID 区域 (2.67 人／世帯) と比較しても小規模な世帯が多いことが伺える。
- ・特に、中心市街地の世帯人員は、平成 12 年まで DID 区域の世帯人員を上回っていたが、平成 17 年に逆転し、DID 区域よりも少なくなった。



資料：国勢調査

(居住者の世帯状況)

- ・福井市全体の家族類型別世帯数の状況をみると、「夫婦と子供」の世帯が減少し、その他の「単身」、「夫婦のみ」、「ひとり親と子供」の世帯が増加している。

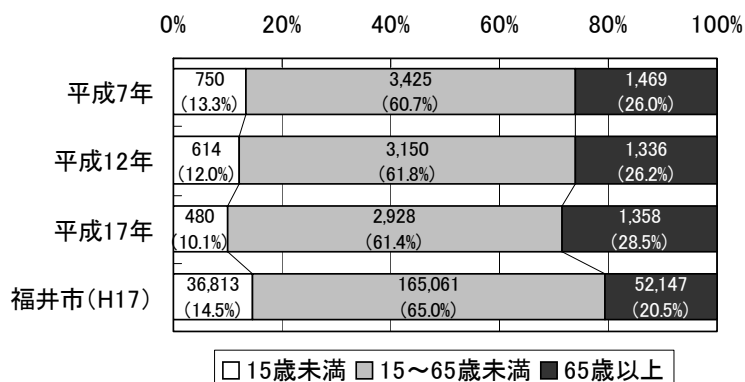


資料：国勢調査

(世代構成の状況)

- ・福井市全体では、年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～65歳未満）が減少し、老年人口が増加しており、少子高齢化が進んでいる。
- ・中心市街地も同様に少子高齢化が進んでおり、福井市全体と比較して、年少人口、生産年齢人口の割合とも低く、高齢化率は、福井市全体が20.5%に対して、中心市街地は28.5%となっており、8ポイント高くなっている。

中心市街地の年齢階層別人口の推移

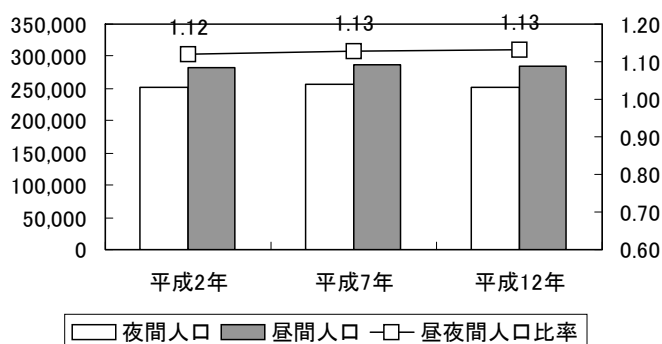


資料：住民基本台帳

(昼夜間人口)

- ・福井市の夜間人口はほぼ横ばいで推移している。
- ・昼夜間人口比は、平成12年現在1.13となっており、周辺市町村に対して吸引力を維持している。

福井市の昼夜間人口の推移

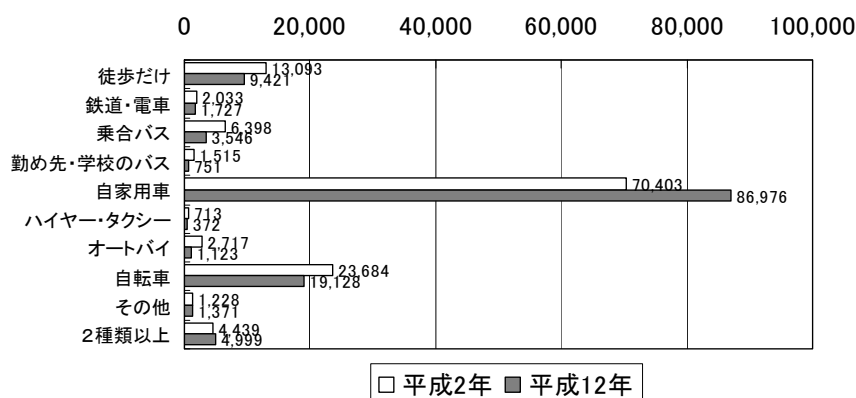


資料：国勢調査

(通勤・通学時の交通手段)

- ・福井市に常住する通勤・通学者の利用する交通手段は、平成12年には自家用車が2/3以上(67.2%)となっている。
- ・平成2年と比較すると、自家用車及び2種類以上の交通手段が増えているが、それ以外の交通手段は全て減少している。

福井市に常住する通勤・通学者の交通手段

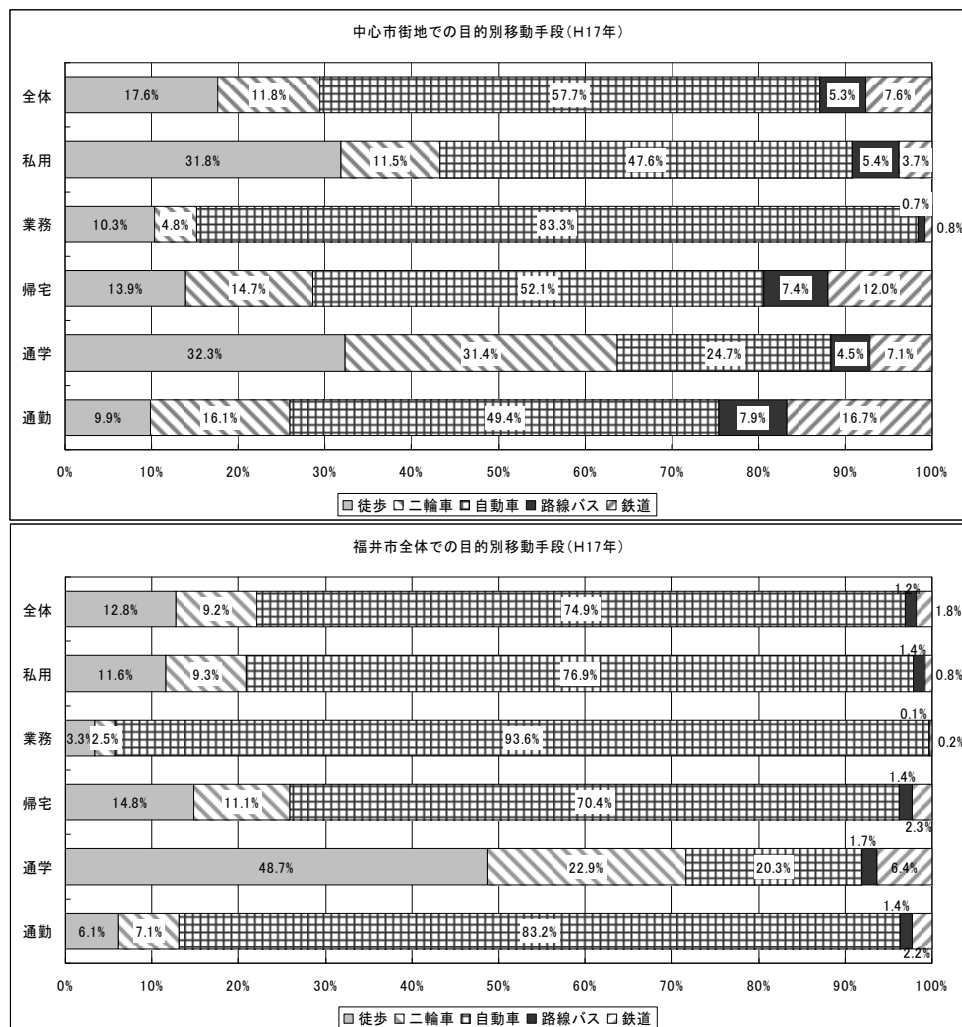


資料：国勢調査

(目的別の移動手段)

福井市全体について、通学以外では自動車の利用が最も高く、特に業務や通勤といったビジネスに関連するところでの自動車の利用度が高い値を示している。

また中心市街地では、福井市全体と同様に、自動車の利用が高い傾向を示しているが、相対的に路線バス、鉄道、及び徒歩での利用度が高くなっている。



資料：パーソントリップ調査

2) 経済活力に関する状況

(福井市中心市街地がターゲットとして考えられる商圏の状況)

ア) 地理的範囲

- ・平成 12 年消費者購買動向調査（福井県調査）において、旧福井市の商圏（購買率 30% 以上と想定）に入る市町村を中心市街地における商圏と想定する。
- ・図のとおり、福井県の嶺北地方の北部のほとんどが旧福井市の商圏となる。

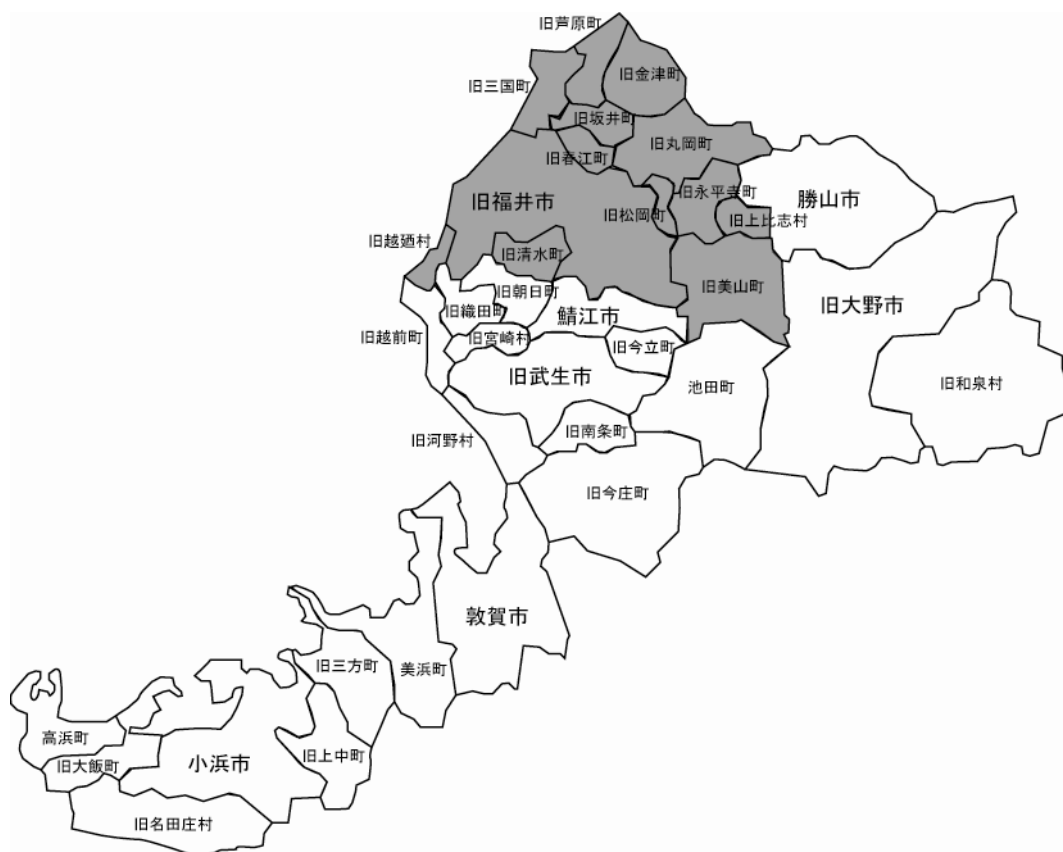
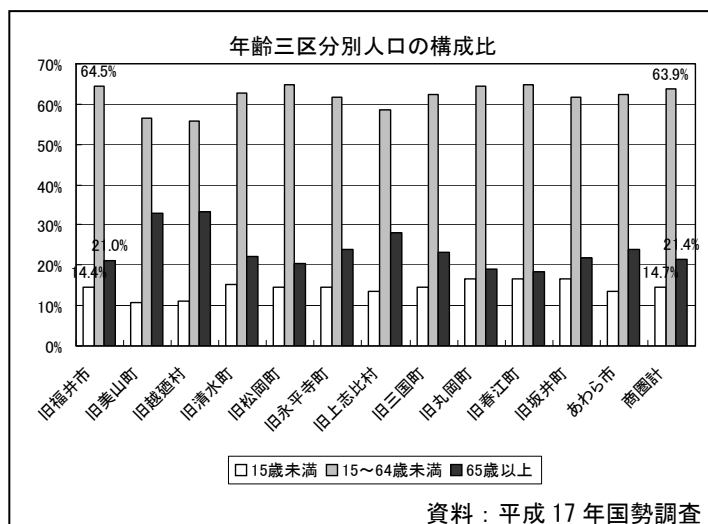
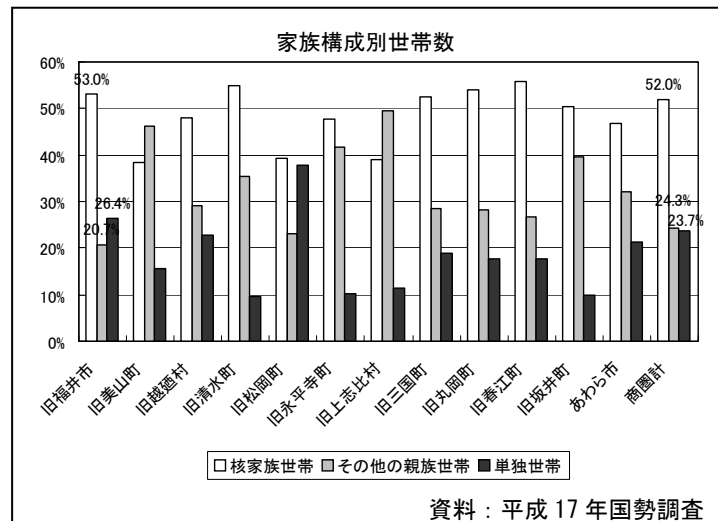


図 旧福井市における商圏（購買率 30%以上）

イ) 世代構成、家族形態

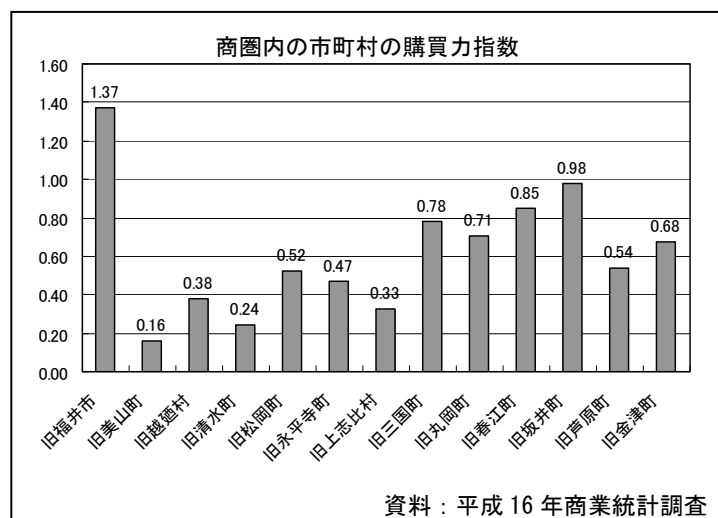
- ・旧福井市の商圏では、65 歳以上の高齢者の割合が福井市全体（21.0%）よりも高く、21.4%となっている。
- ・また、商圏全体の家族構成について福井市全体と比較すると、核家族世帯、単独世帯の割合が低く、その他の親族世帯の割合が高くなっている。





ウ) 購買力

- その都市の人口一人当りの小売業年間販売額を福井県全体の平均値で除して求めた購買力指数は、旧福井市が最も高く 1.37 となっている。商圏内のその他の市町村で 1.0 を上回っている市町村はなく、福井市への購買依存の状況が伺える。



■商圏内の小売業の商店数、従業員数、年間販売額、売場面積

	事業所数(店)	従業員数(人)	年間販売額(万円)	売場面積(㎡)
旧福井市	3,390	20,143	37,751,088	356,026
旧美山町	38	180	85,430	2,377
旧越廼村	29	59	67,591	445
旧清水町	74	243	270,851	3,763
旧松岡町	116	489	626,776	8,822
旧永平寺町	75	342	326,593	7,449
旧上志比村	38	131	121,830	2,465
旧三国町	345	1,506	1,945,274	31,785
旧丸岡町	310	1,623	2,505,733	30,101
旧春江町	226	1,515	2,214,012	34,623
旧坂井町	89	589	1,377,490	11,980
旧芦原町	165	661	787,645	12,059
旧金津町	210	905	1,307,313	17,320
福井県計	10,355	53,814	89,567,001	1,187,475

資料：平成 16 年商業統計調査

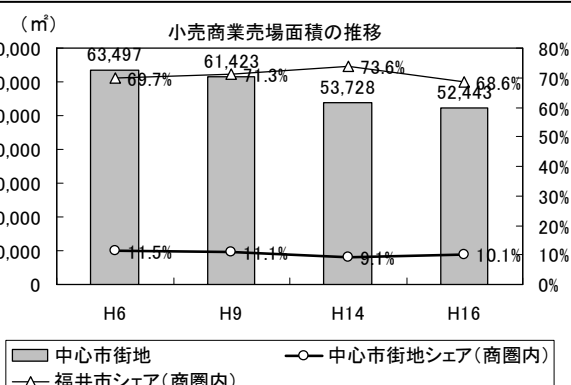
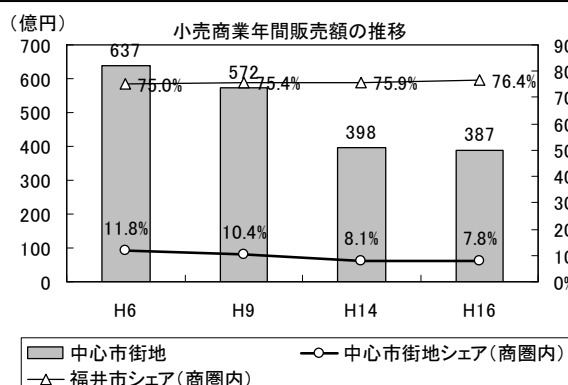
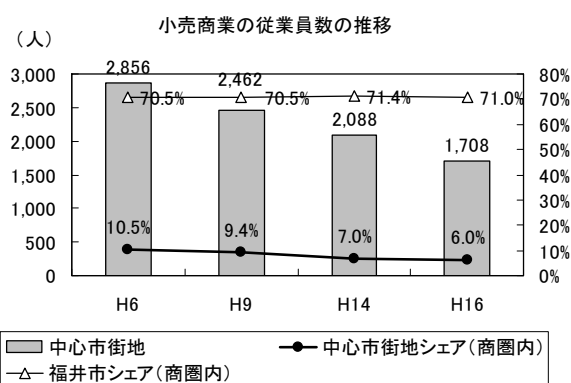
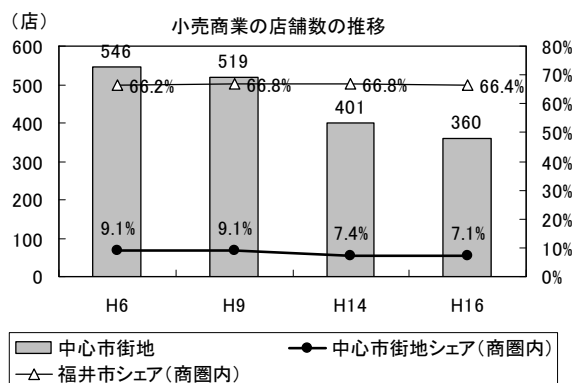
中心市街地の商業集積の状況

(商圈に占める中心市街地の状況)

- ・ 中心市街地の小売商業の店舗数、従業員数、年間販売額、売場面積とも、一貫して減少しており、商圈に占めるシェアについても減少し、平成 16 年にはそれぞれ、7.1%、6.0%、7.8%、10.1%となっている。

(商圈に占める福井市の状況)

- ・ 一方、商圈に占める福井市のシェアは、店舗数、従業員数はほぼ横ばいで推移し、年間販売額のシェアについては増加傾向に、売場面積のシェアについては、平成 14 年まで上昇していたが、平成 16 年には減少に転じた。



資料：商業統計調査

中心市街地内の核店舗の状況

- ・中心市街地における大規模小売店舗の状況をみると、平成 15 年に生活創庫福井店が閉店したため、店舗面積 5,000 m²以上の大規模小売店舗は、(株)西武百貨店福井店の 1 店のみとなっている。

■店舗面積 5,000 m²以上の核店舗の状況（中心市街地）

所在地	店舗名称	開店日	店舗面積	小売業者の概要
中央1丁目	(株)西武百貨店 福井店	S55.5.28	22,108m ²	(株)西武百貨店

資料：大規模小売店舗立地法関係資料

競合する大規模集客施設の概要

■競合する大規模集客施設の概要（店舗面積 10,000 m²以上）

区分	都市名	所在地	店舗名称	開店日	店舗面積	小売業者の概要
中心市街地	福井市	中央	(株)西武百貨店 福井店	S55. 5. 28	22, 108	西武
郊外	福井市	大和田	フェアモール福井	H12. 12. 27	44, 571	ユニー
郊外	福井市	花堂	ショッピングシティ ベル	S55. 4. 25	28, 010	平和堂
郊外	福井市	新保	パワーシティフクイ ワイプラザ	H9. 10. 30	20, 746	ヤスサキ
郊外	福井市	松城	イーストモール パリオ	H1. 11. 10	16, 474	ヤスサキ
郊外	福井市	飯塚	アピタ福井	H8. 12. 5	15, 955	ユニー
郊外	福井市	三留	SUPER CWINTER PLANT-3 清水店	H18. 10. 3	10, 636	プラント
他市	坂井市	春江町隋応寺	ショッピングプラザ・アミ	S62. 12	17, 111	平和堂
他市	鯖江市	下河端	アル・プラザ平和堂鯖江店	H6. 6	15, 195	平和堂
他市	越前市	新町	武生ショッピングタウン・シピイ	S63. 3	18, 913	ユニー
他市	越前市	畑町	ホームセンターみつわ武生店	H10. 7	11, 685	みつわ
他市	越前市	府中	アル・プラザ武生店	H12. 3	10, 635	平和堂

資料：大規模小売店舗立地法関係資料

3) 都市機能関係

■公共公益施設の立地状況

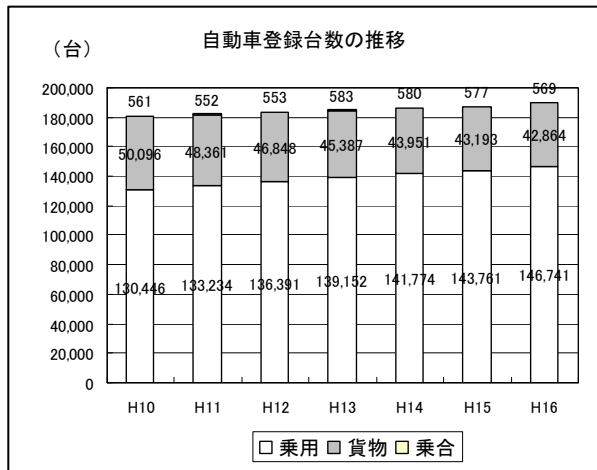
118、119 ページ参照

■鉄道駅の乗客数

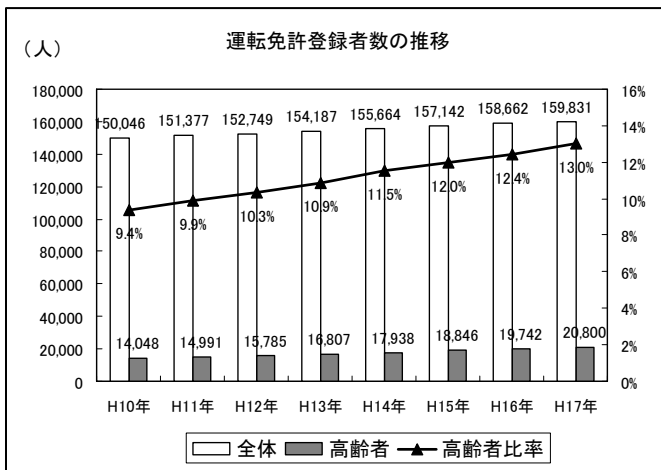
14、15 ページ参照

4) 自動車保有等の状況

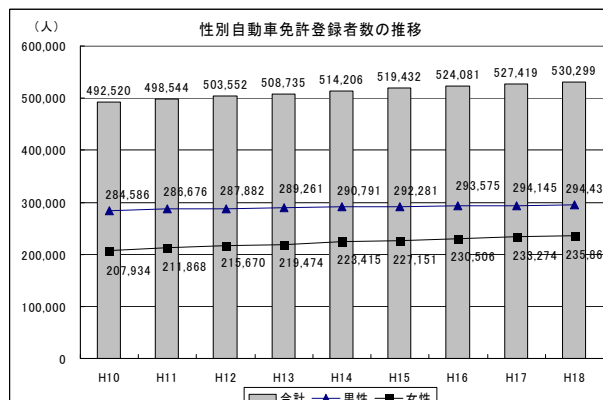
- ・福井市における自動車保有台数は、一貫して増加しており、平成17年には、乗用が146,741台となっている。
- ・また、免許保有者は158,662人（内高齢者19,742、12.4%）となっている。
- ・免許保有者の合計に対する乗用と軽貨物自動車登録台数の割合は、1.05となっており、免許保有者よりも多くなっている。



資料：福井の交通



資料：福井の交通

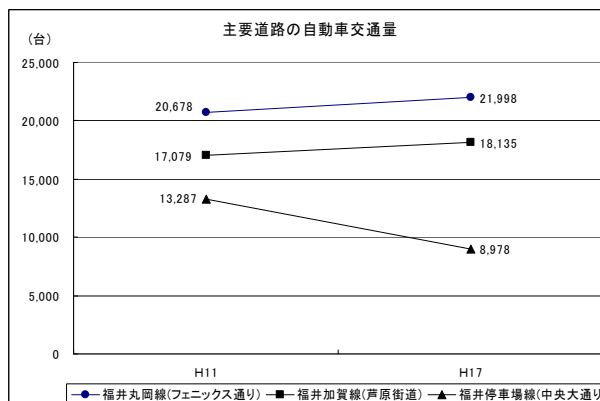


資料：福井の交通

5) 交通量等の状況

■主要道路の自動車交通量

福井停車場線(中央大通り)
以外は増加している。

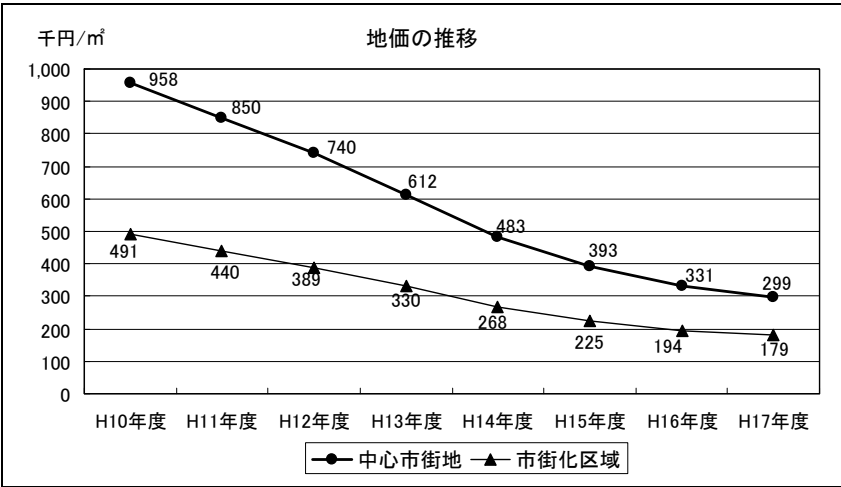


資料：道路交通センサス

■主要道路の歩行者通行量

6) 中心市街地及びその他の市街地の地価、家賃の状況

- ・ 福井市の中心市街地の地価は下落し続けており、平成 17 年度には 299 千円／㎡であり、平成 10 年度の 3 割程度の水準となっている



(資料：地価公示、地価調査)

■ 福井市内のオフィス募集物件

エリア	最寄駅	駅距離	面積 (㎡)	募集階	賃料 (円/坪)	共益費 (円/坪)
福井市	JR 福井駅	徒歩 10 分以上	62	1	10,000	2,800
福井市	JR 福井駅	徒歩 10 分以上	50	1	7,000	3,000
福井市	JR 福井駅	徒歩 10 分以上	116	9	7,000	3,000
福井市	JR 福井駅	徒歩 10 分以上	27	6	7,000	3,000
福井市	JR 福井駅	徒歩 10 分以上	17	6	7,000	3,000
福井市	JR 福井駅	徒歩 10 分以上	36	2	7,000	3,000
福井市	JR 福井駅	徒歩 1～5 分	28	3	4,470	3,580
福井市	京福片町入口バス停	徒歩 1～5 分	54	5	8,000	3,000
福井市	京福片町入口バス停	徒歩 1～5 分	31	7	8,000	3,000
福井市	京福片町入口バス停	徒歩 1～5 分	34	7	8,000	3,000
福井市	京福片町入口バス停	徒歩 1～5 分	20	6	8,000	3,000
福井市	JR 福井駅	徒歩 1～5 分	22	1	9,000	2,000
福井市	JR 福井駅	徒歩 1～5 分	61	2	9,000	2,000

(出典：オフィスジャパンネット H P H18.10 現在)

③地域住民のニーズ等の把握と現状分析

1) 地域住民のニーズ等

17～20 ページ参照

2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

(1) 市民と連携した活性化のための取り組み

○浜町通り界限まちづくり協議会

浜町地区は、古くから中心市街地における奥座敷の料亭街として発展してきたが、近年は料亭の件数も減少し衰退している地区となっている。そこで、平成17年6月、地区の有志が中心となって、地区に賑わいを取り戻し新たなまちづくりを推進することを目的に「浜町通り界限まちづくり協議会」を設立し、景観形成のための自主的なルールづくりや道路景観整備の構想、観光客誘致のためのイベントを検討してきた。本市においても、「さくらの小径・浜町通り界限整備事業」の実施や景観形成地区の指定に向けた助成などを行うことにより、協議会の活動を支援し、当該地区の賑わい創出を推進していく。

○まちづくり活動推進事業

平成18年10月27～29日、福井市の中心市街地で活動するNPOと連携し、「まちづくりフェア 2006」を開催した。県内大学生が中心となって開催したイベント「学生維新」では、学生のまちづくり団体（8団体）がそれぞれの活動成果についてのプレゼンテーションを行い、今後の連携促進に向けた交流の場となった。また、特定非営利法人まちなかNPOは、「まちなかフォーラム」において中心市街地活性化基本計画に関する講演会やパネルディスカッションを行い市民への中心市街地への取り組みをアピールした。このフェアについては、平成15年から毎年恒例のイベントとなっており、今後も市民と連携しながら中心市街地活性化の取り組みとして継続していく。

○女性まちなかウォッチャー

女性の視点からまちなかの活性化を考えてもらうことを目的に、昨年9月から100人の女性をウォッチャーとして委嘱し、現地調査やワークショップを経て取りまとめの後、提言を受けた。商店街や駅前広場の整備等などの提言内容の実現に向けて庁内関係各課や商店街等の関連団体に働きかけを行い中心市街地活性化に活用していく。

(2) 計画素案におけるパブリックコメント

福井市では平成19年5月2日から5月22日までの期間において、福井市中心市街地活性化基本計画(素案)に対するパブリックコメントの募集を行ったところ、24名(67件)からのご意見・ご提案があった。

これらのご意見・ご提案については、これらを踏まえながら、本計画を策定し、活性化の取り組みを推進していく。

《パブリックコメントで頂いたご意見・ご提案（主なもの）》

完成予想図、イメージ図などによって目標をビジュアル化し、市民が理解しやすいようにする。

パブリックスペースにおけるバリアフリーの対応をしてほしい。休憩所、トイレ、駐輪場などにおいて、子どもや高齢者への配慮を。

中心市街地の商店街の方々がまず、率先して居住することが大切ではないか？夕方になると早々に店じまいをして郊外の自宅に帰るようでは、活性化につながらないと思います。商店街の居住を推進するような施策も一案ではないか？

バス版のパークアンドライドを行って欲しい。郊外に駐車場を設けて、そこまでは乗用車、そこからは路線バス。そうすればバスの利用者も増えると思う。候補地は、バスの幹線である①運動公園線運動公園付近②大野線福井インター付近。南北は鉄道のパークアンドライドをやっている。

電車・バスのＩＣカード化が必要だと思う。市内の鉄道・バスが共通ＩＣカード化できれば、乗継ぎも楽だし、ポイントによる利用促進になる。個人的にＪＲのイコカを使っているが、一度使うと現金は使えなくなるくらい便利です。

放射状自転車専用道についての提案です。ＪＲ福井駅東西口近辺を起点とする自転車専用道（市街地は歩道兼）を、東西南北方向に整備し、オランダのように自転車利用の促進を図ってはどうか

福井市は駅周辺に城址や養浩館、足羽川、足羽山が集積しているところが金沢や富山と異なり、良い条件だと思う。それぞれは美しいのにそのポイントをつなぐ道や周辺の建物の景観整備がされていないのが残念である。商店街の居住による魅力ある店づくりとあわせて、行政からの歩道やオープンスペースの整備ができれば、人は「歩いてみたくなる」のではないのでしょうか？

駅前に買い物に行くついでに、気軽に立ち寄れて健康チェックや健康相談できる施設が必要だと思う。また、くつろげる空間や、プチカルチャー教室など文化的な施設があればいいと思う。

「健康・長寿とは何か？」を研究、教育する大学や企業の研究所の誘致し、病院との連帯によって、知識、治療技術や質の向上を図る。医療、製薬や健康を売りにした企業を重点的に誘致し、福井県の産業の１つにする。

ランニング、ウォーキングがしやすい道（コース、舗装、街灯、町並みなど）の整備、中心市街地、足羽川沿い、足羽山を繋ぐ様に運動や休憩をしやすい拠点を点在させる。

積極的な市民参加が得られる仕組みづくりをしてほしい。ＮＰＯ、ボランティアなど人材の育成を図る。

北ノ庄もきれいになったというのにもったいない。月に一度でも、陶器市など開かれたら出かける目的もできる。

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

1) 上位計画における都市機能集積の促進の考え方

①第五次福井市総合計画（平成 19 年改訂）

●県都にふさわしい魅力あるまち

▶ 賑わいのある中心市街地をつくる

これまでに蓄積された都市機能の効率的な活用を図るとともに、新幹線開業を視野に入れた新しい交流の拠点とするために様々なまちづくりの取組みを行いながら、賑わいのある「県都の顔」をつくっていく。

▶ 持続可能なまちをつくる

快適さや利便さを追求するだけでなく、地域の資源や個性を活かしたまちづくりを進める。また、超高齢化社会を迎えるにあたり、人の移動を視点とした交通のありかたを検討していく。

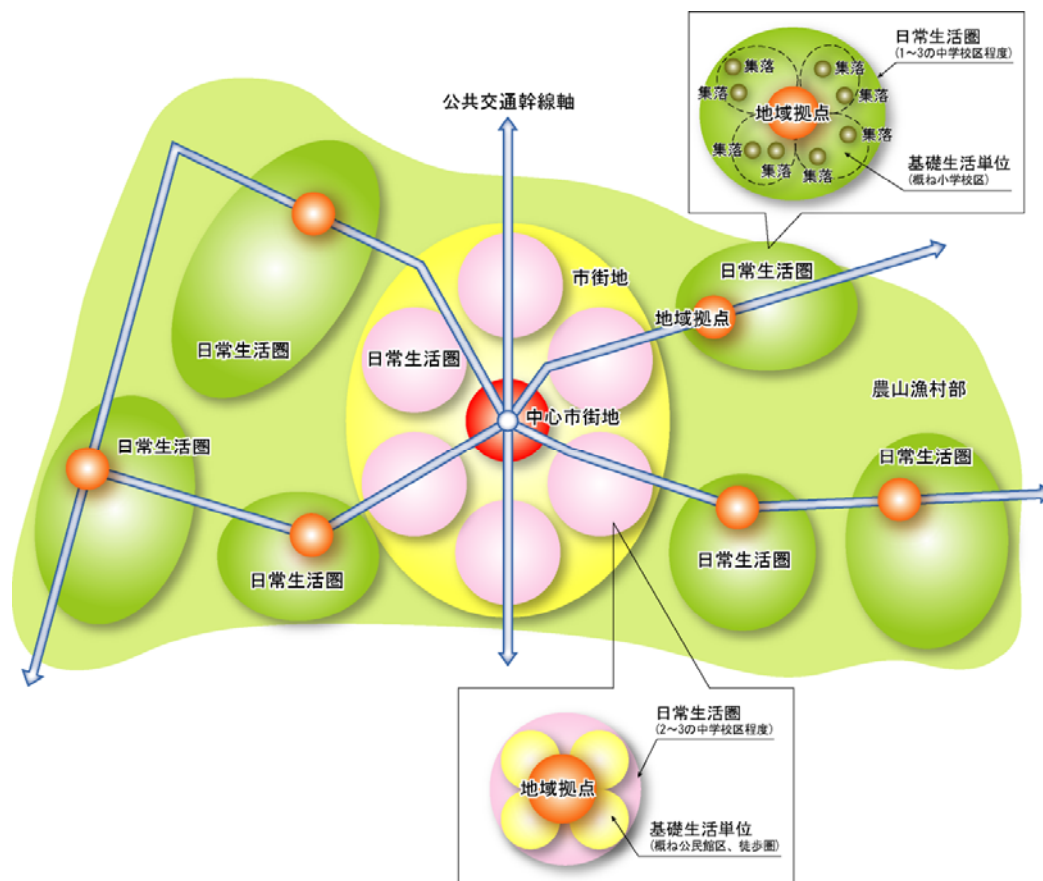
▶ 活力と魅力あふれる産業をつくる

活力のあるまちを築くため、今後も起業家への支援や地場産業などの新たな展開への支援を総合的・積極的に行い、企業誘致による産業の活性化や雇用の増加を目指す。

②福井市都市計画マスタープラン（平成 12 年策定 平成 22 年改訂）

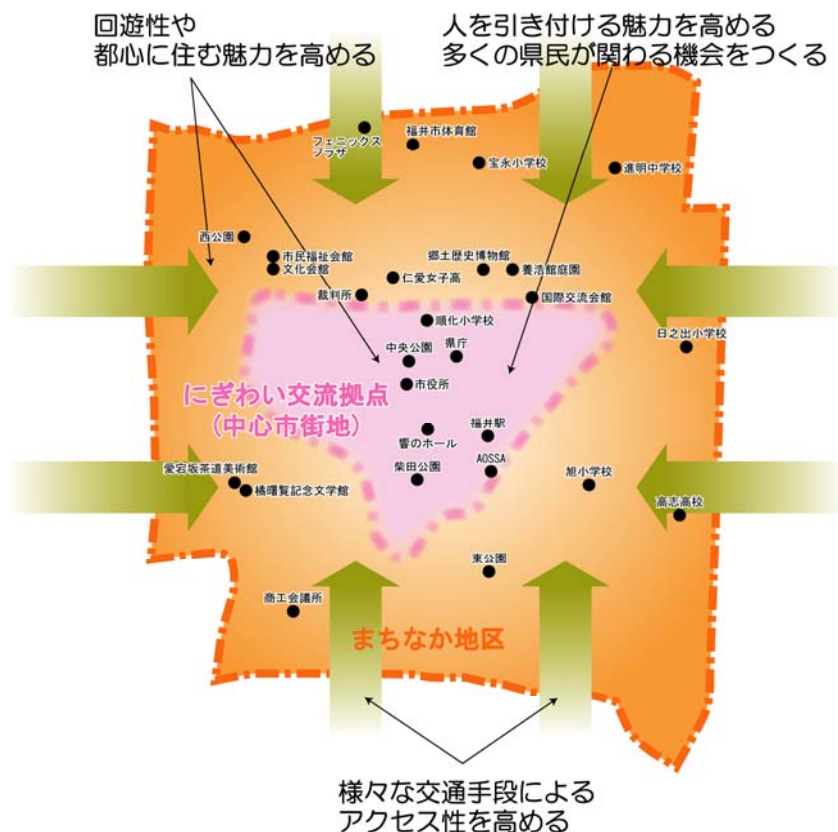
【中心市街地と地域交流拠点が公共交通ネットワークにより有機的に結ばれた都市】

都市の魅力や活力を支え、にぎわいや観光、交流の拠点となる中心市街地に広域的な機能を集約するとともに、各地域において日常生活に必要な機能が集積した地域拠点を形成していく。また、中心市街地と地域拠点が有機的にネットワークされるよう、自由な行動を支える公共交通幹線軸を強化し、沿線に居住機能を含めた都市機能を誘導していく。



【にぎわい交流の拠点】

J R福井駅を中心としたエリアを県都の活力を支えるための「にぎわい交流拠点」である中心市街地として位置づける。そのうえで、多くの人が関われる環境と回遊性、アクセスの利便性を向上させるとともに、市民・県民だけでなく、県外からの来訪者・観光客にとっても魅力ある空間づくりを、足羽川や福井城址などの地域資源を活かしながら進める。



③福井市長のマニフェスト（平成 18 年公表）

●地域力アップ ～“高感度コンパクトシティ”へ～

全国有数の都市基盤を最大限に活用し、中心部の「にぎわい」、郊外での「やすらぎ」をめざしたまちづくりを進めます。また、歴史や伝統・文化などの地域の宝をまちづくりに生かします。

そして、福井市全域がムダのない、魅力ある、誰もが住みたくなる「高感度コンパクトシティ」を実現します。

（２）今後の都市機能集積の促進に関する基本方針

都市計画マスタープランでは、本市の目指すべき都市の将来像に「中心市街地と地域拠点が公共交通ネットワークにより有機的に結ばれた都市」を掲げている。

その実現に向けて、中心市街地においては、にぎわい交流拠点として多様な都市機能の集積や、えちぜん鉄道、福井鉄道の相互乗り入れによる高頻度運行、J R福井駅の総合交通ターミナル機能の強化による乗継利便性の向上を図る。また、市街地周辺部にお

いては、身近な生活圏の確立と公共交通のネットワークによる連携強化が不可欠であり、「歩く」視点に立ったまちづくりに向けて、各地区の特性を踏まえた土地利用の誘導を図る。

特に、県都の玄関口となるＪＲ福井駅を中心とした中心市街地は、行政サービスや商業・業務、歴史・文化など本市の発展を支えてきた原点であり、今後ともこれらの機能維持を図るとともに、更なる機能の集積立地を図り、相乗的ににぎわいや活力を育んでいく必要がある。具体的には、都市機能の集積の促進に向けて取り組んできた「県都活性化税制」や「ウララまちなか住まい事業」などの事業を継続しながら、民間活力を最大限かつ適切に誘導し、中心市街地における広域的・中枢的都市機能などの集積を図る。

一方、市街地周辺部においては、無秩序な市街化を防ぐとともに、土地区画整理事業により整備された市街地の質的向上を図るなど、そこに暮らす人々が安全、安心、便利で快適な都市生活が過ごせるよう、身近な生活圏の確立を進めるため、用途地域や特別用途地区、地区計画を適正に定め、周辺の土地利用や交通環境に大きな影響を与える大規模集客施設の今後の新たな立地を規制していく。

〔２〕都市計画手法の活用

本市は、旧中心市街地活性化基本計画に基づいて平成 11 年から中心市街地の活性化に取り組んできたが、取組の効果が十分には現れていないのが現状である。

本市におけるこれまでの大規模集客施設の立地の経緯を踏まえると、準工業地域において、国道 8 号や 416 号などの幹線道路沿いを中心に、自動車交通の利便性の良さから大規模集客施設の立地が進んだこと、また、近隣商業地域においても大規模な商業施設が立地し、広域的な都市機能として土地利用が行われている地区があり、大規模集客施設の中心市街地外への立地が進んだことが取組効果を阻害する一つの要因であると考えられる。

したがって、本市では、中心市街地の活性化の取組効果を確保し、また、中心市街地に都市機能を集約することによるコンパクトなまちづくりを推進するため、今以上の大規模集客施設が準工業地域及び近隣商業地域に立地することは望ましくないと考え、これらの地域において大規模集客施設（※）の立地を制限する特別用途地区の指定を行うこととする。

■本市の用途地域指定状況

種 類	面 積 (ha)	割 合 (%)
第一種低層住居専用地域	492.0	10.5%
第二種低層住居専用地域	—	—
第一種中高層住居専用地域	828.0	17.7%
第二種中高層住居専用地域	237.0	5.1%
第一種住居地域	1,192.0	25.4%
第二種住居地域	72.0	1.5%
準住居地域	—	—
近隣商業地域	312.0	6.7%
商業地域	133.0	2.8%
準工業地域	1,188.0	25.4%
工業地域	191.0	4.1%
工業専用地域	40.0	0.9%
総 計	4,685.0	100.0%

※大規模集客施設：建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）別表第二（わ）項に掲げる建築物をいう。（劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が 1 万㎡を超えるもの。）

・大規模集客施設の立地を制限する特別用途地区指定のスケジュール

準工業地域及び近隣商業地域への大規模集客施設の立地を制限する特別用途地区指定については、平成 19 年 6 月 28 日開催の第 18 回福井市都市計画審議会において報告した。また、特別用途地区建築条例については、9 月議会で議決している。今後、以下の日程で大規模集客施設の立地規制の手続きを進めていく。

■第 19 回福井市都市計画審議会議案

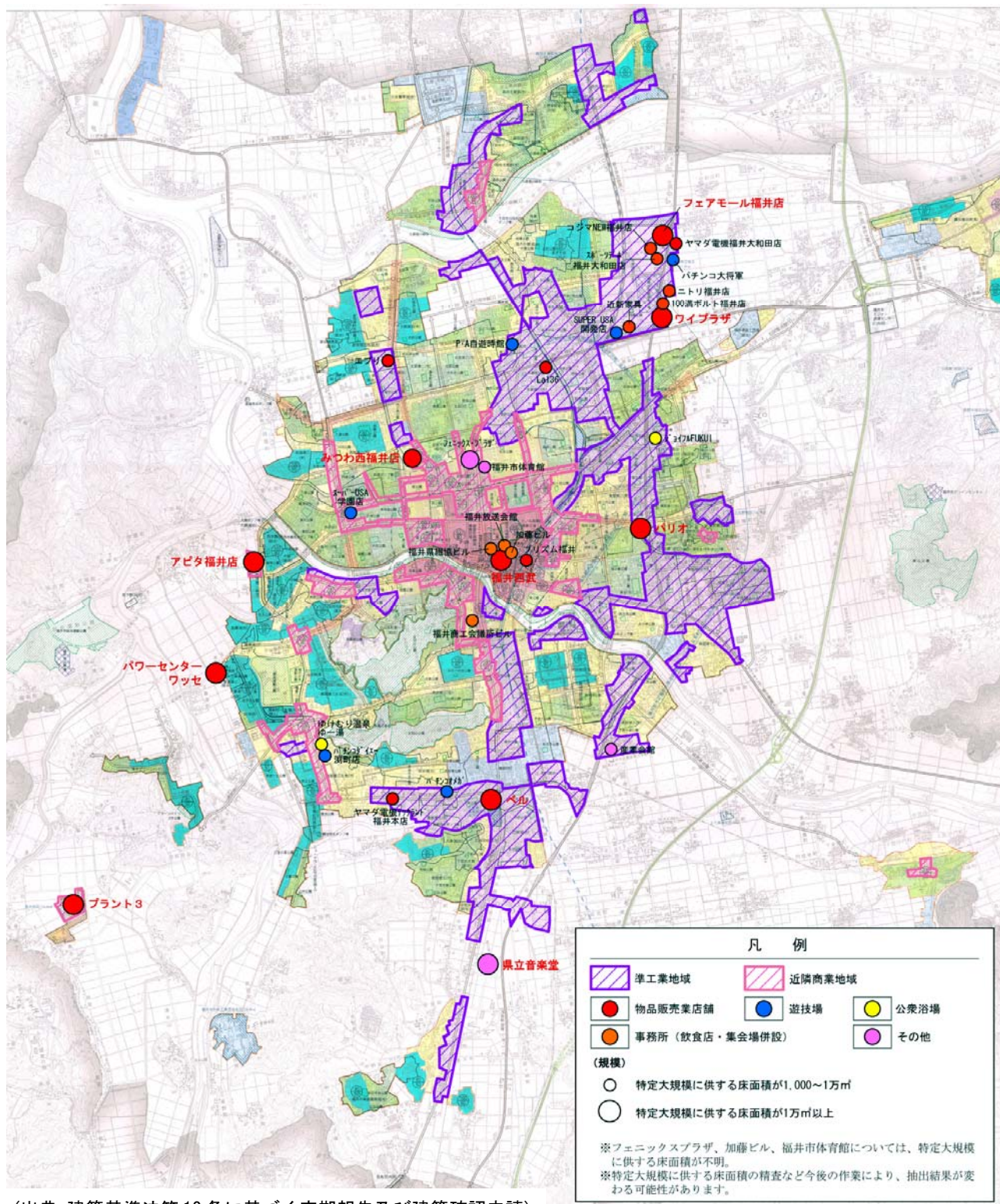
福井都市計画特別用途地区の決定

- ・ **地区の種類**：大規模集客施設制限地区
- ・ **面積**：約 1,500 ha
- ・ **備考**：福井市の準工業地域及び近隣商業地域

【大規模集客施設の立地規制に関するスケジュール】

- ・ 平成 19 年 11 月 19 日（予定） 都市計画審議会
- ・ 平成 19 年 11 月 30 日（予定） 都市計画決定の告示
- ・ 平成 19 年 11 月 30 日（予定） 特別用途地区建築条例の施行

■本市における準工業地域、近隣商業地域の指定状況



(出典:建築基準法第12条に基づく定期報告及び建築確認申請)

〔３〕都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

現在、中心市街地においては、文化を楽しむ・創造する空間として響のホールを平成16年に開館させ文化情報の発信拠点として利用されている。

駅東の拠点施設としてアオッサが平成19年4月にオープンしており図書館や県民ホール、商業施設を有している。また、三の丸市街地再開発においては、住宅、病院、ケアハウスなどの施設を整備し、まちなかへの積極的な都市福利施設等の都市機能の立地を推進している。

以下、本市における大規模建築物の立地状況や公共公益施設の状況を示す。

①中心市街地における大規模建築物の立地状況

- ・延床面積10,000㎡以上の大規模建築物は、中心市街地に7棟ある（確認可能なもの）。

■中心市街地における大規模建築物

名称	所在地	敷地面積	延床面積	築年数	主要用途
三の丸ビル	大手2	2,824㎡	21,634㎡	4	病院・共同住宅
福井放送会館	大手3	2,676㎡	18,258㎡	46	事務所・飲食店
福井県織協ビル	大手3	3,499㎡	20,150㎡	41	事務所・飲食店
福井西武新館	中央1	2,094㎡	14,668㎡	36	物品販売業店舗
福井西武本館	中央1	4,944㎡	29,382㎡	27	物品販売業店舗
駅前KOOCA N	中央1	2,160㎡	10,295㎡	35	事務所
ユアーズフクイビル	中央1	1,574㎡	10,430㎡	28	ホテル

※出典：建築基準法第12条に基づく定期報告及び建築確認申請

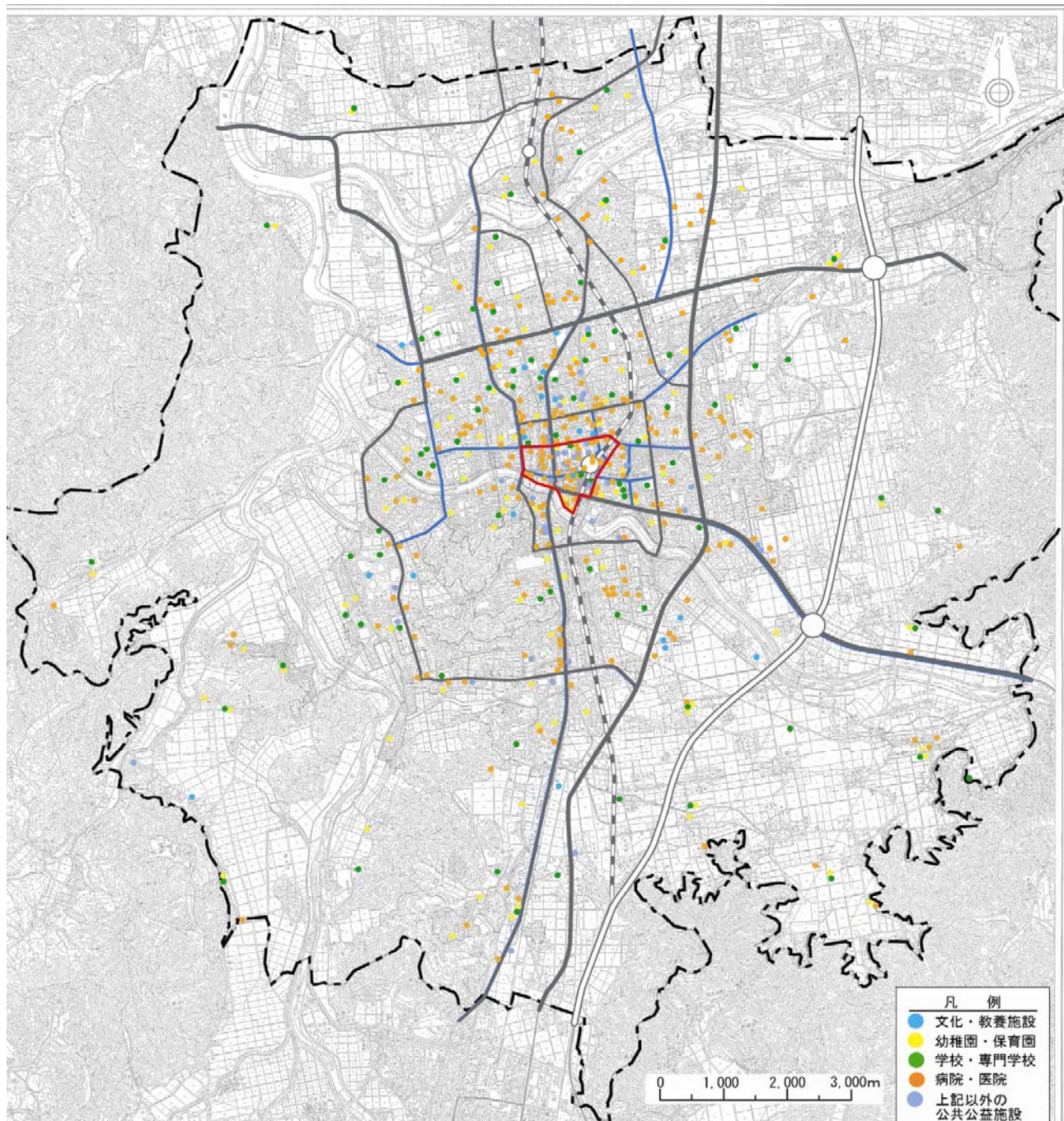
②福井市における行政機関、病院、学校等の都市福利施設の立地状況

- ・福井市における主な都市福利施設の立地状況は以下の通り。
- ・各施設について、現時点での移転計画はない。

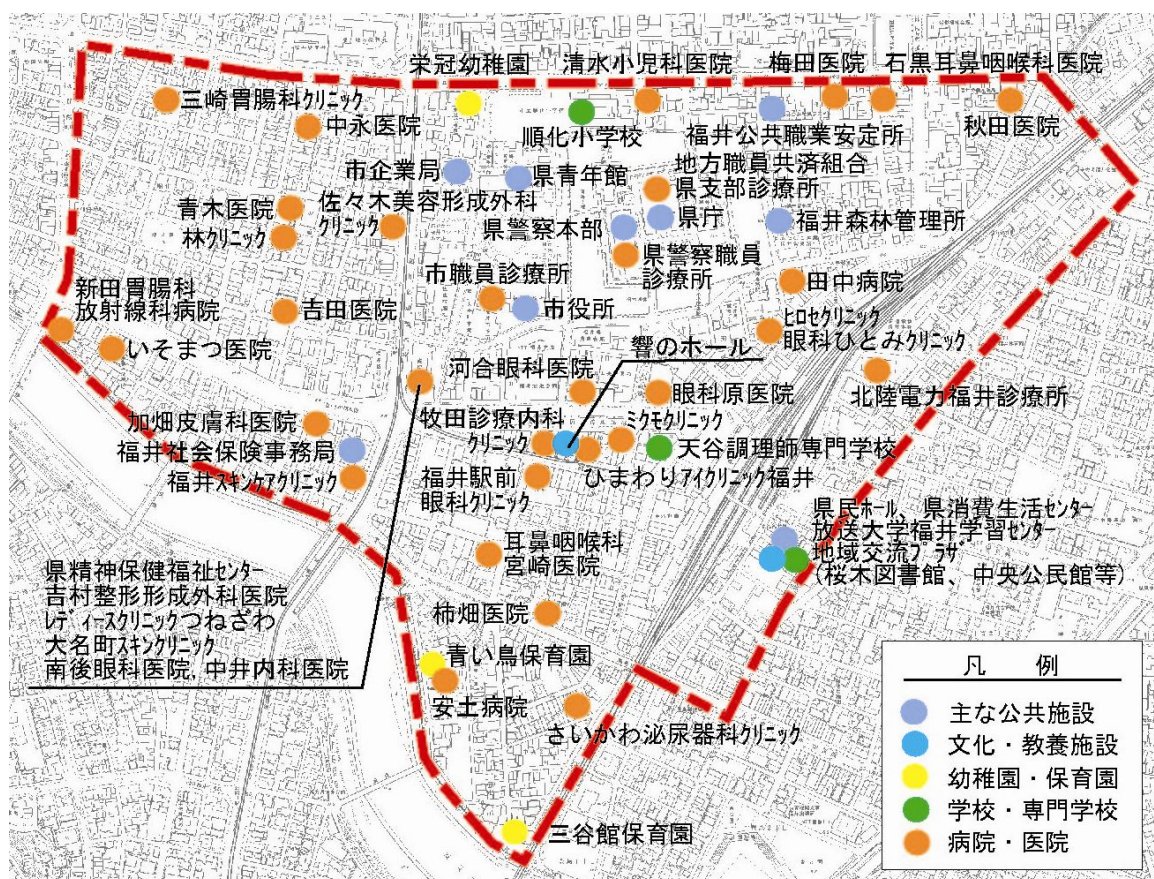
◆公共公益施設の概要

施設分類	施設数 (市全体)	中心市街地 に立地	備考
文化・教養施設	14	3	AOSSA内の県民ホール、地域交流プラザは2施設と計上
幼稚園・保育園	126	3	
学校・専門学校	116	3	AOSSA内の放送大学福井学習センターは1施設と計上
病院・医院	292	37	
上記以外の 公共公益施設	63	9	AOSSA内の県消費生活センターは1施設と計上

○福井都市計画区域内の公共公益施設分布図



○中心市街地内の公共公益施設分布図



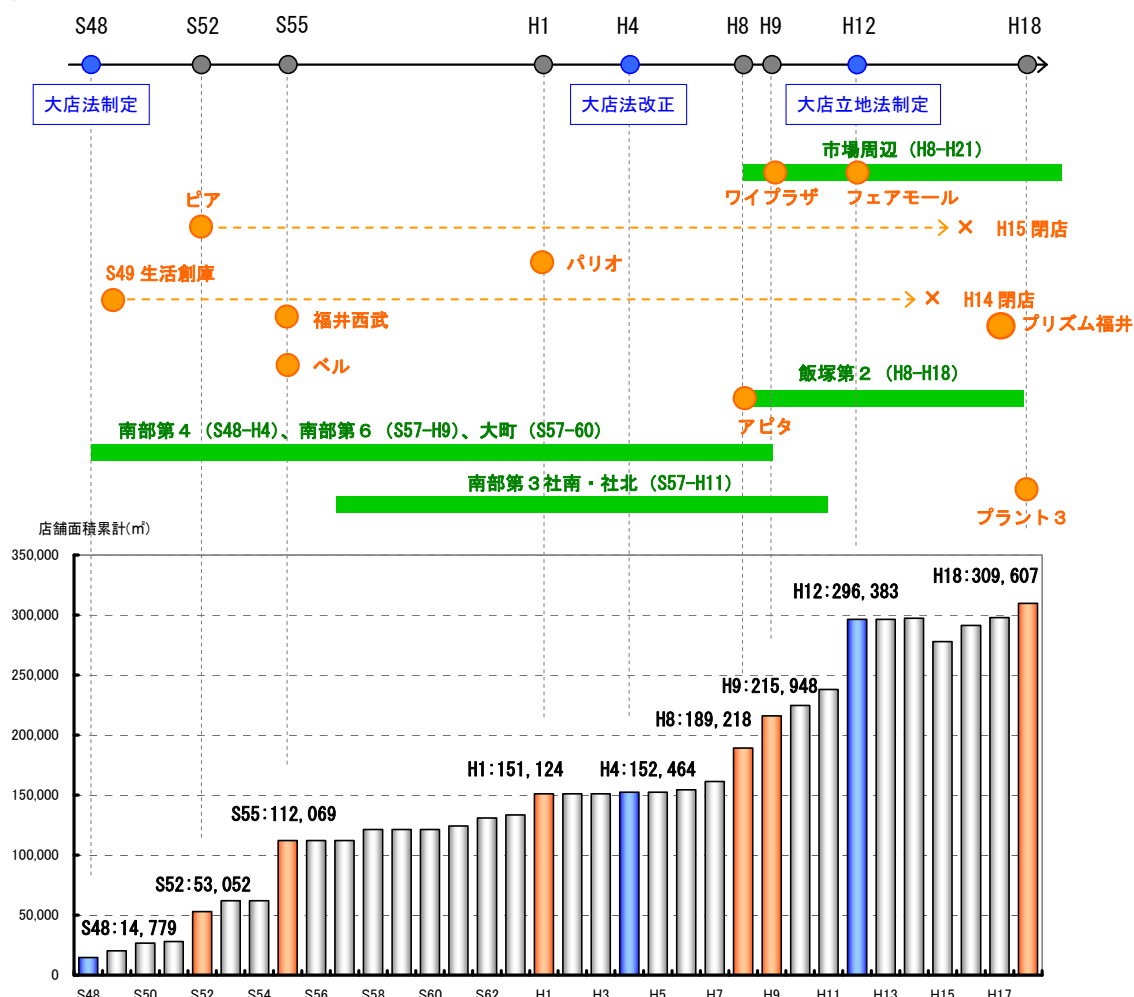
③福井市における大規模小売店舗の立地状況

本市の大規模小売店舗は、昭和 48 年の大規模小売店舗法の制定以来、生活創庫をはじめ、ピア、ベル、福井西武が相次いで開業した結果、昭和 55 年には約 11 万㎡まで店舗面積が増加しているが、その後は、平成元年のパリオの立地による増加はあるものの、平成 7 年までは比較的落ち着いた増加傾向になっている。

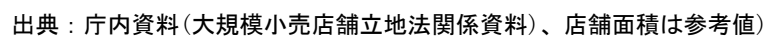
平成 8 年以降になると、南部第 3 社南・社北や南部第 4 などによる都市基盤整備に合わせて、国道 8 号や(都)環状西線の沿道などにおけるロードサイド型の商業施設の立地が本格化し、特に、市場周辺地区においては、平成 9 年以降、ワイプラザやフェアモールをはじめとする大規模小売店舗が基盤整備に合わせて立地集積している。

一方、中心市街地において平成 12 年以降、新たに立地した大規模小売店舗は、プリズム福井の 1 店舗のみとなっている。

■大規模小売店舗の立地の経緯と主要な土地区画整理事業の時期



(出典：庁内資料(大規模小売店舗立地法関係資料)、店舗面積は参考値)



〔４〕都市機能の集積のための事業等

- ・都市機能の集積に資すると考えられる主な事業としては以下の通り。
- ・これらの事業は、中心市街地へ行きたくなるような都市機能の集積・アクセス性の向上等の事業、都心居住を推進するための事業、中心市街地へ来街した人たちが歩いてみたくなる環境を創出するための事業を総合的に推進することにより、中心市街地の活性化を図っていく。

○ 市街地の整備改善に関する事業

- ・さくらの小径・浜町通り界限整備事業
- ・福井駅付近連続立体交差事業
- ・福井駅周辺土地区画整理事業
- ・福井駅西口中央地区第一種市街地再開発事業
- ・福井駅高架下利用促進事業

○ 都市福利施設整備に関する事業

- ・（仮称）福井にぎわい交流拠点整備事業
- ・（仮称）ふくい市民活動センター整備事業
- ・子ども一時預かりセンター事業
- ・県都活性化税制
- ・産業・観光情報受発信施設の整備

○ 街なか居住の推進に関する事業

- ・福井駅西口中央地区第一種市街地再開発事業（再掲）
- ・中央１丁目（駅前南通り）地区優良建築物等整備事業
- ・中央３丁目地区優良建築物等整備事業
- ・大手２丁目地区優良建築物等整備事業
- ・城の橋通り地区優良建築物等整備事業
- ・ウララまちなか住まい事業
- ・福井市まちなか住まい支援事業
- ・県都活性化税制（再掲）

○ 商業の活性化に関する事業

- ・福井駅前北大通り商店街アーケード整備事業（２期）
- ・福井駅前南通り商店街アーケード整備事業（２期）
- ・福井駅高架下利用促進事業（再掲）
- ・県都活性化税制（再掲）

○ 上記に掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業

- ・えちぜん鉄道三国芦原線のＬＲＴ化
- ・コミュニティバス事業
- ・企業立地の促進
- ・県都活性化税制（再掲）

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

(1) 個別事業等に関連した実践的・試行的な活動の内容、結果等

○民間の新たな投資の喚起（県都活性化税制）

福井市では、福井駅周辺土地地区画整理事業や、市街地再開発事業(3 地区)など、中心市街地の活性化に大きな影響を与える事業が実施又は計画されている状況の中で、この波及効果を受け止め、民間の新たな投資につなげていくために、税制面からの支援策を実施している。

具体的には中心市街地において新築又は増築等をした耐火建築物の固定資産税について、税率の軽減措置を講じている。

平成 1 8 年度までに共同住宅を主として 2 7 件の実績があり、住宅や店舗等の中心市街地への立地に対して効果があった。今後とも同施策を推進し、民間の新たな投資の喚起を促していく。

○都心居住推進の展開（ウララまちなか住まい事業）

中心部における都心居住を推進するために、家賃補助や良質な住宅ストック整備のための支援を行う、「ウララまちなか住まい事業」を平成 16 年度より実施している。

この事業は中心市街地における定住促進だけでなく、中心市街地周辺部についても定住促進を図ることによって、多様な住まい方の支援を行うとともに、中心市街地の商業を支えていこうとしている。

平成 1 8 年度までに賃貸共同住宅建設補助等を中心に 9 6 戸の補助の実績があり、都心居住ニーズに対する効果があった。平成 2 0 年度には同施策の見直し・強化を行い、都心居住の更なる推進を図っていく。

○公共交通機関によるアクセス性の強化（コミュニティバス すまいる）

中心市街地周辺部からの来街の利便性を高め、来街機会を増やしていくために、「コミュニティバス すまいる」の運行を平成 12 年 4 月より開始した（1 乗車 100 円）。平成 15 年 4 月には、利用者の利便性を更に高めるために、「すまいるバスいまどこサービス（インターネットによる運行状況についての情報提供システム）」を開始した。また、バスロケーションシステム（4 ルート共通のバス停に設置）も導入しており様々な利用促進策を展開している。

現在 4 ルート運行しており、乗降者数は総じて増加（H18 約 5 3 万人）しており、買い物や通勤・通学など、市民生活の足となっており、引き続き事業を実施し、利用者の増加を図っていく。

〔２〕都市計画との調和等

（１）21世紀を拓くふくい創造プラン（第五次福井市総合計画）

【賑わいのある中心市街地をつくる】

- ・これまでに蓄積された都市機能の効率的な活用を図るとともに、新幹線開業を視野に入れた新しい交流の拠点とするために様々なまちづくりの取組みを行いながら、賑わいのある「県都の顔」をつくっていく

【持続可能なまちをつくる】

- ・単に快適さや利便さを追求するだけでなく、地域の資源や個性を活かしたまちづくりを進める。
- ・また、超高齢化社会を迎えるにあたり、人の移動を視点とした交通のありかたを検討していく

【活力と魅力あふれる産業をつくる】

- ・活力のあるまちを築くため、今後も起業家への支援や地場産業などの新たな展開への支援を総合的・積極的に行いながら、企業誘致による産業の活性化や雇用の増加を目指す。
- ・また、これからは、新たな交流を促進するため、福井の魅力の発信や、交流客が楽しめるまちづくりに取り組む

（２）福井市都市計画マスタープラン

【中心市街地と地域交流拠点が公共交通ネットワークにより有機的に結ばれた都市】

- ・都市の魅力や活力を支え、にぎわいや観光、交流の拠点となる中心市街地に広域的な機能を集約するとともに、各地域において日常生活に必要な機能が集積した地域拠点を形成していく。また、中心市街地と地域拠点が有機的にネットワークされるよう、自由な行動を支える公共交通幹線軸を強化し、沿線に居住機能を含めた都市機能を誘導していく。

【にぎわい交流の拠点】

- ・ＪＲ福井駅を中心としたエリアを県都の活力を支えるための「にぎわい交流拠点」である中心市街地として位置づける。そのうえで、多くの人が関われる環境と回遊性、アクセスの利便性を向上させるとともに、市民・県民だけでなく、県外からの来訪者・観光客にとっても魅力ある空間づくりを、足羽川や福井城址などの地域資源を活かしながら進める。

（３）福井市国土利用計画（第三次）

中心市街地においては、再開発、地下空間の活用などにより、都市機能の集積化および土地の高度利用を図ることとしている。

（４）福井市住宅マスタープラン

中心市街地においては、都心居住の推進を図るため、土地の高度利用や民間活力の活用により、質の高い中高層の都市型集合住宅の整備の促進や、入居者に対する支援策を導入する必要があるとしている。

具体的には、既存施策である「借上げ型公営住宅」の供給検討や「特定優良賃貸住宅

制度」、「高齢者向け優良賃貸住宅制度」、「都市居住再生融資」の活用を図るとともに、福井市独自の施策として、基準を満たした良質な共同住宅や共同建て住宅の建設の一部を補助する助成策や固定資産税の軽減を実施したり、賃貸共同住宅の入居者に対する家賃補助を検討したりしながら、都心居住の推進を積極的に支援することとしている。

(5) 福井市商業振興ビジョン(地域中小小売商業活性化ビジョン)

中心市街地においては、地方中核都市圏としての中心として、相応しい広域的中心商業核へと再構成すべきと捉えている。そのため、多様で高品質な商業及び文化機能の集積を図るとともに、コンベンションの開催により、全国、環日本海諸国との交流拠点となる情報発信機能を付加し、広域買回り品を中心とした広域的高次商業機能の拠点を形成すべきとしている。

具体的には、高度商業集積地区としての整備やまちづくり組織の創設、景観整備、商店街の活性化及びイメージの発掘、夜の賑わい・界隈性の強化、交通アクセスの整備などが必要としている。

[3] その他の事項

特になし

12. 認定基準に適合していることの説明

基 準	項 目	説 明
第1号基準 基本方針に 適合するも のであるこ と	意義及び目標に関する事項	1 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 参照
	認定の手続	9. 中心市街地活性化協議会に関する事項参 照
	中心市街地の位置及び区 域に関する基本的な事項	2. 中心市街地の位置及び区域参照
	4から8までの事業及び 措置の総合的かつ一体的 推進に関する基本的な事 項	4 から 8 までの事業及び措置の総合的かつ一 体的推進については基本方針に即している。
	中心市街地における都市 機能の集積の促進を図る ための措置に関する基本 的な事項	10. 中心市街地における都市機能の集積の促 進を図るための措置に関する事項参照
	その他中心市街地の活性 化に関する重要な事項	11. その他中心市街地の活性化のために必要 な事項参照
第2号基準 基本計画の 実施が中心 市街地の活 性化の実現 に相当程度 寄与するも のであると 認められる こと	目標を達成するために必 要な4から8までの事業 等が記載されていること	4 から 8 のすべての事業が記載されている。
	基本計画の実施が設定目 標の達成に相当程度寄与 するものであることが合 理的に説明されているこ と	3. 中心市街地の活性化の目標参照
第3号基準 基本計画が 円滑かつ確 実に実施さ れると見込 まれるもの であること	事業の主体が特定されて いるか、又は、特定され る見込みが高いこと	おおむねの事業において、事業主体は特定さ れており基本計画に記載済みである。事業主 体が特定されていない事業についても、特定 される見込みが高いと判断できる状況にあ る。
	事業の実施スケジュール が明確であること	全ての事業について、平成 24 年度までの計画 期間内において完了もしくは、着手できる見 込みである。